平成２６年度

九州食料・農業・農村情勢報告

九州農政局

平成２７年６月

農林水産省

表紙の写真

あさくら三連水車
（トピックス編　P15参照）

場所：福岡県朝倉（あさくらし）市菱野（ひしの）

撮影：九州農政局

通潤橋（つうじゅんきょう）
（トピックス編　P15参照）

場所：熊本県山都町（やまとちょう）長原（ながはら）

撮影：九州農政局

は　じ　め　に

農林水産省では、「農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月決定、26年６月改訂）」に基づき、強い農林水産業（産業政策）と美しく活力のある農山漁村（地域政策）を創り上げるため、必要な予算を確保し、農地中間管理機構による農地集積・集約化、水田フル活用と米政策の見直し、経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払制度の創設などの農政改革を進めてきています。

また、平成27年３月には、新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と、構造改革を後押ししつつ農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として進め、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指して、関係府省の連携の下、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされました。

この『平成26年度　九州食料・農業・農村情勢報告』は、こうした農政改革などに関する最近の九州農政局管内の動きを踏まえ、26年度の食料・農業・農村をめぐる情勢、課題と対応を取りまとめたものです。

巻頭では、この１年間の主な出来事をトピックスとして紹介しています。
また、特集編として、九州農業の担い手確保に向けて、担い手の現状や課題、担い手育成等への支援策の活用、女性農業者の活躍などについて、管内の事例を紹介しながら整理しました。
さらに、動向編として、25年から26年にかけての九州農業の動向を概観するほか、食料自給率向上と食の安全の確保、農業の持続的発展、農山漁村の活性化・多様な交流に向けての各種取組を取り上げています。

本報告書が、九州の農業や農村の厳しい現状や取組等に関する理解のための資料として広く活用され、今後の九州の食料・農業・農村の発展の一助となれば幸いです。
最後に本報告書の作成に当たり、資料の収集、調査等に多大なご協力をいただきました方々に対して、心より感謝を申し上げます。

平成27年６月

九州農政局長　　井上　明

目　次

トピックス編

1　オール九州農水産物トレードフェアinシンガポール　…… 3
2　次世代施設園芸「宮崎県国富町」の整備　…… 5
3　飼料用米の生産・利用の拡大に向けた取組　…… 7
4　農地中間管理事業の取組状況　…… 9
5　ディスカバー農山漁村の宝（第１回）に九州管内から３地区選定　…… 12
6　山田堰・堀川用水・水車群及び通潤用水が「かんがい施設遺産」に登録　…… 14
7　国営施設機能保全事業「大淀川右岸地区」に着手　…… 16
8　家畜伝染病に対する防疫対応　…… 18

特集編　九州の多様な農業の展開と担い手

特集編の編集にあたって　…… 25
コラム【解説：「担い手」とは】　…… 26

第１章　九州の多様な農業展開と担い手の状況　…… 27
1　九州の農業の状況　…… 27
(1) 多様な農業の展開　…… 27
(2) 農業者の現状　…… 29
2　担い手の現状と課題　…… 34
(1) 認定農業者　…… 34
コラム　【九州・沖縄ブロック認定農業者等担い手サミットinくまもと2015の開催】 36
(2) 集落営農組織　…… 36
(3) 農業法人　…… 39
(4) 新規就農・企業参入　…… 42

第２章　担い手の取組事例　…… 50
1　認定農業者の取組　…… 50
事例　【農地の集約と大型機械の導入による作業の効率化】　…… 50
事例　【家族経営でいちご栽培の大規模化】　…… 51
2　集落営農の取組　…… 51
事例　【担い手と集落営農の共存による地域農業の維持】　…… 52
事例　【複合経営での加工・販売の取組】　…… 53
事例　【集落営農の再編・統合による大規模法人化】　…… 54
3　法人の取組　…… 55
事例　【ニーズに応じた米づくり】　…… 55
事例　【環境に配慮した農場づくりへの取組】　…… 56
事例　【農協出資の法人で農地集積】　…… 57
事例　【中山間地域での効率的な農地利用集積】　…… 58
4　新規就農・企業参入　…… 59
事例　【新規就農の取組】　…… 59
事例　【株式会社の農業参入の取組】　…… 60
5　女性の活躍　…… 61
事例　【桜島の降灰を付加価値に変えて】　…… 61
事例　【家族経営協定を活用し経営発展の取組】　…… 62

第３章　担い手の確保に向けた対応 …… 63
1　課題への対応と方向性 …… 63
(1) 農業者の経営発展に向けた方策 …… 63
コラム　【「九州農政局長と語る会」及び「人材育成セミナー」の開催】 …… 66
(2) 新たな農業者の確保 …… 66
コラム　【「農業参入フェア2014 in 福岡」の開催】 …… 70
(3) 土地利用型部門の課題への対応 …… 71
(4) 経営の継承 …… 72
2　女性農業者の活躍に向けて …… 73
特集編の編集を終えて …… 76
参考資料 …… 77

動　向　編

第１章　九州農業の主要指標の動き …… 87
1　農業経営の動向 …… 87
(1) 農業産出額 …… 87
(2) 農業経営収支（個別経営１経営体当たり） …… 87
(3) 農業経営体等 …… 88
2　農畜産物の動向 …… 89
(1) 水稲の生産状況 …… 89
(2) 麦の生産状況 …… 89
(3) 大豆の生産状況 …… 90
(4) 野菜の生産状況（指定野菜14品目） …… 90
(5) 果樹の栽培状況 …… 90
(6) 畜産の飼養状況（26年２月１日現在） …… 91
第２章　食料自給率向上と食の安全の確保に向けた取組 …… 93
1　食料自給率の向上を目指して …… 93
2　食育と地産地消の推進 …… 96
(1) 食育の推進 …… 96
(2) 九州の豊かな農畜産物の地産地消の推進 …… 98
3　食の安全と消費者の信頼確保 …… 99
(1) 農業生産工程管理（GAP）の推進 …… 99
(2) 家畜の伝染性疾病への対応 …… 100
(3) 効率的・効果的な病虫害防除に向けた取組 …… 101
(4) 米穀等の適正流通確保に向けた取組 …… 102
(5) 適正な食品表示に向けた取組 …… 103
(6) 消費者に対する情報提供とニーズの把握 …… 104
4　自然災害による農業関係被害の発生と対応 …… 107
第３章　農業の持続的発展に向けて …… 108
1　人と農地の問題を解決する取組 …… 108
(1) 「人・農地プラン」の作成状況 …… 108
(2) 新規就農者の育成確保 …… 108
(3) 認定農業者の現状 …… 111
(4) 農業経営の法人化等 …… 111
(5) 農村女性の活動の促進に向けた取組 …… 114
(6) 農地の流動化と面的集積の推進 …… 116
(7) 農地整備を契機とした担い手への農地利用集積 …… 117
2　経営所得安定対策等の取組 …… 119
(1) 経営形態別加入申請状況 …… 119
(2) 交付金別加入申請状況 …… 119
(3) 対象作物別の作付計画面積 …… 120

3　農業農村整備等の展開 …… 121
(1) 国営事業の実施状況 …… 121
(2) 農業水利施設等の適切な更新・保全管理 …… 121
(3) 水田の整備状況 …… 122
(4) 畑の整備状況 …… 123
(5) 農村地域の防災・減災対策 …… 124
4　農業所得増大に向けた取組 …… 125
(1) 農山漁村の６次産業化の取組 …… 125
(2) 農林水産物・食品の輸出拡大の取組 …… 128
5　九州における農産物の生産振興・消費拡大 …… 130
(1) 米 …… 130
(2) 麦類 …… 132
(3) 大豆 …… 134
(4) 野菜・果樹 …… 135
(5) 花き・茶・葉たばこ …… 139
(6) さとうきび・でん粉原料用かんしょ …… 142
(7) 畜産 …… 143
(8) 飼料作物等 …… 145
(9) 技術開発・普及の動向 …… 148
6　環境保全型農業への取組 …… 150
(1) 環境保全型農業直接支払の実施 …… 150
(2) エコファーマー認定取得の状況 …… 151
(3) 有機農業の推進 …… 151

第４章　地域資源を活かした農村の振興･活性化 …… 153
1　農山漁村の活性化に向けて …… 153
(1) 農山漁村活性化の取組 …… 153
(2) 農業と医療・福祉との連携 …… 156
2　農業・農村機能の維持と地域資源の保全 …… 158
(1) 農業・農村の持つ多面的な機能 …… 158
(2) 中山間地域の活性化に向けて …… 160
(3) 農地・農業用水等の保全管理の現状と取組 …… 163
3　耕作放棄地の現状と解消に向けた取組 …… 165
(1) 耕地面積と耕地利用率 …… 165
(2) 耕作放棄地解消の取組 …… 166
4　鳥獣被害とその対策 …… 168
5　エネルギー生産への農山漁村の資源の有効活用 …… 171
(1) 再生可能エネルギー導入の取組 …… 171
(2) 小水力発電等の再生可能エネルギーの有効利用に向けて …… 172
(3) 豊富なバイオマスを活かして …… 173

巻末資料

Ⅰ　平成26年度（第53回）農林水産祭参加表彰行事の農林水産大臣賞受賞者一覧　179
Ⅱ　参考付表 …… 183

トピックス編

１　オール九州農水産物トレードフェアinシンガポール

九州地域が一体となってシンガポールへの輸出拡大を図る商談会（オール九州農水産物トレードフェアinシンガポール）が、九州農業成長産業化連携協議会（以下「連携協議会」という。）と日本貿易振興機構（ジェトロ）との共催で、平成27年３月12日に開催されました。シンガポール最大の経済団体であるシンガポール・ビジネス連盟等の支援の下、多くのバイヤーが来場し活発に商談が行われるなど、盛況なものになりました。

九州農政局も、九州各県と農業界、経済界が連携し取り組まれる同トレードフェアを支援しています。

（１）オール九州での輸出促進への取組

連携協議会は、九州の農業関係者と九州内外の経済界とが連携を図り、経営力の強化と、販売・加工・輸出等の拡大を図ることを目的に設立され、農林漁業団体、農業法人、農林漁業者、経済団体、様々な業種の企業、研究機関、行政機関等が会員となり、九州農政局も他の機関と共に事務局を担当しています。

輸出相手国で各県が単独で開催する商談会は、コスト面で割高となることや、規模が小さく大きな効果が得られないことがあります。連携協議会では、九州地域が一体となって大規模な商談会を開催することで、一層の多様な結び付きが得られるよう取り組んでおり、今回のトレードフェアは26年２月の香港に続くものです。

（２）シンガポールでの開催

今回、シンガポールが開催地に選ばれたのは、①食料の多くを周辺諸国等からの輸入に依存し、国民所得は日本と同水準以上という環境にある、②東南アジアの物流・商流の拠点であり同国のみならず東南アジア等への輸出拡大の足がかりとなり得る、③九州からは比較的近距離にあり、新たな海上輸送方式を用いたビジネスモデルが構築可能、④「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」（25年８月公表）において多くの品目で重点国として位置付けられている等、今後の輸出拡大を図る上では特に重要な国であるためです。

（３）トレードフェアの概況

トレードフェアは、在シンガポール日本国大使、シンガポール・ビジネス連

盟理事等の出席の下、開会式が行われ開幕しました。九州全県及び沖縄県の農業者団体・企業（以下「生産団体等」という。）27団体、現地の輸入業者、卸売・小売業者、外食事業者のバイヤー等の実需者（以下「バイヤー等」という。）約160人が来場しました。

開会のセレモニー

生産団体等は試食や調理方法等の説明を交え商品のアピールを行い、バイヤー等も商品の特徴や価格等を熱心に聞き入るという光景が到るところでみられ、商談の合間に、ぶりの解体ショー（刺身やカルパッチョの試食）も行われ盛況なものとなりました。また、九州地域が一体となって商談会を行うとの考えの下、商品を県別に配置するのではなく、種類別に配置したところ、「見やすい」、「分かりやすい」等の評価が得られました。

（４）バイヤーの反応と今後の対応

会場の様子

商談では、シンガポール国民の経済状況や消費者意識を反映して、健康志向の商品、高品質な商品へ関心が集まりました。バイヤー等へのアンケートをみても、日本産品を取扱うに当たって重視する項目としては、品質と回答する者が各品目を通じて一番多く、日本産品には価格面よりも品質面への期待が大きいとの結果となっています。

相手国によって日本産品に対する志向も異なり、また、流通構造や商習慣も異なることから、それらに合わせた商品選びや販売ルートの選択・開拓等が必要となってきます。九州農政局では、引き続き、輸出相手国の情報提供や輸出に関する様々なご相談に対応するとともに、効果的な商談会の開催等を支援していきます。

２　次世代施設園芸「宮崎県国富町（くにとみちょう）」の整備

（次世代施設園芸とは）

野菜や果樹、花きは、新規就農者の85％が選択する※魅力ある分野であり、なかでも施設園芸は、周年化や資材投入に見合う大幅な生産性の向上、化石燃料依存からの脱却等の課題を解決していくことで、より足腰の強い農業として発展していくことが期待されています。

農林水産省では「攻めの農林水産業」の一環として、我が国の施設園芸を次世代に向かって発展させる視点から、地域の代替エネルギーを活用するとともに、施設の大規模集約、高度な環境制御による周年・計画生産等を一体的に実施する、次世代施設園芸導入加速化支援事業の取組を進めています。

平成27年３月現在、全国で９か所の地域資源エネルギーを活用した次世代拠点の建設が進められています。

（「宮崎県拠点」国富町）

宮崎県は九州でも有数な施設園芸産地であり、特にきゅうりは全国１位、ピーマンは全国２位の農業産出額（25年）ですが、高齢化が進む中、次代の担い手を育成することが急務となっており、また、安定的な経営を維持する上で、光熱費や資材費等の、生産コストの低減を図るための経営構造の転換・強化が必要となっています。

そこで、宮崎県では国の事業を活用した次世代施設園芸拠点を国富町に整備することとしました。具体的には、約4.8haの全体規模

図１　宮崎県拠点の整備概要（予想図）

資料：宮崎県

※　全国農業会議所・全国新規就農相談センター「新規就農者の就農実態に関する調査結果-25年度-」による。

の中に、きゅうり1.8ha、ピーマン2.3haのハウスと種苗生産施設や集出荷施設を建設し、ICT※を活用した高度な複合環境制御装置により、温度や湿度、二酸化炭素や日射量等のハウス内環境を自動管理します。このことにより、高い生産性と安定した収量を可能とし、当事業の成果を周辺産地に波及させることで、将来にわたって生産性の高い産地の造成と、次代を担う後継者の育成を図っていきます。

また、地域の豊富な森林資源を活用できる木質バイオマス暖房機の導入により、地産地消の推進と化石燃料の価格変動に左右されない園芸産地への転換を目指しています。

【次世代施設園芸宮崎県拠点で活用される技術】

［高度環境制御システム］

UECS(ユビキタス環境制御システム)を利用してハウス内の環境を管理します。また、UECSではセンサーと機材を異にするメーカー間でも制御でき、導入コストが抑えられます。

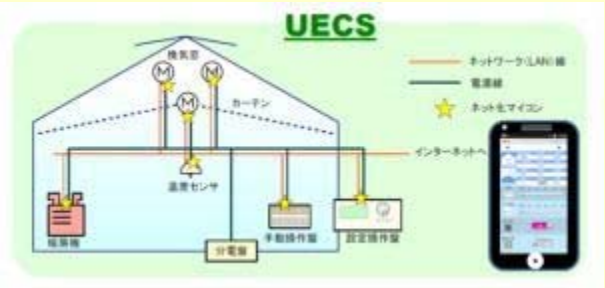

資料：宮崎県

資料：宮崎県

［木質バイオマス暖房機］

暖房機の燃料となる木質ペレットは、1kg当たり45円前後となっており、ペレット2kgで重油1Lに相当する熱量が発生します。

また、大分県九重町（ここのえまち）でも、地域資源である地熱を活用した拠点整備計画が進められています。

※ Infomation and Communication Technologyの略。情報や通信に関する技術の総称。

３　飼料用米の生産・利用の拡大に向けた取組

国民１人が１年間に食べるお米の量は、食生活の変化に伴い、昭和37年度の118kgをピークに、平成25年度には半分以下の56kgにまで減少しています。農林水産省では、主食用米の需要に応じた生産の定着と飼料用米をはじめとする非主食用米の本作化に向けた取組を推進しています。

第１回推進会議の様子

飼料用米については、家畜の配合飼料の原料として、年間約450万ｔの利用が可能であると見込まれており、輸入に依存しているとうもろこしの代替飼料として、国産飼料に立脚した畜産経営の安定に寄与することが期待されます。また、稲作農家にとっては、排水条件等から麦や大豆の栽培に不向きなほ場でも栽培ができ、また、所有する農業機械や施設を有効利用することができることから、水田フル活用による所得の向上が期待されます。

第２回推進会議（現地検討）の様子
（熊本県菊池市）

このため、九州農政局では、26年６月に「九州地域飼料用米推進会議」を設置し、生産者、実需者だけでは解決が困難な課題の解決に向け、生産者、実需者、試験研究機関、行政機関等の関係機関が一体となって、飼料用米の生産･利用の拡大に取り組んでいます。

（九州における課題）

九州は、全国有数の畜産地帯であることから、飼料用米の生産農家と畜産農家が地域内で直接取引することが可能であり、また、近隣に配合飼料工場も多く、原料としての需要も多く見込まれます。

その一方で、主食用米に代わる水田作として、大豆、WCS用稲（稲発酵粗飼料用稲）、飼料作物等の作付けが定着・進展していることから、飼料用米の生産量は、26年産で約２万ｔにとどまっており、

図２　飼料用米の生産量の推移（九州）

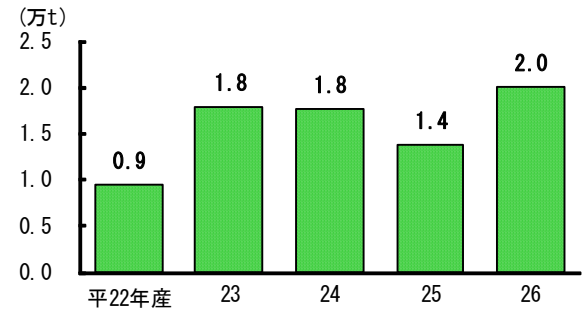

資料：農林水産省「新規需要米の取組計画認定状況」、「新規需要米の生産量」
注　：平成26年産の生産量は、計画生産量

豊富な需要を満たすためには、生産の拡大が課題となっています。

（管内の事例）

このような中、早くから飼料用米の生産に取り組んでいる地域もあります。熊本県菊池地域では、JAきくちが中心となり、21年に強い農業づくり交付金を活用して、カントリーエレベーター※1に飼料用米専用サイロ※2を設置するなど保管体制を整備しました。また、利用に当たっては、需要に応じて配合飼料にした後、随時、肉用牛農家へ供給しており、現在では牛の肥育全期間における周年給与を実現しています。さらに、生産された牛肉は、地元のお米を食べて育った地域環境にやさしい牛をコンセプトに「えこめ牛」としてブランド化され、JAの農産物直売所や県内外の量販店で販売されています。

菊池カントリーエレベーター

えこめ牛の販売の様子

27年３月31日に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画では、水田活用の直接支払交付金による飼料用米等に対する支援を明確に位置付け、需要に応じた米の生産を推進するとともに、優れた生産装置である水田をフルに活用し、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米の生産を拡大し、本作化を推進することとしています。

【飼料用米の低コスト生産技術実証の取組（鹿児島県農業再生協議会）】

鹿児島県は、全国有数の畜産県であることから、自給飼料の生産拡大に取り組んでいます。鹿児島県農業再生協議会では、国の産地活性化総合対策事業を活用して、多収性専用品種「ミズホチカラ」を用いた乾田直播による省力栽培技術実証（姶良市）や団地化による低コスト生産・経営技術実証（霧島市）に取り組んでいます。

乾田直播による播種
（鹿児島県姶良市）

団地化ほ場の配置
（鹿児島県霧島市）

※１　穀類、豆類の乾燥･調製･貯蔵を行う大型の施設。
※２　カントリーエレベーターやライスセンターに付属する貯蔵庫。

4　農地中間管理事業の取組状況

農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、「信頼できる農地の中間的受皿があると、農地の集積・集約化が円滑に進む」との現場の意見を踏まえ新設された仕組みです。

このための法制として、「農地中間管理事業の推進に関する法律」が、平成26年３月に施行、これを受け管内では、４月までに機構が全県で指定され、26年度当初から農地中間管理事業が実施されています。

この事業は、機構が農地の出し手から農地を借受け、必要に応じて基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、機構から担い手に対して貸付けるものです。

（実施状況）

管内の農地中間管理事業の実施状況は、26年４月１日より熊本県が県下２モデル地区（高森町（たかもりまち）、芦北町（あしきたまち））において、借受希望者を募集（公募）したことを皮切りに、管内で計23回の募集が行われています。

この結果、機構が農地の出し手から借入れを行い、それらを借受希望者に貸し付けたものは、1,430件、1,842haとなっています。

表１　農地中間管理事業の実施状況（平成27年３月末現在）

県　名	農地中間管理機構の名称	借受公募の実施回数	借入状況		貸し付け状況	
			機構借入		利用配分計画の認可・公告	
			経営体数	面積(ha)	件数	面積(ha)
福岡県	(公財)福岡県農業振興推進機構	3	630	357.0	130	357.0
佐賀県	(公社)佐賀県農業公社	2	184	202.0	35	68.4
長崎県	(公財)長崎県農業振興公社	3	1,217	564.7	678	554.5
熊本県	(公財)熊本県農業公社	4	751	352.7	107	207.9
大分県	(公社)大分県農業農村振興公社	4	298	136.0	32	132.2
宮崎県	(公社)宮崎県農業振興公社	3	977	413.9	305	373.8
鹿児島県	(公財)鹿児島県地域振興公社	4	257	153.3	143	147.8
合　計		23	4,314	2,179.6	1,430	1,841.6

資料：九州農政局調べ

（事業実施上の課題等）

農地中間管理事業を進める上で、農地の借受希望者に対して出し手の農地が極めて少ないことが課題となっています。

この要因としては、農地中間管理事業が初年度であり、各県機構の実質的な体制が整ったのが昨年夏頃になったこともあり、受け手への周知はある程度できた一方で、出し手への制度の浸透が十分できなかったことが要因の一つと考えています。

また、機構にまとまった形で農地を貸してもらうためには、集落における話合いが重要であり、このため、人・農地プランの見直しの話合いなどを積極的に推進していくことや、これまで実施してきた様々なメディアを通じた広報活動の展開と併せて、市町村ごとに、県、市町村、農業委員会、JA等が連携した事業推進のためのチームを編成し、戸別訪問等による制度の周知や、事例を用いた農地中間管理事業の活用方法を提案し働きかけを行っていくなど、出し手の掘り起こしを強力に推進していくことが重要と考えています。

表２　農地中間管理機構指定等の状況

県　名	機構指定年月日	農地中間管理機構に指定された法人	農地中間管理事業の開始日
福岡県	平成26年3月27日	公益財団法人 福岡県農業振興推進機構	平成26年4月1日
佐賀県	平成26年4月1日	公益社団法人 佐賀県農業公社	平成26年4月1日
長崎県	平成26年3月6日	公益財団法人 長崎県農業振興公社	平成26年4月1日
熊本県	平成26年3月5日	公益財団法人 熊本県農業公社	平成26年4月1日
大分県	平成26年3月27日	公益社団法人 大分県農業農村振興公社	平成26年4月1日
宮崎県	平成26年3月27日	公益社団法人 宮崎県農業振興公社	平成26年4月1日
鹿児島県	平成26年3月27日	公益財団法人 鹿児島県地域振興公社	平成26年4月1日

資料：九州農政局調べ

【九州管内の特徴的な取組事例】

○長崎県

市町段階に行政機関、農業委員会、JA及び県の出先（普及組織を含む）をメンバーとする「農地中間管理事業推進チーム」を設置し、同チームが各集落を巡回して出し手の掘り起こしやマッチング等を行っており、その活動状況を毎月２回、機構へ報告するなどの進行管理を徹底しています。

○熊本県

県知事自らが先頭に立って「私に農地を預けてください！」と公的な仲介の仕組みであることをPRするとともに、県、機構を中心とした現場の推進体制が整備されています（担当者40名を配置）。

【ほ場整備事業と連携した機構の活用で担い手に農地を集積・集約化
（熊本県荒尾市川登地区）】

熊本県荒尾市川登地区では、農業者の高齢化が進む中、担い手に農地を集積・集約化していく必要がありました。このため、現状では担い手の経営農地が分散し、区画も小規模・不整形であったことから、平成25年度より県営ほ場整備事業（経営体育成基盤整備事業）に取り組み、26年度からは農地中間管理事業を活用することによって、農地の大区画化と担い手への面的集積に取り組むこととしました。

農地中間管理事業の実施にあたっては、機構の農地集積専門員の支援の下、地区内で円滑な話合いが行われ、その結果、ほ場整備事業の受益地内のほとんどの農地を機構が一括して借り上げ、担い手（９名）へ農地の集積・集約化が図られています。

ほ場整備後の担い手の借受農地のイメージ

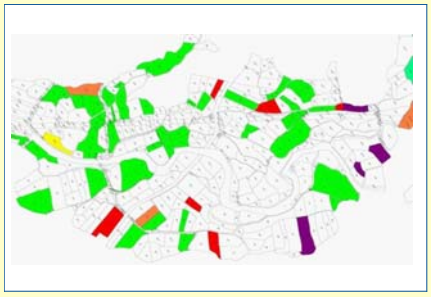

（ほ場整備前）

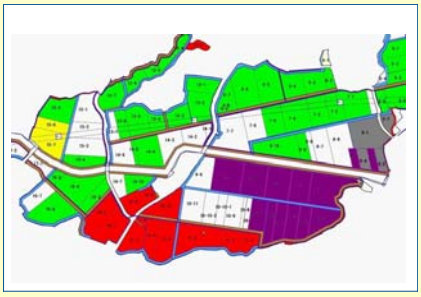

（ほ場整備後）

５　ディスカバー農山漁村の宝（第１回）に九州管内から３地区選定

「ディスカバー農山漁村の宝」とは、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、地方が持つ魅力を「発掘」し、これらを地域活性化につなげている優良な事例を選定し、全国に発信する取組です。

平成26年２月からの公募、審査を経て６月10日、首相官邸において、選定地区代表者を招いて「ディスカバー農山漁村の宝」選定証授与式及び交流会が開催され、全国で23地区※、うち九州管内から３地区の取組が選定されました。

交流会
（安倍内閣総理大臣と懇談する九州ブロック代表者）

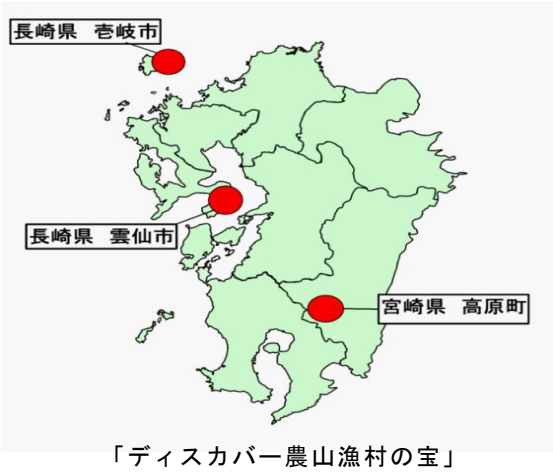

「ディスカバー農山漁村の宝」
選定地区位置図

【「島のめぐみ観光農園」プロジェクトチーム（長崎県壱岐市）】
～壱岐の島が元気になれば、日本が世界が元気になる！～

「島のめぐみ観光農園」では、地域の魅力を発信し、安心安全な食材を提供・販売するため、遊休農地を活用した有機農業に取り組んでいます。

また、収穫物や地場海産物を利用した加工品の開発とインターネットを活用した販売を進め、「鯛茶漬け」が国際線の機内食に採用されました。

離島ならではの循環型有機栽培の取組を全島に展開させるとともに、安心安全な食材の島としての情報を発信しています。

有機栽培の野菜サラダ

鯛茶漬け

※　農林水産省ホームページ「ディスカバー農山漁村の宝」
→http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/discover.html

【農事組合法人守山女性部加工組合（長崎県雲仙市）】
～世界に認められた伝統野菜「雲仙こぶ高菜」で地域おこし～

「守山女性部加工組合」では、女性グループの発意により、郷土の食文化を守り継ぐため、希少な伝統野菜「雲仙こぶ高菜」の栽培と加工品の開発、販売に取り組むとともに、「雲仙ブランド」※1認定等による販路の開拓を進めてきました。また、地域の子供を対象とした栽培、収穫、調理体験を実施しています。

平成20年にスローフード協会※2国際本部から、「味の箱舟」※3に認定されたことを受け、世界に情報を発信するとともに、国内外からの視察を受け入れており、雲仙市有機生産者ネットワークの構築に力を入れています。

守山女性部加工組合

雲仙こぶ高菜料理

【農事組合法人はなどう（宮崎県高原町）】
～麦を中心とした６次産業化にパワー全開～

「はなどう」では、生産農家の高齢化が進む中で農地を集積し、米と麦を生産する集落営農組合を設立し、現在、６次産業化に向けて取り組んでいます。県内の企業と連携し、米麦を加工したオンリーワンの商品開発を行い、農産物直売所での販売、古民家レストランの経営や女性部による人材育成、食育活動にも力を入れています。

農産物直売所「杜の穂倉」

女性部による活動

※１　雲仙市における優良な農畜水産物（加工品を含む。）を雲仙ブランドとして認定。

※２　食文化のボランティア団体。消えつつある伝統的な食文化や食材を守り伝える活動を世界中で広めている。国際本部はイタリア。

※３　絶滅の危機にある希少な食材を世界共通のガイドラインで選定し、支援することで、その生産や消費を守り、地域における食の多様性を守ろうという計画。未来の子供たちに残したい味を「箱舟」に例えている。

６　山田堰・堀川用水・水車群及び通潤用水が「かんがい施設遺産」に登録

（かんがい施設遺産制度とは）

国際かんがい排水委員会（ICID[※1]）は、平成26年９月にかんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資することを目的として、かんがい施設遺産制度を創設しました。

この制度は、建設から100年以上経過し、かんがい農業の発展に貢献したものや卓越した技術により建設されたもの等、歴史的・技術的・社会的価値のあるかんがい施設を後世に残す遺産として登録・表彰するものです。

（管内におけるかんがい施設遺産の登録施設）

26年９月16日に大韓民国光州広域市においてICID主催の国際執行理事会が開催され、九州の「山田堰・堀川用水・水車群」（福岡県朝倉市）及び「通潤用水」（熊本県山都町）の２施設を含む全５か国17施設[※2]の登録が決定されました。

また、日本国内では、10月23日に農林水産省において、登録された日本の９施設[※3]の申請者に対し、かんがい施設遺産登録証の伝達式が行われました。

国際執行理事会の様子
（大韓民国光州広域市）

かんがい施設遺産への登録により、かんがい施設の持続的な活用・保全方法の蓄積、研究者・一般市民への教育機会の提供、かんがい施設の維持管理に関する意識向上に寄与するとともに、かんがい施設を核とした地域づくりに活用されることが期待されています。

※１　「ICID」（International Commission on Irrigation and Drainage）
1950年に設立された自発的非営利・非政府国際機関。日本は1951年に加盟。
現在96の国・地域が加盟。
※２　日本の９施設以外に、中国・タイ・スリランカ・パキスタンの４か国８施設が登録された。
※３　農林水産省ホームページ→http://www.maff.go.jp/j/nousin/kaigai/ICID/his/his.html

【九州管内のかんがい施設遺産】

山田堰・堀川用水・水車群（福岡県朝倉市）

山田堰・堀川用水・水車群は、朝倉地域の農業を支えるかんがい施設で、筑後川から取水する山田堰、その水を農地に送る堀川用水、そして堀川用水より高所の水田に送水するための三連水車をはじめとした３群７基の水車群により構成されており、これらの施設は、筑後川から約55万t/日を取水し、652haの農地をかんがいしています。

○申請者：山田堰土地改良区

山田堰

あさくら三連水車（ライトアップ）

通潤用水（熊本県山都町）

通潤用水は、河川を取水源とするかんがい施設で、幹線水路とその支線、吹上樋（サイフォン形式の通水管）を載せる国内最大の石造アーチ水路橋通潤橋のほか、用水を各支線水路へ一定比率で分配する円形分水や余剰水を河川に戻すための機能である砂蓋※（本井手通り、水落シ）等の施設で構成されており、夏季の放水が観光資源ともなっています。約160年間、現役の農業かんがい施設として中核的な存在であり続けています。

○申請者：熊本県山都町役場

通潤橋の放水の様子

通潤用水（下井手 13 号水路上流坑口）

※　砂蓋とは水量調節等を目的に通潤用水の各所に設置されている、余った水を川に戻すための人工水路（余水吐）。

7　国営施設機能保全事業「大淀川右岸地区」に着手

大淀川右岸地区は、宮崎県の南部を流れる一級河川である大淀川水系大淀川右岸に位置し、宮崎市の東西17km、南北９kmに広がる1,938haの農地を持つ農業地帯ですが、畑地帯水源整備事業※実施前は、清武川の支流やため池からの用水に依存しており、小規模な用水路のため用水不足を来たし、生産可能な作物は限られ生産量も不安定でした。

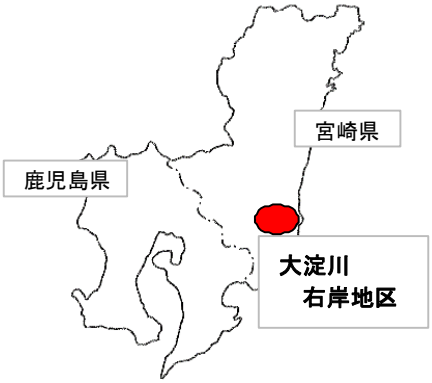

大淀川右岸地区の位置図

だいこんへの散水

昭和56年10月に、天神ダムと畑地への配水施設の整備を行う事業に着手し、平成19年度に国営事業を完了しました。現在は、田での水稲とだいこん、きゅうり等の栽培を組み合わせた農業経営や畑地での果樹、茶の専作による農業経営が展開されています。

天神ダムは、工事完成後試験湛水を経て、14年度より供用を開始していました。しかし、17年９月の台風14号襲来により、ダム上流の山腹が崩壊し大量の土砂がダム湖内に流れ込み、想定を上回る堆砂（23年現在で計画堆砂容量の62.5%）となっており、今後、貯水機能への影響が懸念されます。

ダム上流の山腹崩壊に伴う貯水池堆砂と濁り

錆により作動不良の空気弁

また、事業当初に整備された一部の施設では耐用年数を経過する中で、経年劣化による錆（さび）等の発生により、水路でのバルブ等の作動不良、ダム管理システム等の水管理施設に不具合が生じています。

このような状況を踏まえ、今後、さらなる性能低下の進行により、施設の維持管理に多大な

※　特殊土壌地帯において畑地の水源整備を行うことを目的とした国営かんがい排水事業。

費用と労力を要するとともに、農業用水の安定供給に支障を来すことが予想されることから、国営施設機能保全事業として施設機能診断調査を行ない、26年３月大淀川右岸地区長寿命化計画を策定しました。

今回、この長寿命化計画に基づき事業申請手続きが行われ、26年11月20日に計画確定がなされ、現在は本格的な工事に向けての作業を行っている状況です。

このような状況に加え、事業計画では、補修更新の代表的な施設として、選択放流施設や土砂流入防止施設、また維持管理費軽減のための小水力発電施設（出力107kw）の設置等を予定しています。

選択放流施設
（イメージ写真
及び概要図）

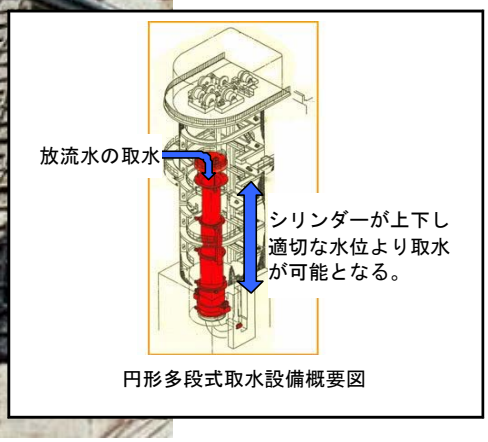

円形多段式取水設備概要図

国営施設機能保全事業は、施設の全てを更新するのではなく、施設の痛み具合を調査し、その程度や施設の重要度を勘案しながら計画的に補修や補強を行っていく事業です。

また、本事業については、関係する地方公共団体である宮崎市が作成した田園環境整備マスタープラン※等との整合を図り、生態系や景観との調和にも配慮して事業を実施することとしています。

土砂流入防止施設（イメージ写真）

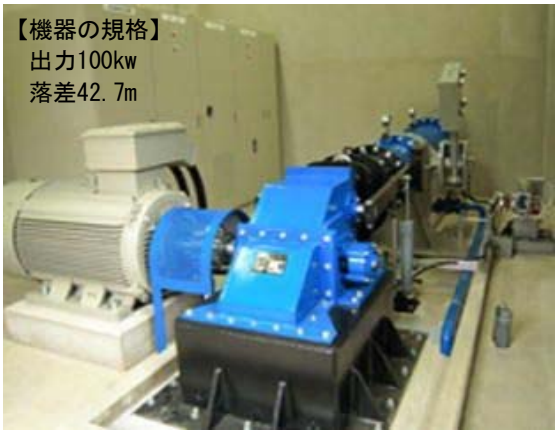

小水力発電施設（イメージ写真）

※　地域の合意のもと、市町村が作成する農村地域の環境保全に関する基本計画。

８　家畜伝染病に対する防疫対応

１　熊本県における高病原性鳥インフルエンザ発生への対応

（１）発生の概要

平成26年４月13日８時に熊本県多良木町（たらぎまち）の家きん飼養農場において、国内で３年ぶりに高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。

農林水産省は、９時30分に農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を設置するとともに、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、同日、疫学調査チームを現地に派遣しました。

また、熊本県は、熊本県鳥インフルエンザ防疫対策本部を９時30分に開催し、移動制限区域（半径３km）及び搬出制限区域（半径10km）を設定するとともに、関係市町村、団体及び農林水産省をはじめとする関係省庁と連携し、発生農場及び関連農場における防疫作業を13日10時30分から開始しました。14日19時20分には殺処分が終了し、16日７時30分には全ての防疫措置が完了しました。

その後の確認検査において異常がなかったことから、５月１日に搬出制限区域が解除され、防疫措置完了後21日経過した５月８日０時に移動制限が解除されました。

（２）農政局の対応

九州農政局では、家畜伝染病予防法に基づく、鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生した場合に備え「特定家畜伝染病発生時の対応マニュアル」を作成し、定期的に防疫演習を実施するなど、迅速な初動及びまん延防止に向けた各県の取組のサポート体制を整備しています。

熊本県において発生が確認された４月13日の９時30分には、直ちに九州農政局高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置し、「関係機関との連携・調整」、「熊本県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するための防疫支援者の派遣」、「生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供」を行っていくことを決定し、以下のとおり対応しました。

ア　防疫作業等への人的支援

熊本県からの要請を受けて、14日未明に農政局職員（本局49人、八代（やつしろ）地域センター11人）を現地に派遣し、発生農場において殺処分・埋却等の防疫作業を行いました。また、農林水産省現地支援チーム及び県対策本部に防疫措置に関する連絡調整のため職員を派遣するとともに、疫学調査チー

熊本県の防疫作業に
九州農政局の職員を派遣

ムによる現地調査にも職員を派遣しました。

イ　正確な情報の提供

「鶏卵や鶏肉を食べて鳥インフルエンザが人に感染することは報告されていません」といった正しい知識の普及・啓発のため、ポスター、チラシ等を消費者団体、食品関係団体及び畜産関係団体に配付しました。また、九州農政局のホームページ※1に「鳥インフルエンザに関する情報」のコーナーを設置するとともに、メールマガジン※2により正しい知識の周知を行いました。

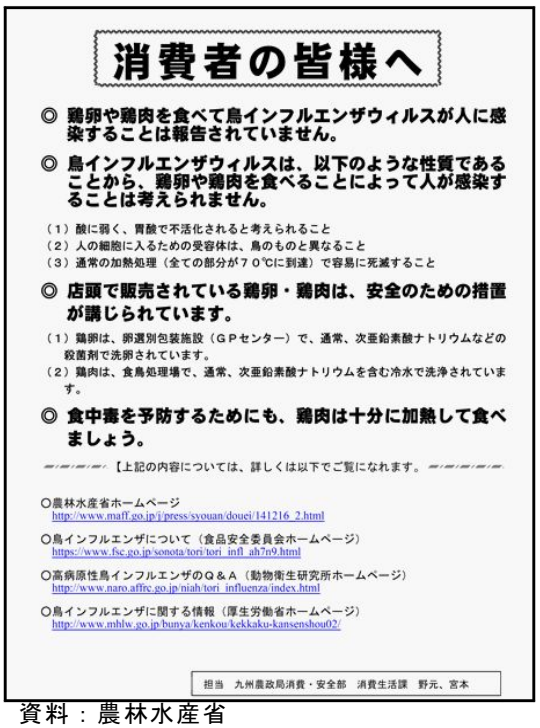

消費者の皆様へ

◎ 鶏卵や鶏肉を食べて鳥インフルエンザウィルスが人に感染することは報告されていません。

◎ 鳥インフルエンザウィルスは、以下のような性質であることから、鶏卵や鶏肉を食べることによって人が感染することは考えられません。

（1）酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
（2）人の細胞に入るための受容体は、鳥のものと異なること
（3）通常の加熱処理（全ての部分が７０℃に到達）で容易に死滅すること

◎ 店頭で販売されている鶏卵・鶏肉は、安全のための措置が講じられています。

（1）鶏卵は、卵選別包装施設（ＧＰセンター）で、通常、次亜鉛素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗卵されています。
（2）鶏肉は、食鳥処理場で、通常、次亜鉛素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄されています。

◎ 食中毒を予防するためにも、鶏肉は十分に加熱して食べましょう。

【上記の内容については、詳しくは以下でご覧になれます。】

○農林水産省ホームページ
http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/141216_2.html
○鳥インフルエンザについて（食品安全委員会ホームページ）
https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html
○高病原性鳥インフルエンザのＱ＆Ａ（動物衛生研究所ホームページ）
http://www.naro.affrc.go.jp/niah/tori_influenza/index.html
○鳥インフルエンザに関する情報（厚生労働省ホームページ）
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/

担当　九州農政局消費・安全部　消費生活課　野元、宮本

資料：農林水産省

ウ　小売店舗等における不適切な表示の調査

農政局・地域センターの職員が小売店舗を巡回して、消費者等に対して誤解を与えるような不適切な表示（例えば「熊本県産の鶏肉は取り扱っていません」等）が行われていないか調査し、不適切な表示については、その是正を要請しました。

２　宮崎県、佐賀県における高病原性鳥インフルエンザへの対応

九州農政局管内では、12月16日に宮崎県延岡（のべおか）市、同28日に宮崎市、27年１月18日に佐賀県有田（ありた）町の家きん飼養農場において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。このほか、26年12月30日に山口県、27年１月15日に岡山県においても発生が確認されました。いずれの発生においても、他の農場に拡大することなく、防疫措置完了から21日経過後に移動制限が解除されました。宮崎県、佐賀県での発生の際にも、４月の熊本県の事例と同様に九州農政局高病原

表３　平成26年度に九州で発生した高病原性鳥インフルエンザ

発生場所	確認日	農場の規模（注）	防疫措置完了日（殺処分、消毒等）	移動制限解除日時
熊本県 多良木（たらぎ）町	26年 ４月13日	肉用鶏 112千羽（２農場）	26年 ４月16日	26年 ５月８日０時
宮崎県 延岡（のべおか）市	12月16日	種鶏 4千羽	12月16日	27年 １月７日０時
宮崎県 宮崎市	12月28日	肉用鶏 42千羽	12月29日	１月20日０時
佐賀県 有田（ありたちょう）町	27年 １月18日	肉用鶏 72.9千羽（２農場）	27年 １月20日	２月11日０時

資料：農林水産省
注　：熊本県、佐賀県の事例では発生農場に加え関連農場を含む。

※１　鳥インフルエンザに関する情報
→http://www.maff.go.jp/kyusyu/syohianzen/nouchiku/densen/toriinfuru.html
※２　九州農政局「アグリ・インフォ九州第157号」平成26年５月９日発行
→http://www.maff.go.jp/kyusyu/mailmagazine/bk/a-info_157.html

性鳥インフルエンザ対策本部を開催して対応しました。連絡調整等のための職員を派遣するとともに、佐賀県の発生農場での防疫作業には、佐賀地域センターから12人の職員を派遣しました。

３　近隣諸国における口蹄疫発生での注意喚起

口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の家畜がかかる伝染病で、畜産業に大きな経済的損失をもたらします。

22年４月には、宮崎県で発生し、牛、豚合わせて30万頭余りが殺処分されましたが、22年及び、92年ぶりの発生であった12年の発生の際にも、我が国で発生する以前に、隣国韓国での発生が確認されています。

韓国では、26年７月に３年３か月ぶりに口蹄疫の発生が確認されて以降、発生が拡大しています。また、中国、香港、台湾等の東アジア諸国でも断続的に発生が確認されており、人や物を介した我が国への侵入リスクが高い状況にあります。

図２　中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況（平成25年1月以降の発生：平成27年５月12日現在）

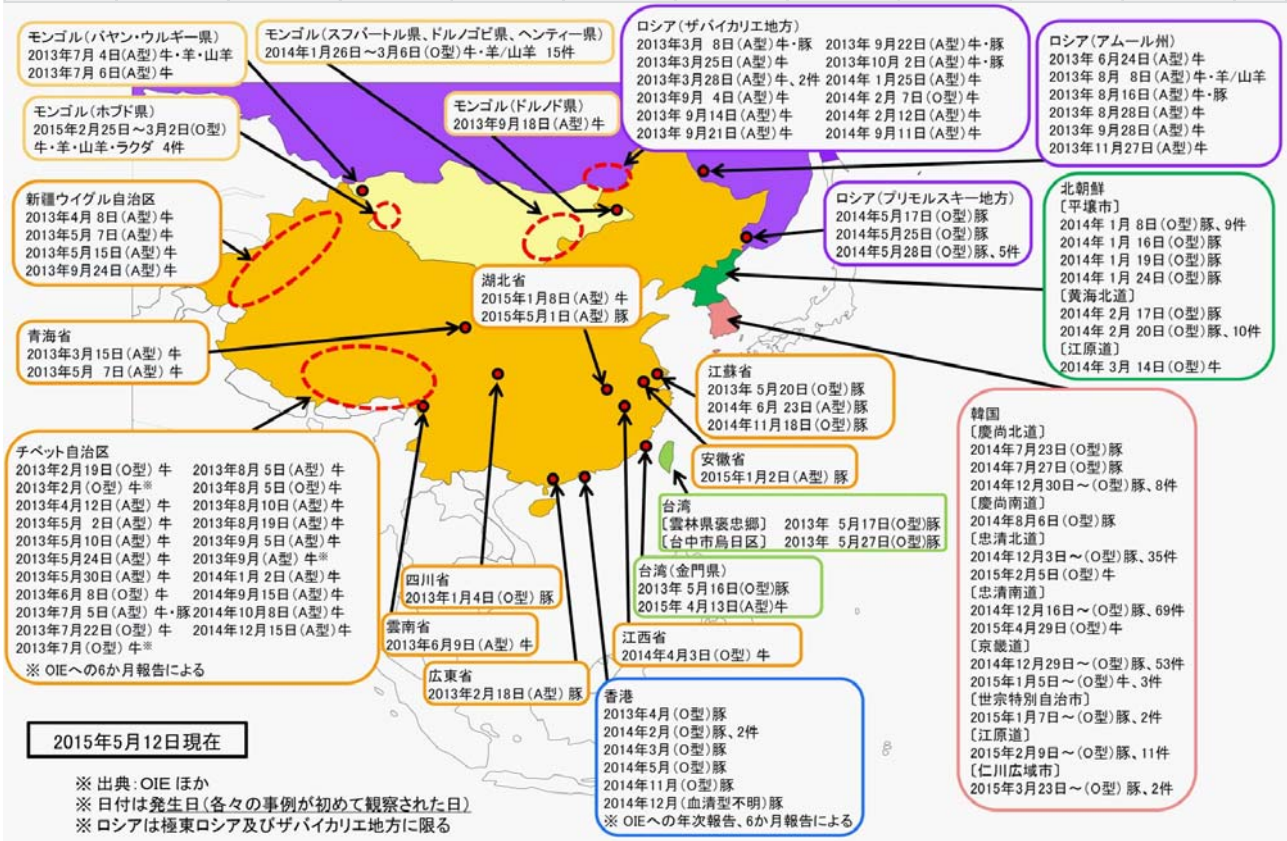

資料：農林水産省

農林水産省では、口蹄疫の侵入リスクが高まっていることを踏まえ、国内での発生を未然に防ぐため、飼養衛生管理基準の遵守、早期の発見・通報の必要性について、牛豚の飼養者、関係機関への周知に努めてきました。

九州農政局でも、各県と協力しながら、広報活動等を行っています。

4　豚流行性下痢（PED）への対応

25年10月に、国内で７年ぶりに豚流行性下痢（以下、「PED」という。）が発生しました。PEDは、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザのような特定家畜伝染病※ではありませんが、生後間もない子豚が感染すると高い確率で死亡します。

26年４月をピークに、26年８月末までに38道県817戸で発生しており、うち九州においては、全県の325戸で発生し、この325戸では、27年４月26日時点で約45万頭が発症、約15万頭が死亡しています。

農林水産省は、26年10月に、本病の発生及び感染拡大を効果的に防止し、被害を最小化することを目的として、飼養衛生管理の徹底、ワクチンの適切な使用等の防疫措置や、発生農場情報の共有、知事による特別防疫対策地域の指定等を具体的に示した「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」を策定しました。

九州農政局においても、地域での防疫対策の取組に対し、消費・安全対策交付金による支援等を行いました。

なお、26年９月以降も、27都道県210戸（九州では６県60戸）で発生が確認されており（27年４月26日現在）、引き続きマニュアルに沿った対応の徹底が重要となっています。

図３　豚流行性下痢の新規発生確定件数の推移（平成27年４月26日現在）

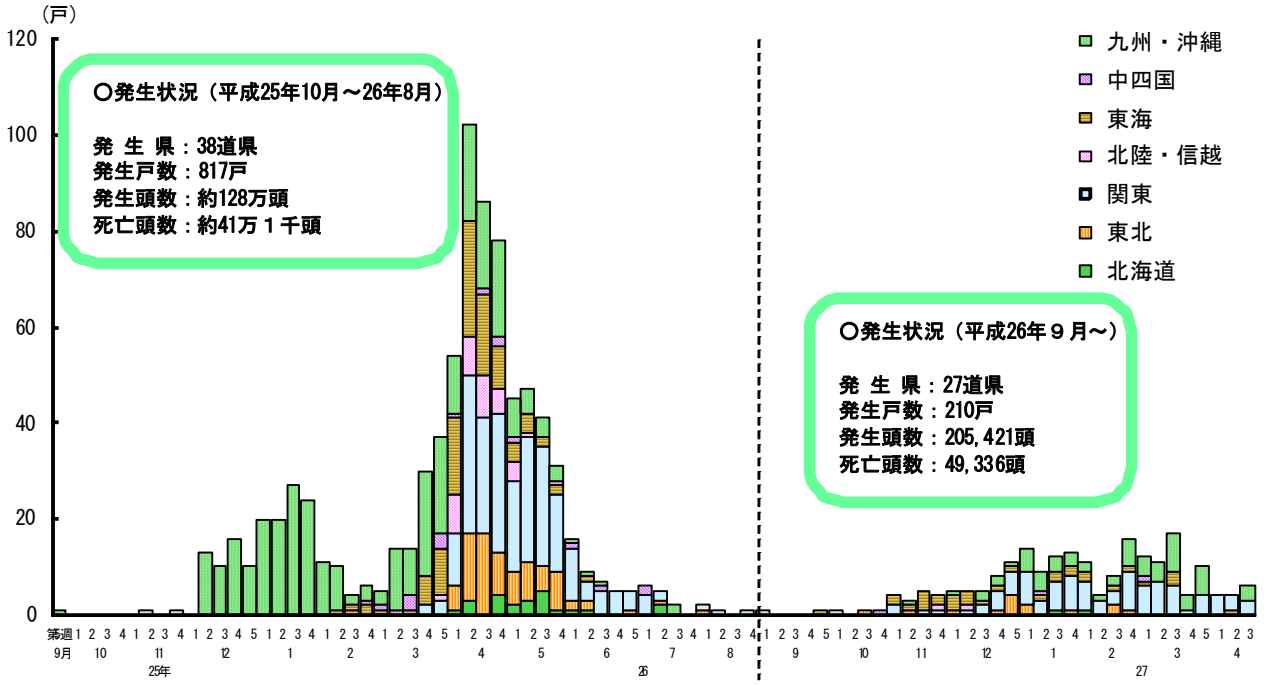

資料：農林水産省

※　特定家畜伝染病とは、家畜伝染病のうち、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザのように、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置（発生農場における殺処分等）を講ずる必要があるもので、家畜伝染病予防法に基づき農林水産省令で定めている。

特　　集　　編

九州の多様な農業の展開と担い手

特集編の編集にあたって

農業・農村は、国民に食料を安定的に供給するとともに地域の経済を支えており、さらに、文化の継承、国土の保全、水源の涵養（かんよう）、エネルギーの供給、学習・保養の場の提供など、様々な多面的機能を有しています。

しかし、農村部では、人口減少・高齢化等により、これまで地域住民が共同で行ってきた祭りや水路清掃など農業・農村が持つ様々な多面的機能の維持が困難になることが懸念され、農村の存続そのものが危惧されています。また、基幹産業である農業も担い手の減少が問題となっており、荒廃農地の面積は、高齢者の離農等に伴い増加することが危惧されています。

このような中、総理官邸に置かれた農林水産業・地域の活力創造本部において、農業・農村を取り巻く課題の解決に向けて、急ぎ着手すべき農政改革のグランドデザインとなる「農林水産業・地域の活力創造プラン」が平成25年12月に取りまとめられました（平成26年６月に改訂）。

その中では、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けた具体的な施策として「多様な担い手の育成・確保」や「女性農業経営者の能力の積極的な活用」等が示されました。現在、農林水産省では、その実現に向けて全力で取り組んでいます。

九州の農業は、温暖な気候風土を活かしながら、多様な農業が展開され、多様な農業者に支えられ、農業産出額は全国の２割を占める、地域の基幹産業となっています。農業者の減少や高齢化等は全国と同様で、農業・農村を持続・発展させていくためには、地域農業の担い手の確保が重要な課題となっています。

一方で、元気で積極的な担い手も既に多数存在しており、また企業の農業参入の増加や地域ぐるみでの大規模法人設立、女性農業者の活躍など明るい動きも現れています。

本特集編では、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」実現のためには必要不可欠な、農業の担い手の確保に向けて、担い手の現状や取組、担い手育成等への支援策、女性農業者の活躍などについて取り上げます。

【解説：「担い手」とは】

食料・農業・農村基本法では、効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色（そんしょく）ない水準の生涯所得を確保し得る経営）が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することを目指すとされています。

農林水産省では、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体及びそれを目指している経営体両者を併せて「担い手」と定義しています。

効率的かつ安定的な農業経営を目指している経営体としては、「認定農業者※」、将来認定農業者となると見込まれる「認定新規就農者※」、将来法人化して認定農業者になることも見込まれる「集落営農※」があります。

本特集編では、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体及びそれを目指している経営体の中から、主に「認定農業者」、「集落営農」、「農業法人※」を中心に取り上げます。

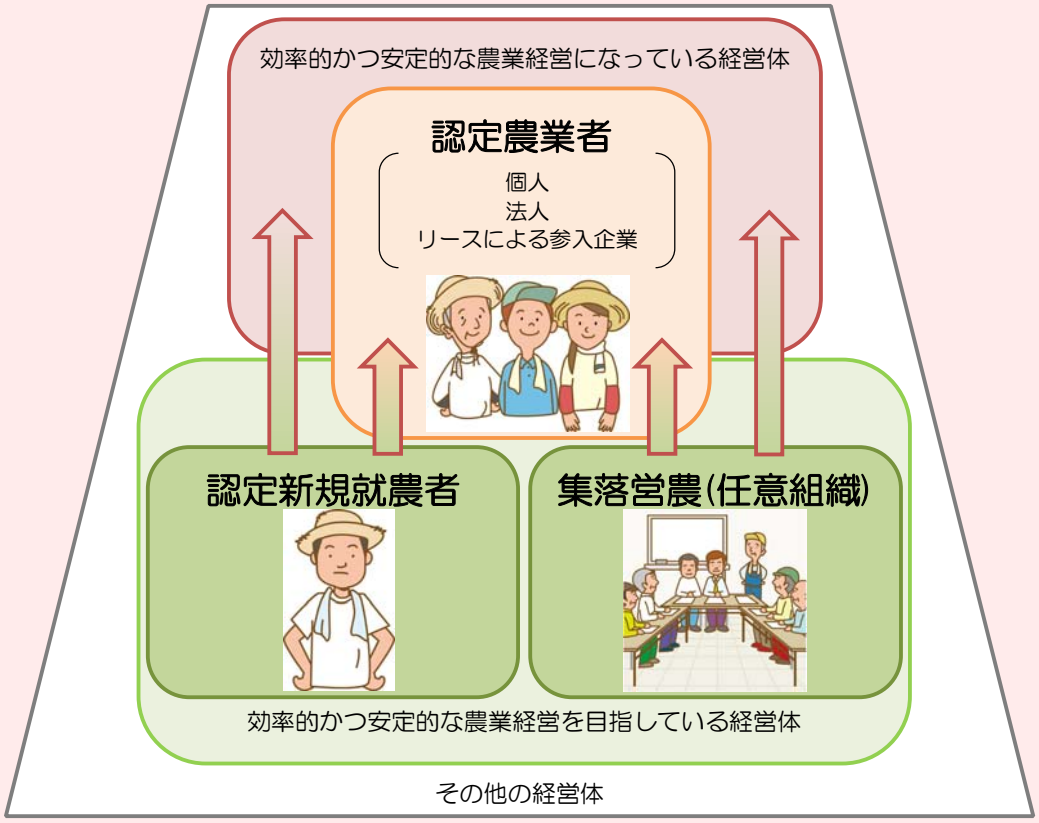

※「用語の解説」を参照。（特集編の末「参考資料」に収録。以下、同じ。）

第１章　九州の多様な農業展開と担い手の状況

九州の農業は、多様な農業者によって多様な農業が展開され、地域経済を支える重要な基幹産業です。農業者の高齢化が進む中、担い手の確保は重要な課題となっています。

第１章では、九州の農業の状況や担い手の現状と課題について取り上げます。

１　九州の農業の状況

九州は、多様な地勢（大河川の下流域に開けた平野地帯、火山灰が堆積した特殊土壌地帯、傾斜地の多い山間地帯等）を基盤として、温暖多雨な気候により、一年を通して各地域で多様な農業が展開されています。ここでは、各地域で展開されている農業やそれを支える農業者の現状について取り上げます。

図１－１　耕地面積と農業産出額の全国に対する九州の割合

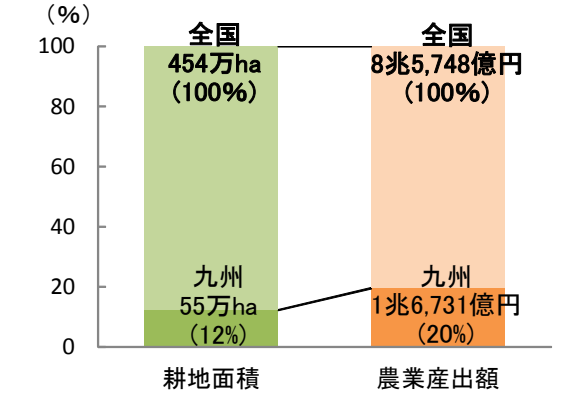

資料：農林水産省
「平成25年耕地及び作付面積統計」
「平成25年生産農業所得統計」

（１）多様な農業の展開

九州の農業は、全国の耕地面積454万haの１割強の55万haで、全国８兆5,748億円の２割の農業産出額を占め、重要な食料供給基地となっています（図１－１）。

九州の多様な地勢の特徴を農業地域類型別農業集落数※でみると、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県は平地農業地域の集落数の割合が全国を上回り、特に佐賀県においては約５割となっています。一方、大分県、宮崎県、鹿児島県は中山間農業地域の集落数の割合が全国を上回り、宮崎県、鹿児島県は約７割、大分県は約８割が中山間地域となっています（図１－２）。

図１－２　農業地域類型別農業集落数の割合

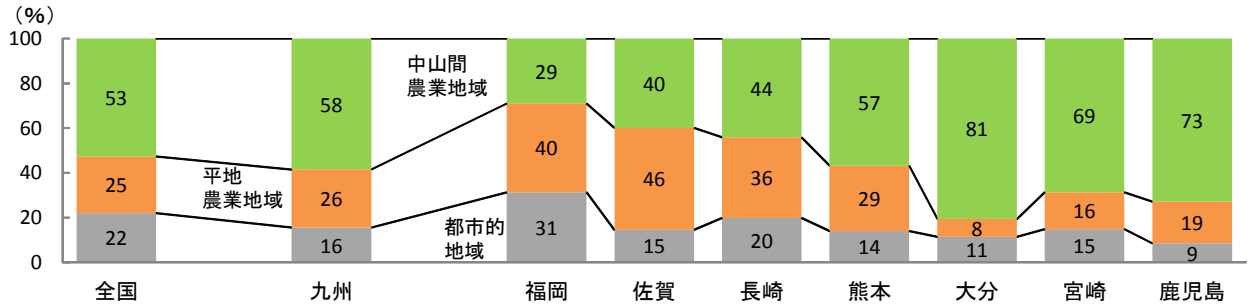

資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」

※　自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結び付き、各種の集団や社会関係を形づくってきた農村における基礎的な地域単位。

九州の農業を産出額でみると、部門ごとの構成比では、米が１割強であり、全国（都道府県別農業産出額の合計）の２割強に比べると約２分の１になっています。一方、畜産については、九州の産出額の約４割を占めており、全国に比べて約１割程高くなっています。さらに地域別にみると、北九州地域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県）では、米や野菜等の耕種部門が約７割で、全国の農業産出額に占める各県のシェアでは、福岡県の「なす」、佐賀県の「たまねぎ」、長崎県の「ばれいしょ」、熊本県の「トマト」、「なす」、大分県の「ねぎ」等多くの品目が上位となっています。一方、南九州地域（宮崎県、鹿児島県）は、畜産部門が約６割となっており、宮崎県の「ブロイラー」、鹿児島県の「肉用牛」、「豚」は全国１位のシェアとなるなど、それぞれの地域で多様な農業が展開されています（表１－１、表１－２）。

表１－１　全国・九州の農業産出額と割合

（単位：億円）

全国 農業 地域 （割合）	農業産出額	耕種	米	麦類	雑穀	豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	その他作物	畜産	肉用牛	乳用牛	生乳	豚	鶏	鶏卵	ﾌﾞﾛｲﾗｰ	その他畜産物	加工農産物
全国	85,748	57,255	17,864	429	48	663	1,996	22,533	7,588	3,485	1,849	800	27,948	5,587	7,789	6,844	5,793	8,244	4,765	3,006	536	545
	100.0%	66.8%	20.8%	0.5%	0.1%	0.8%	2.3%	26.3%	8.8%	4.1%	2.2%	0.9%	32.6%	6.5%	9.1%	8.0%	6.8%	9.6%	5.6%	3.5%	0.6%	0.6%
九州	16,731	9,628	1,955	76	4	60	511	4,327	1,262	649	575	209	6,926	2,232	731	659	1,672	2,247	696	1,411	44	177
	100.0%	57.5%	11.7%	0.5%	0.0%	0.4%	3.1%	25.9%	7.5%	3.9%	3.4%	1.2%	41.4%	13.3%	4.4%	3.9%	10.0%	13.4%	4.2%	8.4%	0.3%	1.1%
北九州	9,409	6,762	1,510	76	1	57	169	3,080	1,025	452	231	161	2,573	825	534	482	509	667	332	279	38	74
	100.0%	71.9%	16.0%	0.8%	0.0%	0.6%	1.8%	32.7%	10.9%	4.8%	2.5%	1.7%	27.3%	8.8%	5.7%	5.1%	5.4%	7.1%	3.5%	3.0%	0.4%	0.8%
南九州	7,323	2,866	445	0	3	2	342	1,247	237	197	344	49	4,353	1,407	197	177	1,163	1,580	364	1,131	6	103
	100.0%	39.1%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	4.7%	17.0%	3.2%	2.7%	4.7%	0.7%	59.4%	19.2%	2.7%	2.4%	15.9%	21.6%	5.0%	15.4%	0.1%	1.4%

資料：農林水産省「平成25年生産農業所得統計」
注　：割合については、九州農政局で作成。

表１－２　主要農産物の産出額と構成比（抜粋）

全国順位 / 全国農業地域 / 都道府県	3 位		4 位		6 位		7 位		11 位		14 位		21 位		22 位	
	豚		肉用牛		ブロイラー		トマト		ねぎ		ばれいしょ		たまねぎ		なす	
	産出額	構成比	産出額	構成比	産出額	構成比	産出額	構成比	産出額	構成比	産出額	構成比	産出額	構成比	産出額	構成比
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
合　計	**5,793**	**100.0**	**5,587**	**100.0**	**3,006**	**100.0**	**2,325**	**100.0**	**1,421**	**100.0**	**1,149**	**100.0**	**833**	**100.0**	**803**	**100.0**
（全国農業地域）																
九　州	1,672	28.9	2,232	39.9	1,411	46.9	652	28.0	198	13.9	202	17.6	142	17.0	180	22.4
北九州	509	8.8	825	14.8	279	9.3	566	24.3	167	11.8	119	10.4	137	16.4	169	21.0
南九州	1,163	20.1	1,407	25.2	1,131	37.6	86	3.7	31	2.2	83	7.2	6	0.7	11	1.4
（都道府県）																
福　岡	55	0.9	50	0.9	36	1.2	67	2.9	⑥ 55	3.9	5	0.4	4	0.5	③ 65	8.1
佐　賀	53	0.9	⑩130	2.3	⑧ 75	2.5	16	0.7	20	1.4	3	0.3	② 96	11.5	10	1.2
長　崎	124	2.1	⑦197	3.5	40	1.3	41	1.8	13	0.9	② 98	8.5	④ 24	2.9	4	0.5
熊　本	191	3.3	④326	5.8	⑨ 70	2.3	①410	17.6	12	0.8	12	1.0	⑧ 10	1.2	② 84	10.5
大　分	86	1.5	123	2.2	58	1.9	32	1.4	⑤ 66	4.6	2	0.2	2	0.2	6	0.7
宮　崎	②468	8.1	③527	9.4	①592	19.7	⑧ 74	3.2	9	0.6	8	0.7	2	0.2	6	0.7
鹿児島	①695	12.0	①880	15.8	②539	17.9	12	0.5	22	1.5	③ 75	6.5	3	0.4	5	0.6

資料：農林水産省「平成25年生産農業所得統計」
注１：都道府県ごとに推計している品目が異なっていることから、品目別産出額の合計値は、該当品目を推計している都道府県の合計である。
２：各品目ごとに推計を行った都道府県を対象として順位付けを行い、○数字で順位を表している。

（２）農業者の現状

基幹的農業従事者※数は、全国同様に減少傾向で推移しています。平成26年の九州計では、前年と比べて６％減少の28万９千人となっており、そのうち約４割の12万１千人が女性となっています。平均年齢は65.6歳と全国の66.8歳と同様、高齢化しています（図１－３、図１－４）。

図１－３　基幹的農業従事者数等の推移（九州）

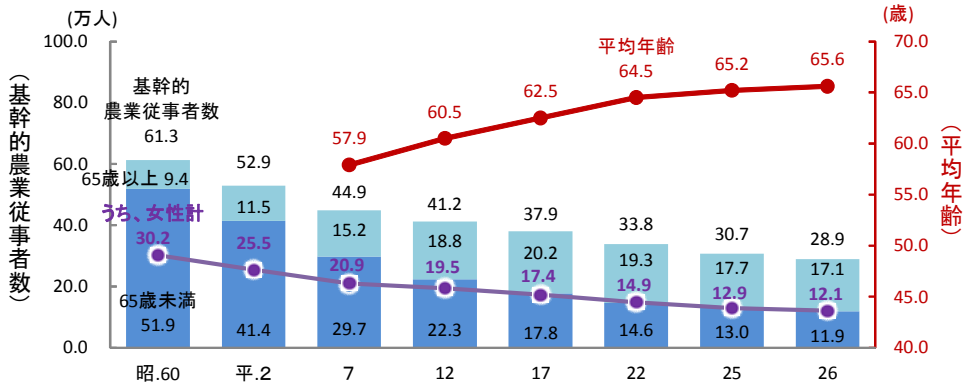

資料：農林水産省「農林業センサス」（～平.22）
「農業構造動態調査」（平.25～）

図１－４　基幹的農業従事者数等の推移（全国）

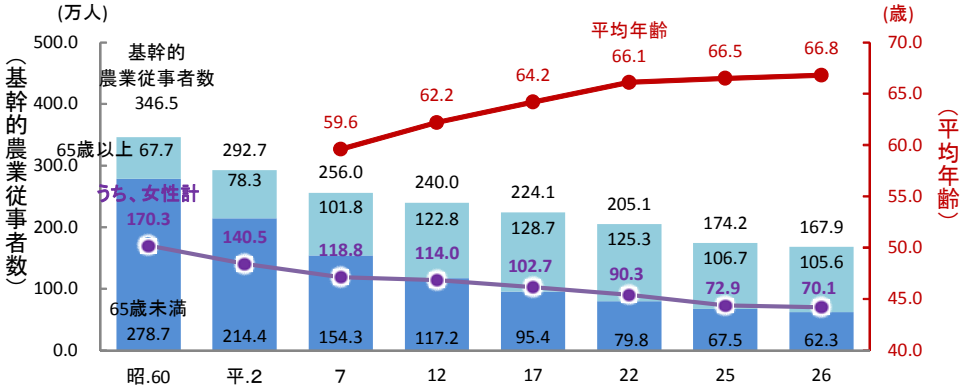

資料：農林水産省「農林業センサス」（～平.22）
「農業構造動態調査」（平.25～）

図１－５　九州における年齢階層別基幹的農業従事者数（平成26(2014)年）

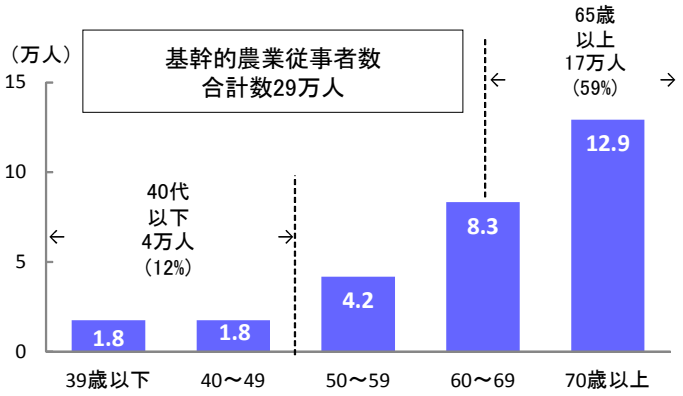

資料：農林水産省「農業構造動態調査」

九州の基幹的農業従事者を年齢構成別にみると、65歳以上が59％である一方40代以下が12％となっており、年齢構成のバランスが崩れた状態であることが分かります（図１－５）。

※　自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者。

農業者の現状を主な営農類型別にみると、

【営農類型：土地利用型】

稲作等の土地利用型では、基幹的農業従事者の年齢構成は、販売農家※1全体では70歳以上の割合が６割を占めており、高齢化が著しいことが分かります。一方、主業農家※2や認定農業者がいる農家でみると、70歳以上の割合は２割台に減少し、年齢構成のバランスは悪くないことが分かります（図１－６）。しかし、販売農家の経営耕地総面積に占める主業農家や認定農業者がいる農家の経営耕地面積の割合は２割以下と低くなっています。今後、高齢者がリタイアした後、担い手を中心にどのように持続・発展させていくのかが課題です（図１－７）。

図１－６　九州における年齢別基幹的農業従事者数（土地利用型）

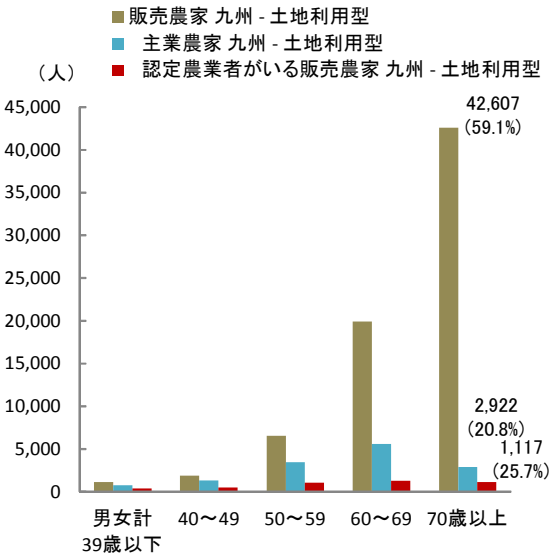

資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」
注　：九州農政局で組替集計。 土地利用型は、単一経営における「稲作」「麦類作」「雑穀・いも類・豆類」を合計した。

図１－７　九州における農家タイプごとの経営耕地総面積（土地利用型）

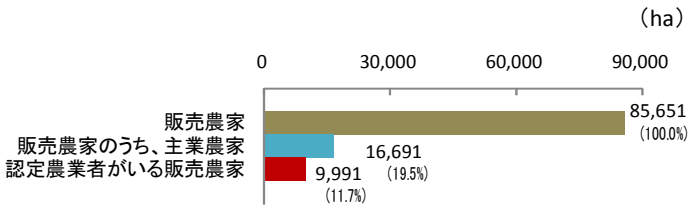

資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」
注　：九州農政局で組替集計。 土地利用型農業は、単一経営における「稲作」「麦類作」「雑穀・いも類・豆類」を合計した。

【営農類型：野菜】

野菜については、基幹的農業従事者の年齢構成は、販売農家全体では70歳以上の割合が３割と他の年齢階層よりも高くなっています。一方、主業農家や認定農

図１－８　九州における年齢別基幹的農業従事者数（野菜）

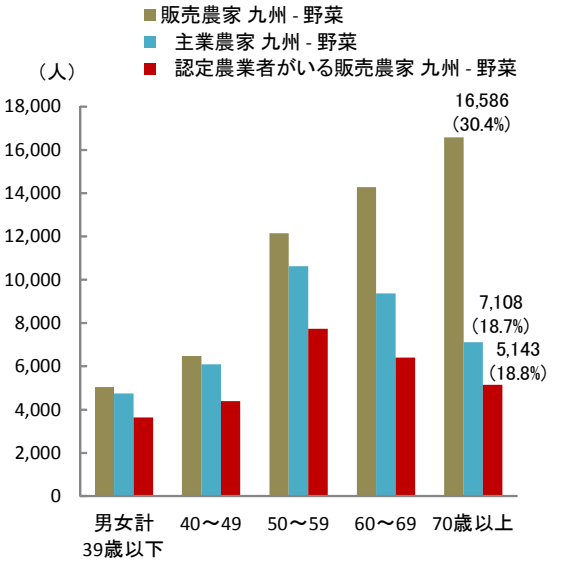

資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」
注　：九州農政局で組替集計。

※１　経営耕地面積が30ａ以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。
※２　農業所得が主（農家所得の50％以上が農業所得）で１年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。

業者のいる農家でみると、70歳以上の割合は２割以下に減少し、年齢構成のバランスは悪くないことが分かります（図１－８）。また、販売農家の経営耕地総面積に占める主業農家や認定農業者がいる農家の経営耕地面積の割合はそれぞれ73％、55％となっており、主業農家や認定農業者がいる農家の経営耕地の割合が高いことがわかります（図１－９）。

図１－９　九州における農家タイプごとの経営耕地総面積（野菜）

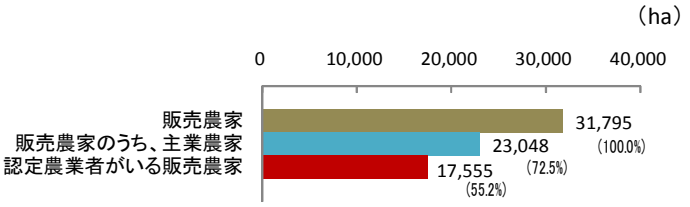

資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」
注　：九州農政局で組替集計。

【営農類型：畜産】

畜産については、基幹的農業従事者の年齢構成は、販売農家全体では70歳以上の割合が４割弱と他の年齢階層よりも高くなっています。一方、主業農家や認定農業者がいる農家でみると、70歳以上の割合は２割以下に減少し、年齢構成のバランスは悪くないことが分かります（図１－10）。また、酪農、肉用牛、養豚、養鶏それぞれの飼養戸数は減少傾向で推移しているものの、一戸当たりの飼養頭羽数は増加傾向で推移し、規模拡大されていることが分かります（図１－11）。

図１－10　九州における年齢別基幹的農業従事者数（畜産）

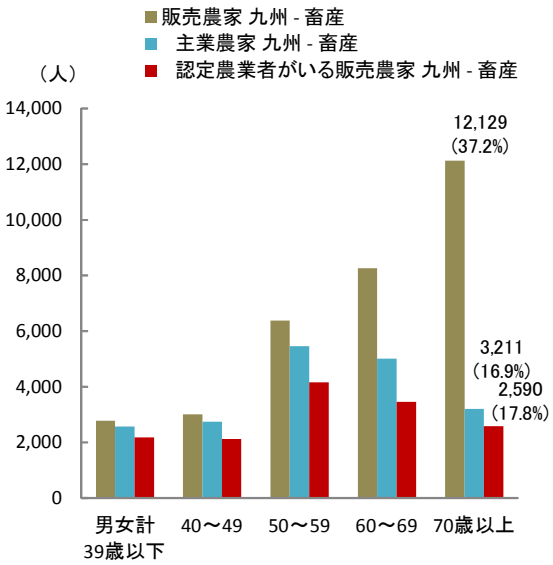

資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」
注　：九州農政局で組替集計。　畜産は、単一経営における「酪農」「肉用牛」「養豚」「養鶏」を合計した。

図１－11　九州における畜産農家の飼養戸数と1戸当たり飼養頭羽数の推移

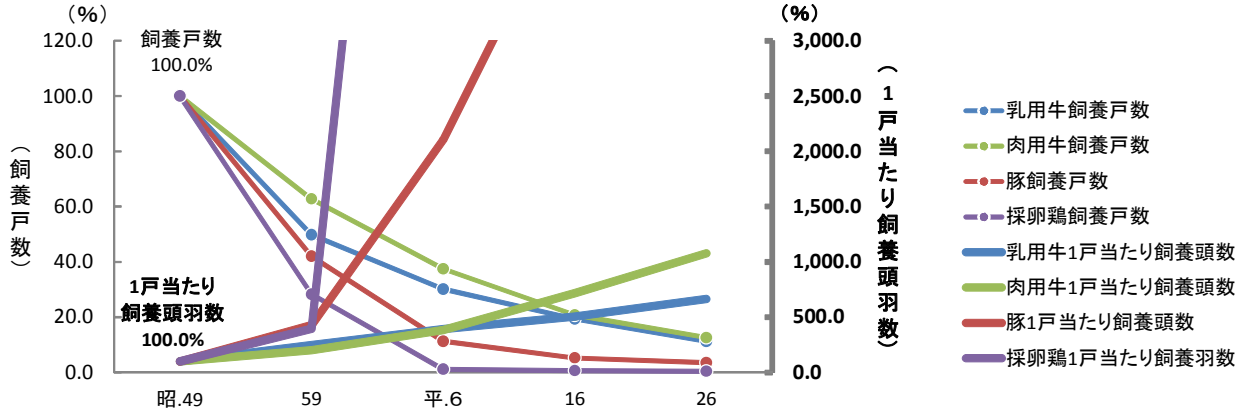

資料：農林水産省「畜産統計」
注１：昭和49年（1974年）を100として、九州農政局で計算。
　２：採卵鶏、豚は、3,000％を超えた以降は表示していない。

このように、営農類型別にみた場合でも、販売農家全体では年齢構成のバランスが崩れていますが、主業農家や認定農業者がいる農家ではバランスは悪くなく、また、土地利用型以外では、主業農家や認定農業者のいる農家の農地集積や規模拡大がされていることがわかります。

年齢別の農業就業人口※1を2005年と2010年の農林業センサス結果で比較すると、ほとんどの年齢階層で減少している中で、60～64歳の階層は6,516人増加しており、全国でも同じ階層で５万7,644人増加しています（図１－12）。これは、定年帰農※2が主な要因ではないかと思われます。一方、販売農家のうち農業後継者がいない割合は50％となっており、特に南九州（宮崎県、鹿児島県）では、57％の販売農家で後継者がいない結果となっています（図１－14）。南九州では、専業農家※3や一世代による家族経営の割合がいずれも高くなっており、このことが関係しているのではないかと思われます（図１－15）。

図１－12　全国と九州における年齢別農業就業人口の変化（平成22年－17年）

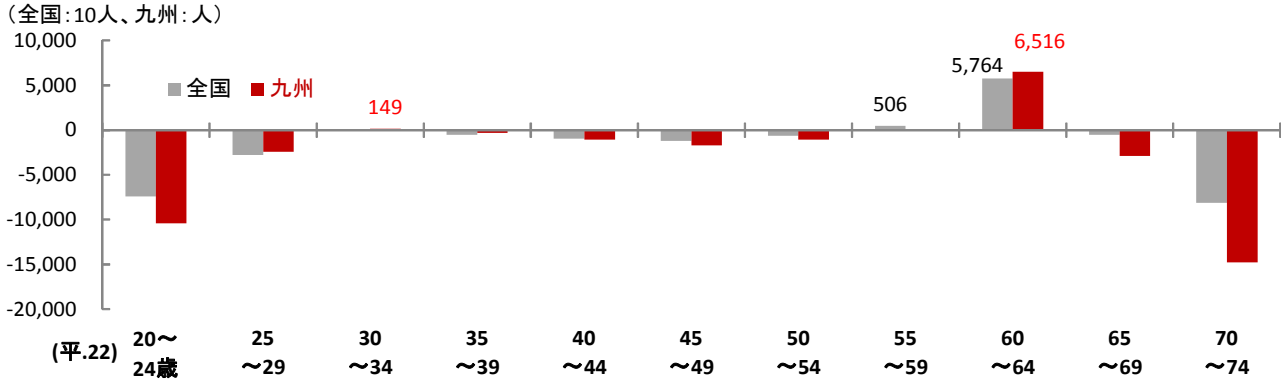

資料：農林水産省「農林業センサス」
注　：同年代で差を算出するため、2010センサスと2005センサスの５歳前の年齢階層の差を、九州農政局で作成。（例：平成22年の60～64歳と、平成17年の55～59歳との差。）

図１－13　九州各県における年齢別農業就業人口の変化（平成22年－17年）

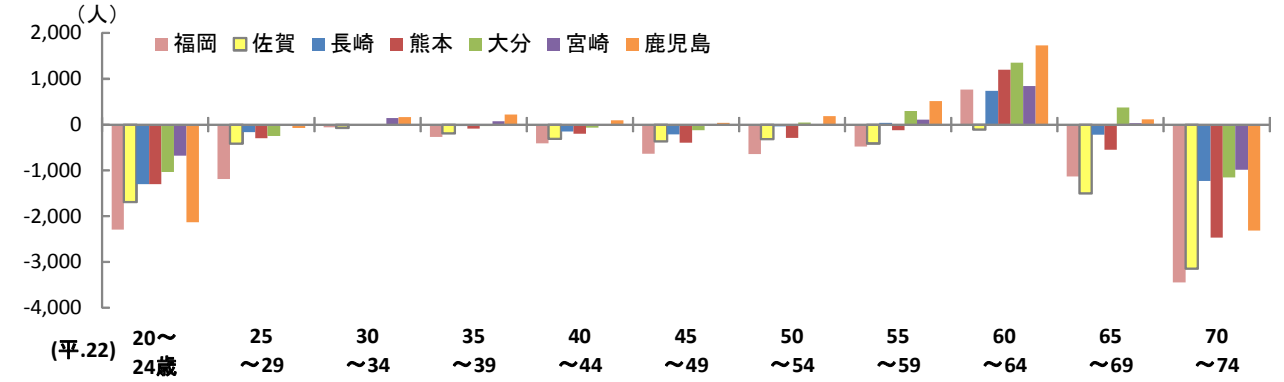

資料：農林水産省「農林業センサス」
注　：同年代で差を算出するため、2010センサスと2005センサスの５歳前の年齢階層の差を、九州農政局で作成。（例：平成22年の60～64歳と、平成17年の55～59歳との差。）

※１　自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前１年間に自営農業のみに従事したもの、又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者。
※２　他産業従事者等が定年退職後に農業に就農すること等。
※３　世帯員のうちに兼業従事者が１人もいない農家。

図１－14　販売農家における農業後継者の有無別農家数の割合

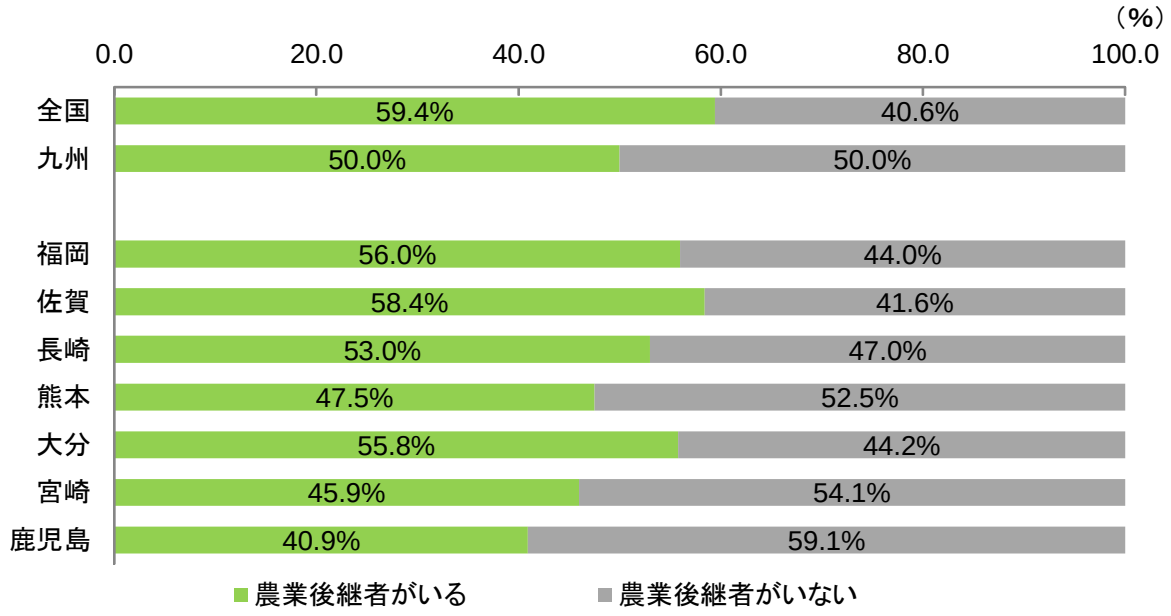

資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」

図１－15　販売農家における専兼業別農家数の割合

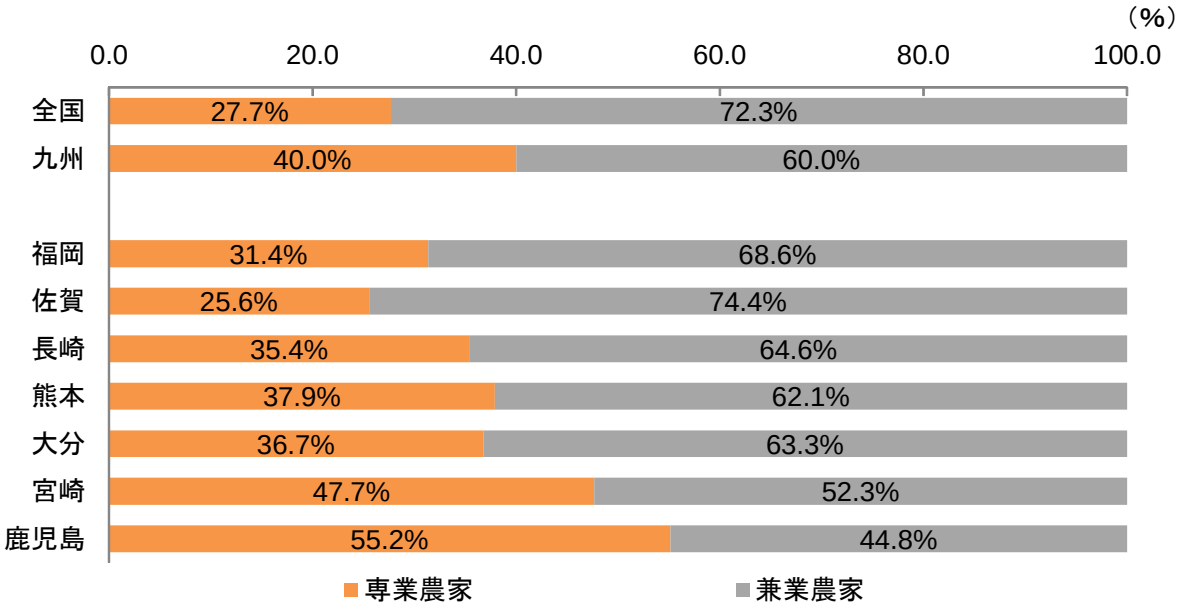

資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」

九州においては、多様な地勢で多様な農業が展開され、経営規模や主業・副業、年齢構成等多様な農業者によって、農業生産や農村が持続されています。一方で、基幹的農業従事者の減少や高齢化は進んでおり、これから先の地域の農業や農村をどのようにしていくのか、農業・農村の全ての関係者で明確にしていくことが重要です。

２　担い手の現状と課題

26ページの解説に記載のとおり、農林水産省では、認定農業者、認定新規就農者、将来法人化して認定農業者になることも見込まれる集落営農を「担い手」としており、これらの農業者に対し、重点的に支援を実施することとしています。さらに、農業経営に向けてメリットが多い法人化を推進することとしています。

ここでは、認定農業者、集落営農、農業法人、担い手になることが見込まれる新規就農・企業参入の現状や課題について取り上げます。

（１）認定農業者

認定農業者制度は、各市町村が目標とする構想に即し、効率的かつ安定的な農業経営となることを目指して、農業者が経営改善計画を作成し、市町村から認定を受ける制度であり、認定農業者は「経営所得安定対策」の交付対象となるとともに、低利融資や税制の特例等の支援措置が受けられます。

九州における26年３月末現在の認定農業者数は、４万8,421経営体で、全国23万1,023経営体の21%を占めています。近年、九州・全国ともに認定農業者数は頭打ちの状況でしたが、「経営所得安定対策」の加入要件や認定農業者制度の見直しに伴い、今後は増加に転じることが予想されます（図１－16）。

図１－16　農業経営改善計画の認定数の推移（認定農業者数の推移）

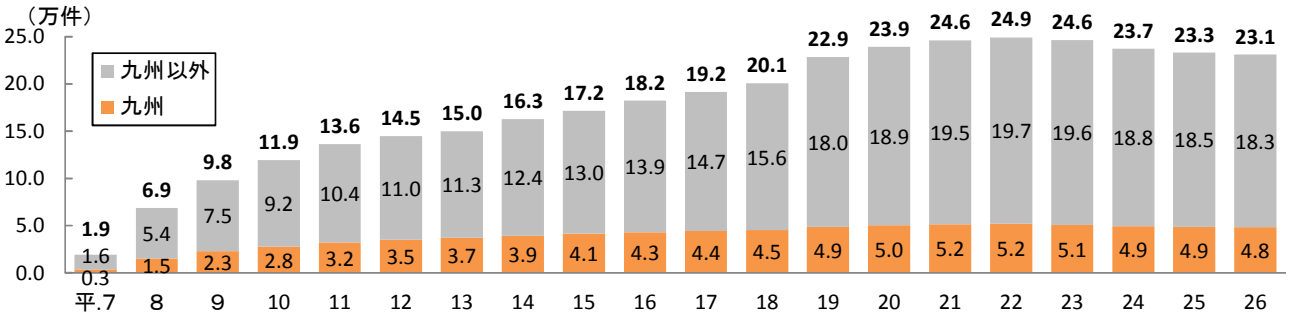

資料：農林水産省「認定農業者等の認定状況」
注　：各年とも、３月末現在。

一方、女性が占める割合は、2.5%（1,214経営体）で、夫婦共同申請を合わせても6.2%（3,015経営体）と１割にも満たないことから、女性の経営参画に向けた環境整備に取り組んでいくことが必要です（表１－３）。

表１－３　九州における農業経営改善計画の認定状況

（単位：経営体）

農業経営改善計画認定数	女性	構成比	夫婦共同申請	構成比
48,421	1,214	2.5%	1,801	3.7%

資料：農林水産省「認定農業者等の認定状況」
注　：平成26年３月末現在。

認定農業者を営農類型別にみると、

九州では施設野菜の経営が最も多く、単一経営※1（２万5,499経営体）の27%（6,903経営体）を占めています。また果樹（15%）や肉用牛（14%）も一定の割合を占める一方、稲作単一経営は単一経営全体の４%弱にとどまっています。この理由は、九州では稲作は裏作を伴う場合が多く、その場合は単一経営に分類されないこと、稲作単一経営では認定農業者にふさわしい経営規模を確保することが困難な場合が多いことが要因と思われます（図１－17）。

図１－17　農業経営改善計画の営農類型別認定状況①

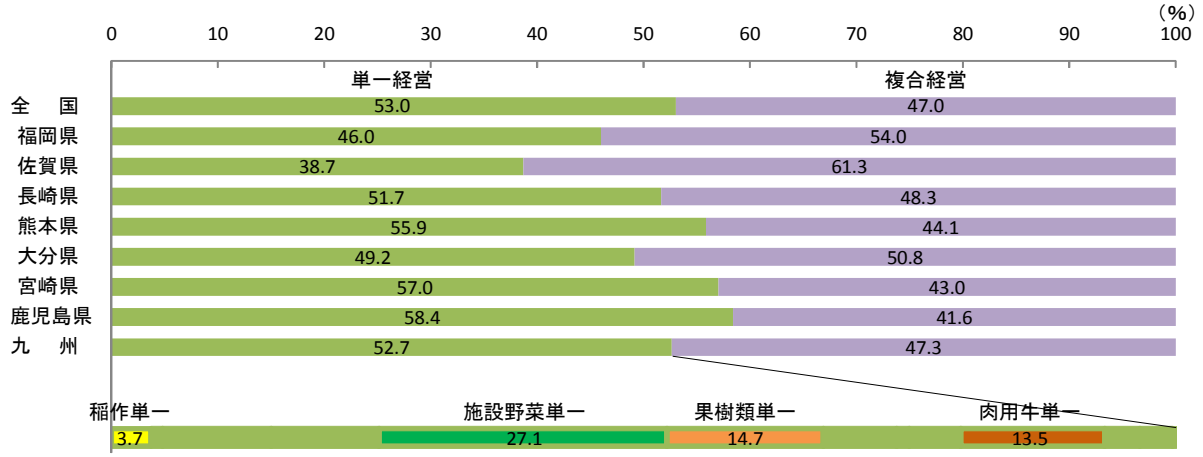

資料：農林水産省「認定農業者等の認定状況（平成26年３月末現在）」

営農類型別の割合については、九州では単一経営が52.7%、複合経営※2 47.3%とほぼ半々で、全国の単一経営53.0%、複合経営47.0%とほぼ同様です。これを県別でみると、単一経営の割合は、鹿児島県が58.4%、宮崎県が57.0%と５割を超える一方、佐賀県では38.7%と低くなっています。鹿児島県や宮崎県で単一経営が多いことは、肉用牛等の畜産経営が多いためと考えられ、一方、佐賀県で単一経営の割合が低いのは、水田作が多く裏作や施設園芸等他との複合経営が多いことによるものと思われます（表１－４）。

表１－４　農業経営改善計画の営農類型別認定状況②

（単位：認定数）

都道府県	農業経営改善計画認定数																
	単一経営																
	稲作	麦類作	雑穀・いも類・豆類	工芸農作物	露地野菜	施設野菜	果樹類	花き・花木	その他の作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	その他の畜産	小計	複合経営	
全国	29,002	464	1,490	5,493	15,752	19,333	17,273	7,621	1,702	11,438	7,585	2,575	1,997	787	122,512	108,511	231,023
福岡県	144	3	1	174	95	1,029	490	430	45	186	57	25	41	4	2,724	3,198	5,922
佐賀県	47	0	0	152	127	454	430	89	12	32	236	40	49	16	1,684	2,669	4,353
長崎県	24	1	1	249	816	711	489	180	26	89	353	72	60	10	3,081	2,882	5,963
熊本県	290	3	17	525	450	2,158	1,258	253	57	442	478	134	58	13	6,136	4,847	10,983
大分県	186	1	7	74	210	520	396	187	74	125	217	43	44	4	2,088	2,160	4,248
宮崎県	102	0	106	201	455	1,475	371	223	60	198	1,075	215	294	21	4,796	3,613	8,409
鹿児島県	152	0	143	1,223	431	556	309	398	26	162	1,037	308	232	13	4,990	3,553	8,543
九州	945	8	275	2,598	2,584	6,903	3,743	1,760	300	1,234	3,453	837	778	81	25,499	22,922	48,421
	945	8	275	2,598	2,584	6,903	3,743	1,760	300	1,234	3,453	837	778	81	25,499	22,922	48,421

資料：農林水産省「認定農業者等の認定状況（平成26年３月末現在）」

※１　農産物販売収入１位の部門の販売金額が、総販売金額の80%以上を占める経営。
※２　単一経営以外の経営をいい、農産物総販売額の80%以上を占める部門がないもの。

【コラム：九州・沖縄ブロック認定農業者等担い手サミット inくまもと2015の開催（２／９　熊本市）】

担い手サミットの様子

九州・沖縄の認定農業者等の担い手や関係機関が一堂に会する「九州・沖縄ブロック認定農業者等担い手サミットinくまもと2015」が平成27年２月９日～10日に熊本県で開催されました。

本サミットは、自らの経営改善と地域農業の更なる発展を目指して開催するもので、福岡県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県の各県の認定農業者組織（ネットワーク）が主催し、ブロック別では全国で初めて開催されました。サミットには九州各県の認定農業者など地域農業の中心となる約430人が参加しました。

初日は、熊本市内のホテルで、全国優良経営体表彰の受賞者である熊本県玉名市（たまなし）の坂本正信（さかもとまさのぶ）氏（稲作等の大規模土地利用型農業）、同県嘉島町（かしままち）の藤瀬修（ふじせおさむ）氏（施設野菜と土地利用型農業を組み合わせた複合経営）による担い手の経営事例発表が行われました。続いて、九州５県の認定農業者組織代表者がパネラーとなった「築こう農業！切り拓こう、認定農業者の力で！」をテーマにリレートーク形式による討論が活発に行われました。

また、翌日は県内３コース（玉名（たまな）、熊本、八代（やつしろ））に分かれて、認定農業者の経営状況、関連施設等の現地視察が行われ、認定農業者同士の相互研さんと交流が図られました。

（２）集落営農組織

集落営農は、機械の共同利用によるコスト低減やブロックローテーション等地域を単位とした農地の面的・有効活用等を進めるための有効な手段であり、零細な個別経営を脱して農業の担い手となる一つの形として位置付けられています。

九州の平成27年２月現在の集落営農は、2,568組織で全国１万4,852組織の17％を占め、稲作が盛んな福岡県618組織、佐賀県605組織等で多くなっています。

そのうち17％の434組織が法人化しており、全国の24％、3,622組織と比べると法人化の割合は全国に比べ低くなっていますが、九州管内の48％の1,242組

織が、今後、法人となる計画を策定しており、計画的に法人化されることが期待されます。

集落営農法人は、大分県（187法人）、福岡県（157法人）で多く、佐賀県（11法人）、長崎県（９法人）が少ない状況です。佐賀県では、任意組織※としての集落営農組織は多いものの、法人化する組織は少なく、他の県とは異なる特徴があります。佐賀県では、水田作を中心に、施設野菜、畜産等の担い手を含めた緩やかな集落営農の組織化が進んでおり、構成員は機械の共同利用等のメリットを享受していますが、経営的には一つの経営として統合しない集落営農組織が多い実態にあります（表１－５、図１－18）。

表１－５　農業経営を営む法人となる計画の策定状況別集落営農数

（単位：集落営農）

	集落営農計	法人	非法人						
			農業経営を営む法人となる計画を策定している	法人化予定年					
				平成27年	28	29	30	31	32年以降
全国	14,852	3,622	4,697	573	2,584	1,143	280	103	5
九州	**2,568**	**434**	**1,242**	**139**	**928**	**139**	**22**	**13**	**1**
福 岡	618	157	313	64	239	9	1	－	－
佐 賀	605	11	479	21	446	7	5	－	－
長 崎	115	9	72	14	43	3	7	5	－
熊本	407	24	264	7	138	105	6	8	－
大 分	549	187	94	24	60	9	1	－	－
宮 崎	128	23	1	1	－	－	－	－	－
鹿 児 島	146	23	19	8	2	6	2	－	1

資料：農林水産省「平成27年集落営農実態調査」（概数）

図１－18　集落営農数と法人率

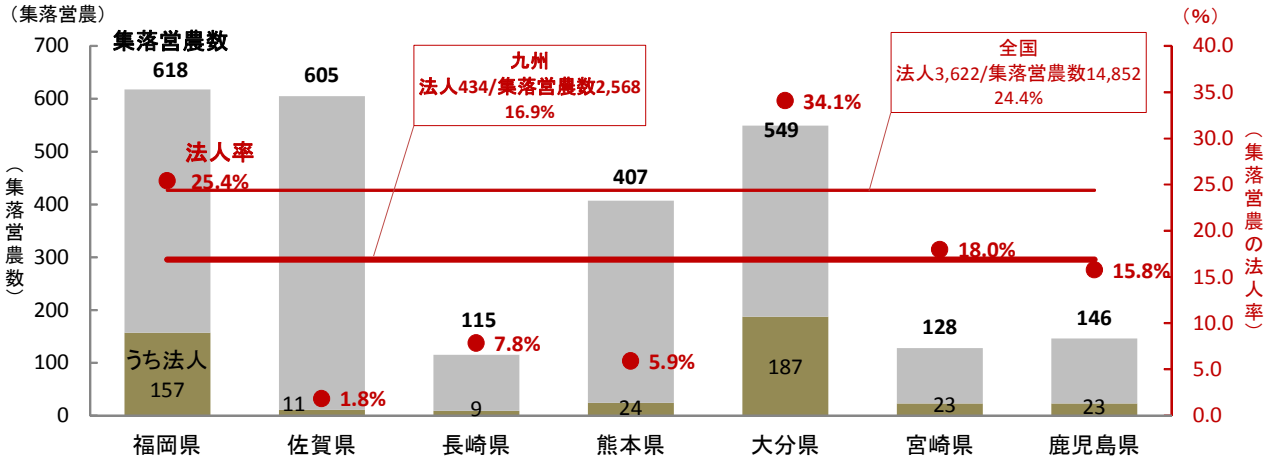

資料：農林水産省「平成27年集落営農実態調査」（概数）
注　：法人率は九州農政局で作成。

※　法人格を有しない、生産組合や農事実行組合等の農家以外の農業事業体。

九州の集落営農の活動状況をみると、農産物の生産・販売活動を行っている集落営農は1,866組織で、そのうち、稲を生産・販売する集落営農組織が1,503組織と全体の81%を占めています。また、麦、大豆等の生産販売をする組織は全体の80%（1,488組織）となっており、九州の集落営農の多くは、稲作とともに麦や大豆等の作付・販売に取り組んでいることが分かります。一方で、水稲、麦、大豆以外の作物の生産・販売を行っている集落営農は、499組織（27%）で、農産加工品の生産・販売に取り組む集落営農は、43組織（２%）と極めて少なく、集落営農組織の法人化とともに、取組を検討していくことも課題の一つとなっています（図１－19）。

図１－19　九州における活動内容別集落営農数①

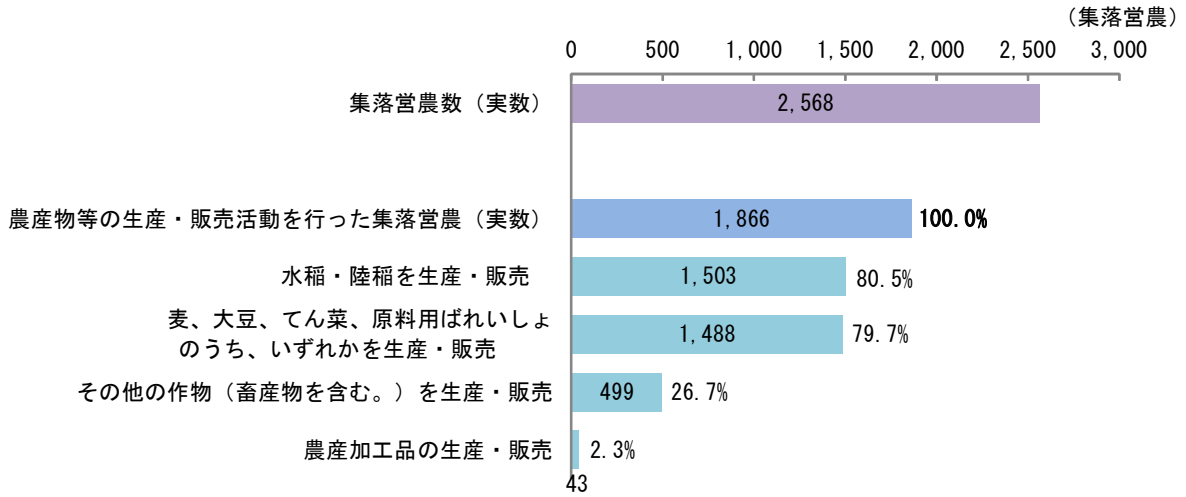

資料：農林水産省「平成27年集落営農実態調査」（概数）
注　：割合は九州農政局で作成。

また、「集落内の営農を一括管理・運営」する組織は643組織で、集落営農全体に占める割合は25%と、経営の統合が図られている組織が少ないことが分かります。

集落営農が今後更に経営発展していくためには、農地を借りることができ農地の安定的な利用が可能となること、責任体制が明確になり財務諸表もきちんと作成され融資や出資等を受けやすくなること、新たな人材の雇用もしやすくなり、組織の継続性を確保することや経営の多角化が容易になること等、多数のメリットを考慮し、法人化による経営の統合を図っていくことが重要です（図１－20）。

図１－20　九州における活動内容別集落営農数②

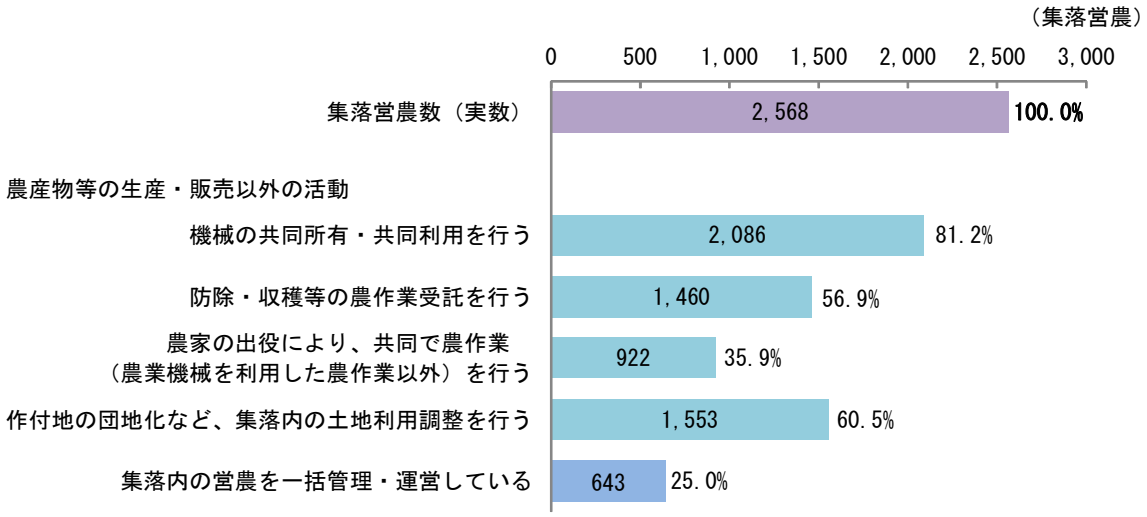

資料：農林水産省「平成27年集落営農実態調査」（概数）
注　：割合は九州農政局で作成。

（３）農業法人

担い手の経営発展のためには、経営管理や経営継承、雇用の確保等の面でメリットの多い法人化は有効な手段です（表１－６）。このため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中でも、「今後10年間で、法人経営体数を５万法人に増加」という目標が掲げられ、各種施策が展開されています。

表１－６　法人経営のメリット

経営上のメリット

○ 経営管理能力の向上
- 経営責任に対する自覚を促し、経営者としての意識改革を促進
- 家計と経営が分離され、経営管理が徹底（ドンブリ勘定からの脱却）

○ 対外信用力の向上
- 財務諸表の作成の義務化により、金融機関や取引先からの信用が増す

○ 経営発展の可能性の拡大
- 幅広い人材（従業員）の確保により、経営の多角化など事業展開の可能性が広がり、経営の発展が期待できる

○ 農業従事者の福利厚生面の充実
- 社会保険、労働保険の適用による従事者の福利の増進
- 労働時間等の就業規則の整備、給与制の実施等による就業条件の明確化

○ 経営継承の円滑化
- 農家の後継者でなくても、構成員、従業員の中から意欲ある有能な後継者を確保することが可能

地域農業としてのメリット

○ 新規就農の受け皿
- 農業法人に就農することにより、初期負担なく経営能力、農業技術の習得を確保することが可能

制度面でのメリット

○ 税制
- 役員報酬を給与所得とすることによる節税（役員報酬は法人税において損金算入が可能。また、所得税において役員が受け取った報酬は給与所得控除の対象となる。）
- 欠損金の9年間繰越控除（個人は3年間）（平成20年4月1日前に終了した事業年度分については7年間）

○ 融資限度額の拡大
- 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の貸付限度額：個人3億円（複数部門経営は6億円）、法人10億円（常時従事者数に応じ20億円）

資料：農林水産省ホームページ
http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/houjin_merit.html

農産物の生産を行う農林業経営体のうち、九州で法人化している経営体数（林業のみ及び作業受託のみを除く）は、平成17年の2,514経営体から22年には3,261経営体と、５年間で747経営体増加しており、また、農産物の生産を行っている経営体に占める割合は1.3%となっています。（図１－21）。

図１－21　農産物の生産を行う農林業経営体の法人化（九州）

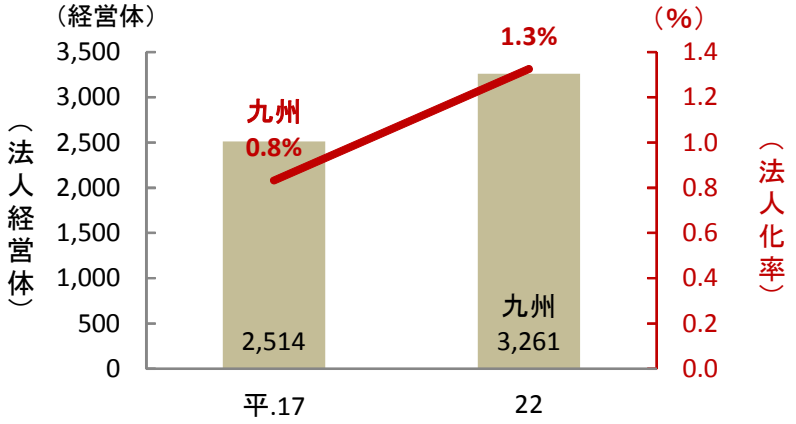

資料：農林水産省「農林業センサス」
注　：農林業経営体のうち、「林業のみ行う経営体」「作業受託のみ」を除いて農政局で作成。

（農業生産法人※の状況）

九州の農業生産法人は、平成18年の1,345法人から26年１月現在では2,481法人となっており、約８割の増加となっています。これを組織形態別にみると、株式会社が743法人と18年の約20倍になっており、大きく増加しています（図１－22）。

図１－22　九州における農業生産法人の推移（各年１月１日現在）

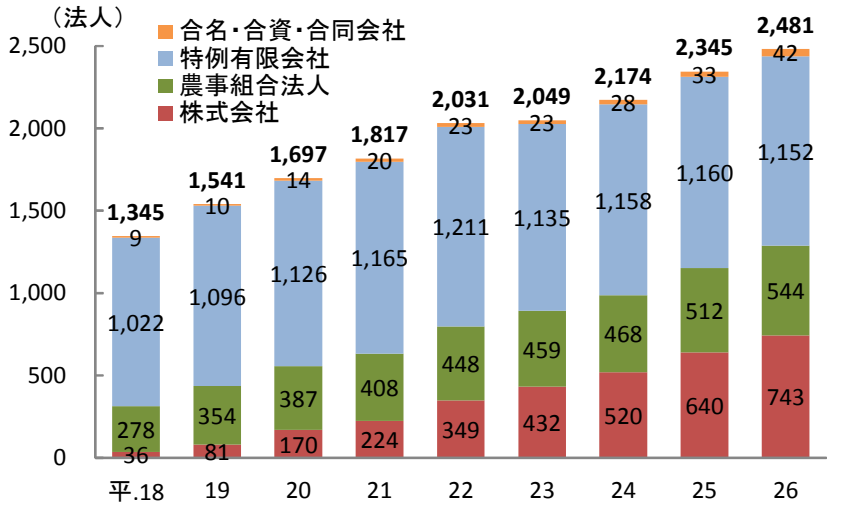

資料：農林水産省「農地法の施行状況等に関する調査」
注　：会社法の規定により、株式会社として存続する旧有限会社であって、その商号中に有限会社という文字を用いるものをいう。また、株式会社には、特例有限会社を含んでいない。

※　農地法第２条に規定する農業生産法人要件を満たし、かつ、農地法第３条の許可などを受けて農地の権利（所有権や貸借権など）を取得した法人をいう。

営農類型別にみると、野菜が665法人（26.8%）と最も多く、次いで米麦作の549法人（22.1%）、畜産の446法人（18.0%）となっています（図１－23）。さらに、県別にみると、米麦では、福岡県（161法人）、大分県（171法人）、畜産では、熊本県（117法人）、宮崎県（89法人）、鹿児島県（168法人）で多くなっており、野菜では、熊本県（121法人）、宮崎県（144法人）、鹿児島県（141法人）で多くなっています。また、工芸作物では、鹿児島県（206法人）が、茶の生産が盛んであることを背景に、全国（531法人）の約４割を占めるなど、それぞれの県の特徴が現れています（図１－24）。

福岡県や大分県等の米麦作では、集落営農から発展し農事組合法人が設立され、熊本県、宮崎県、鹿児島県等の野菜や畜産では、個別経営から発展し特例有限会社や株式会社の形態が多くなっているものと思われます。

図１－23　九州の営農類型別農業生産法人数（平成26年１月１日現在）

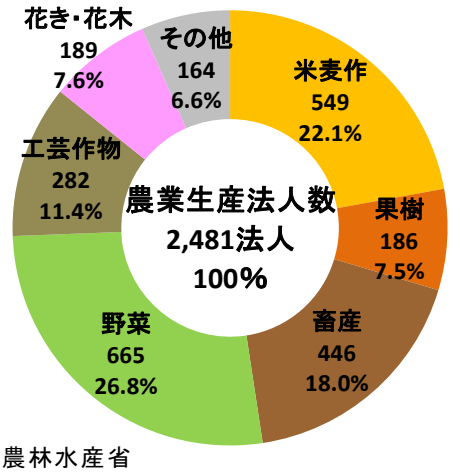

資料：農林水産省「農地法の施行状況等に関する調査」

図１－24　九州における業種別組織形態別農業生産法人数の内訳（平成26年１月１日現在）

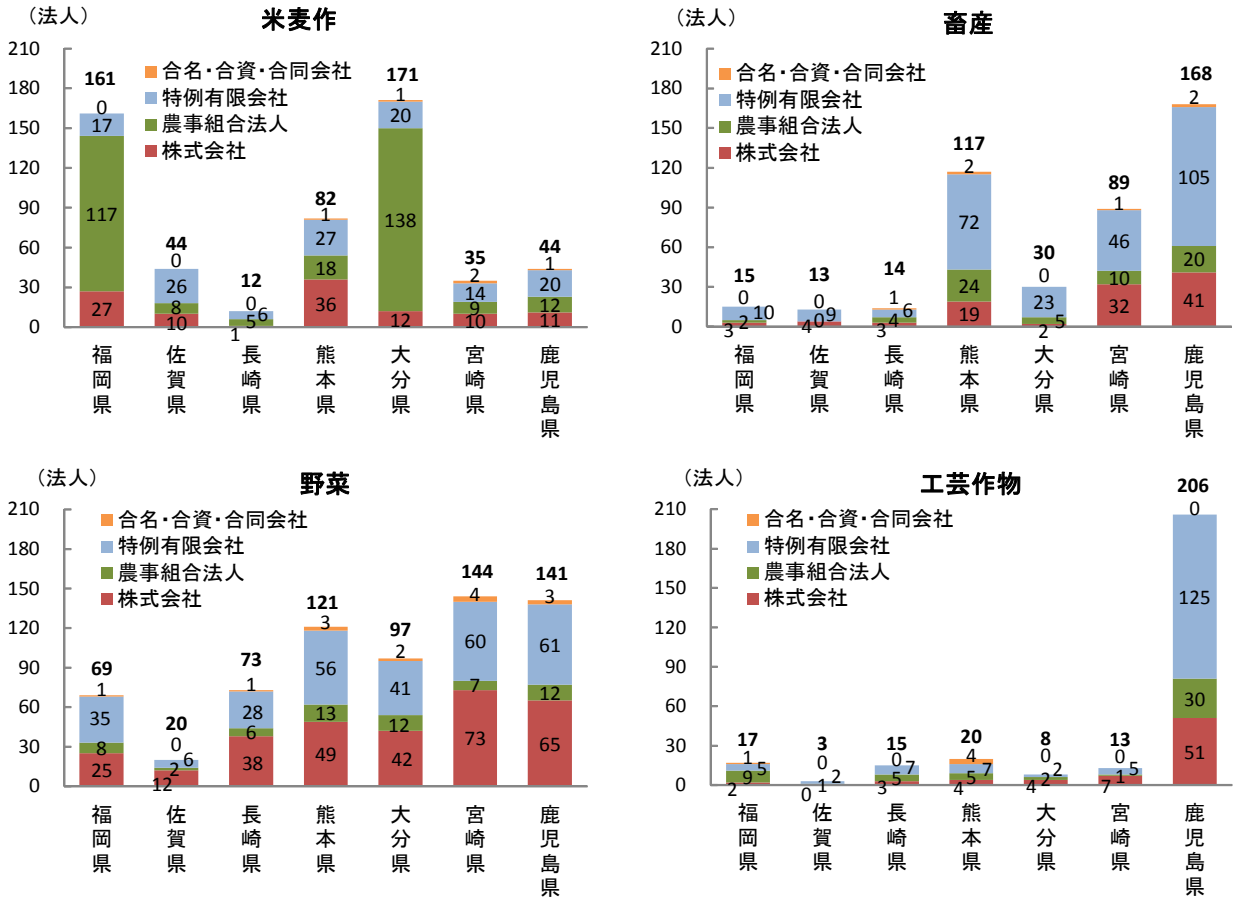

資料：農林水産省「農地法の施行状況等に関する調査」

（農業法人の課題）

公益社団法人日本農業法人協会が実施した「農業法人実態調査」結果によると、経営課題として回答の95.6%が「生産」に関する取組をあげており、次に「人材育成」の60.7%、「６次産業化※1」の60.6%の順であげられています。農業生産そのものに係る課題のほか、経営の多角化につながる６次産業化も課題として高い割合となっています。

「生産」に関する取組の内訳としては、「生産性の向上」66.0%や「コスト対策」63.8%などが多く、「人材育成」では「社員教育」47.9%、「６次産業化」では「販路開拓」39.8%が多くなっています（図１－25）。

図１－25　経営強化の取組における経営課題について

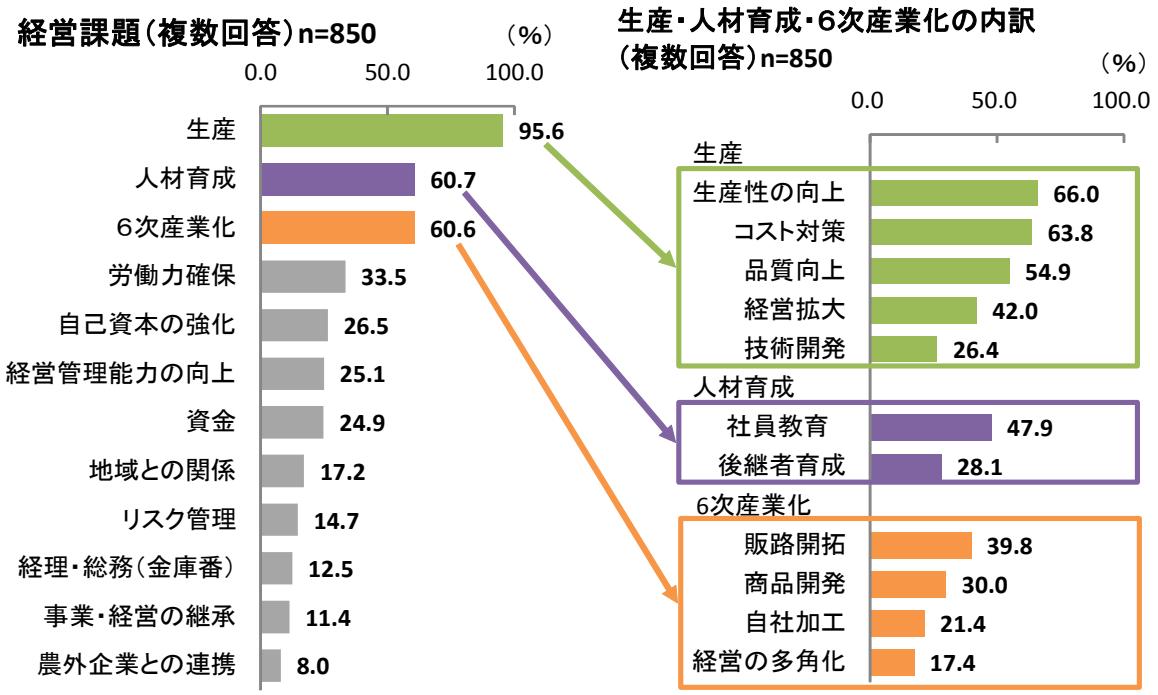

資料：（公社）日本農業法人協会「農業法人白書〈2013農業法人実態調査結果〉2014年5月」

（４）新規就農・企業参入

将来にわたり持続可能な力強い農業を実現していくためには、青年層の新規就農を促進し、世代間のバランスの取れた農業構造にしていくことや、企業の農業参入を促進していくことが重要となっています。

ア　新規就農

（新規就農の状況）

「新規就農者調査」結果によると、我が国の新規就農者※2数は平成18年は８万

※１　「用語の解説」を参照。
※２　新規自営農業就農者、新規雇用就農者、新規参入者の３者。

１千人でしたが22年以降は５万人台で推移しており、25年は５万１千人と減少傾向にあります。ただし、40代以下の新規就農者でみると、20年以降は、１万８千人から２万人程度とそれ程減少しておらず、50歳以上の新規自営農業就農者※1の減少が大きいことが分かります（図１－26）。

図１－26　新規就農者の推移

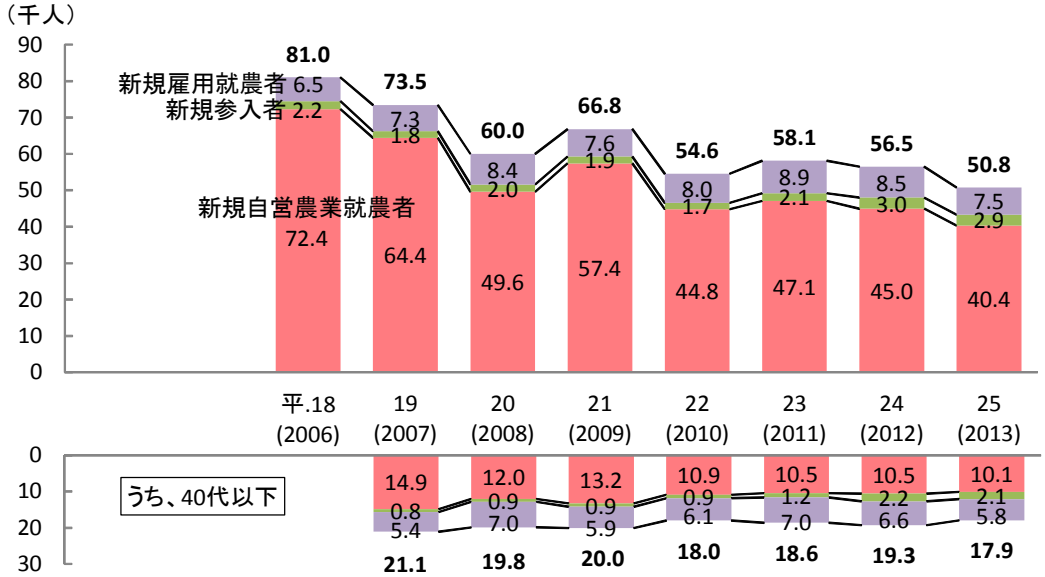

資料：農林水産省「新規就農者調査」

25年の調査結果を新規自営農業就農者、新規参入者※2、及び新規雇用就農者※3の就農形態別にみてみると、新規自営農業就農者は４万400人（18年７万2,400人）、新規参入者は2,900人（同2,200人）、新規雇用就農者は7,500人（同6,500人）と、新規自営農業就農者は大きく減少しているものの、新規参入者及び新規雇用就農者はむしろ増加しています。また、男女別にみると、法人等に雇用される新規雇用就農者では、３分の１程度が女性で、このうち農家出身以外の者の割合が８割を超えています。これは、男性の７割強よりも多く、女性の農業への関心の高まりが感じられる結果となっています（表１－７）。

表１－７　新規雇用就農者数（全国）

（単位：人）

区分	計	農家出身	非農家出身
男女計	7,540	1,640	5,900
男	4,970	1,310	3,660
女	2,580	340	2,240

資料：農林水産省「平成25年新規就農者調査」
注　：数値については、集計値の原数を下１桁で四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

※１　農家世帯員で、調査期日前１年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者。
※２　調査期日前１年間に土地や資金を独自に調達（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者。
※３　調査期日前１年間に新たに法人等に常雇い（年間７か月以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者。

また、管内各県が調査した25年の新規就農者数は1,534人であり、過去３年間の推移をみると、23年から24年でかなり増え、25年も同様の水準となっています（図１－27）。

図１－27　九州の新規就農者の推移

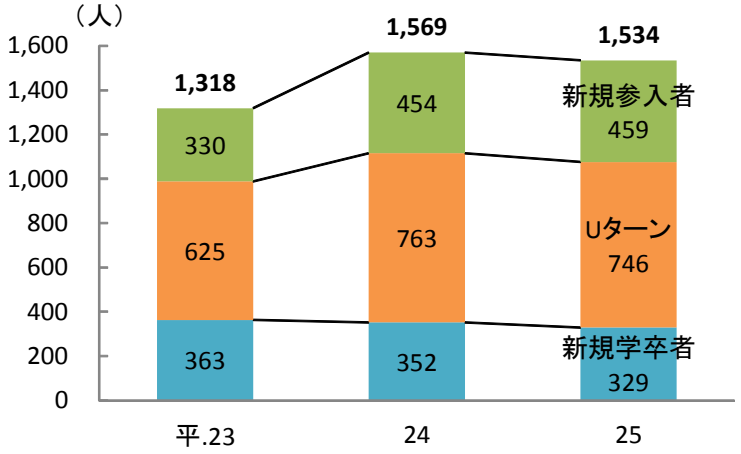

資料：九州農政局調べ

新規参入者、Ｕターン及び新規学卒者の区分でみると、全体的に新規就農者が増加した24年以降も新規学卒者は減少しており、新規参入者はわずかに増加しています。

（新規就農者の課題等）

全国農業会議所・全国新規就農相談センターが25年度に実施した、「新規就農者の就農実態に関する調査結果」によると、新規参入者※1が就農した理由を大別すると、「自然・環境」に関する理由、「経営」に関する理由、「家族・自由」に関する理由が多く、具体的には「自ら経営の采配を振れるから」が45.8％と最も多く、次に「農業が好きだから」が37.7％、「農業はやり方次第でもうかるから」が32.3％となっています。九州では、「農業はやり方次第でもうかるから」が44.9％と最も多く、次に「自ら経営の采配を振れるから」が39.7％となっており、経営への意識が高いことがうかがえます（図１－28）。

また、就農時に苦労した点をみると、新規就農者の多くが「農地の確保」、「資金の確保」、「営農技術の習得」をあげています。とりわけ新規参入者においては７割に近い者が「農地の確保」、親元就農者※2では８割に近い者が「営農技術の習得」を苦労したことと回答しています。この就農時の課題については、九州も全国と同様の傾向を示しています（図１－29）。

※１　非農家出身者が農地の権利を取得する等して新たに農業経営を創設して就農するタイプ。ただし、農家出身であっても実家の農業経営とは別に農地の権利を取得する等して農業経営を創設して就農した者も含む。（全国農業会議所・全国新規就農相談センター「新規就農者の就農実態に関する調査結果－平成25年度－」）

※２　自家の経営に就農・経営継承した農家子弟。

図１－28　就農の理由（複数回答）

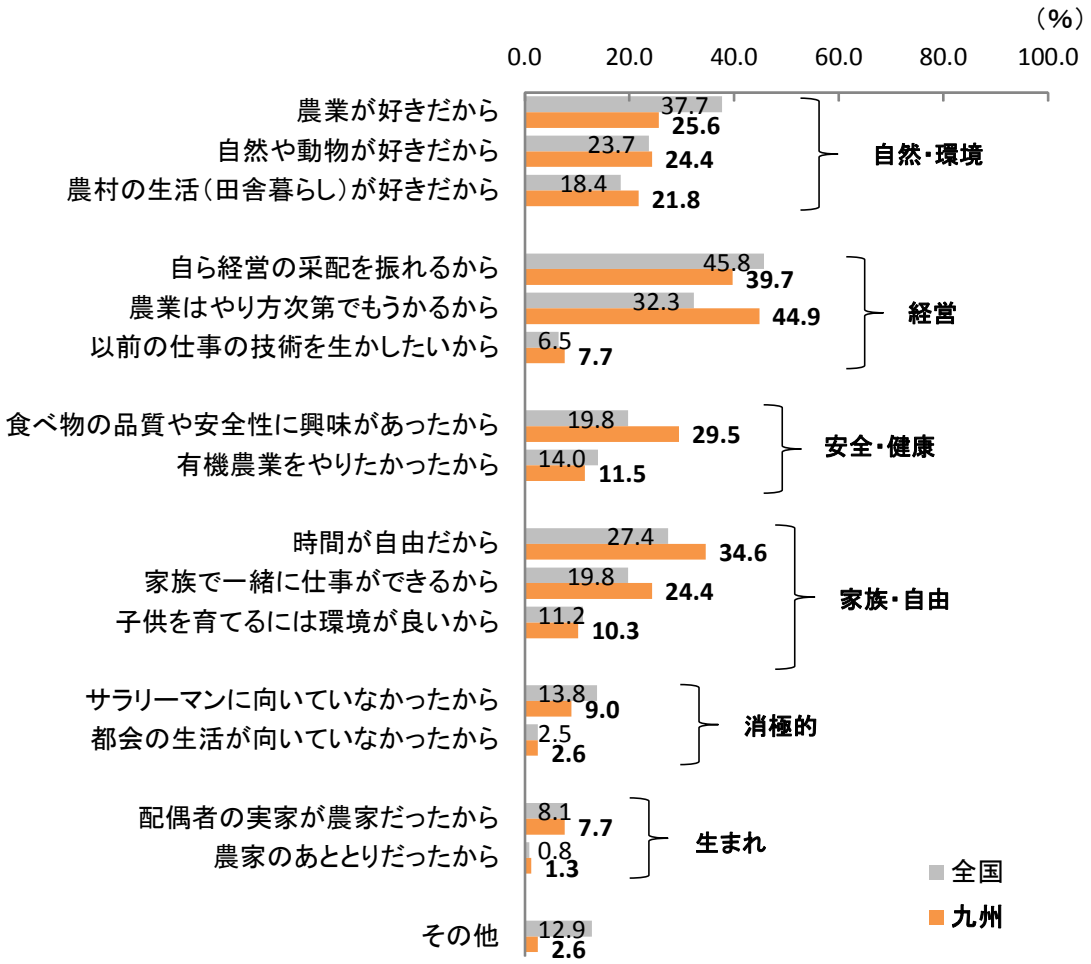

資料：全国農業会議所・全国新規就農相談センター
「新規就農者の就農実態に関する調査結果－平成25年度－」

図１－29　新規参入者の就農時に苦労したこと（複数回答）

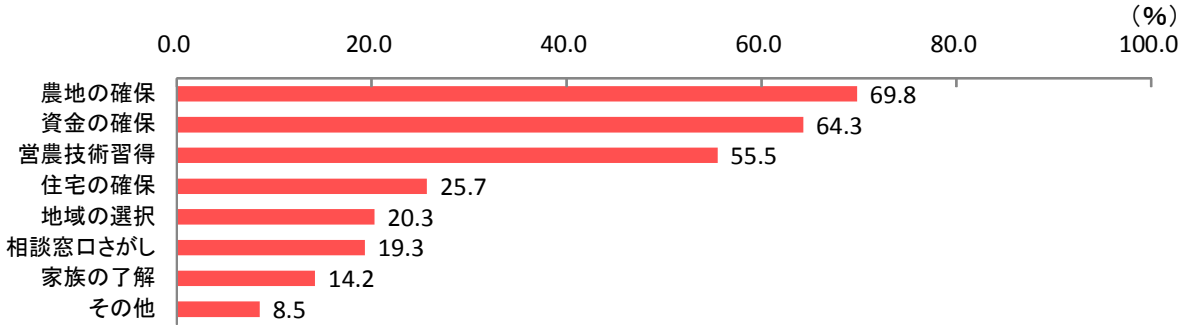

資料：全国農業会議所・全国新規就農相談センター
「新規就農者の就農実態に関する調査結果－平成25年度－」

「資金の確保」について、新規参入者における就農１年目に要した費用と自己資金の準備状況をみると、機械・施設資金と営農資金を合わせると658万円を要し、自己資金332万円との差額は326万円となっており、初期投資に係る費

用負担は決して小さくなく、初期投資を低く抑えることも重要な課題です（表１－８）。これらの課題への対応については、青年就農給付金や青年等就農資金（無利子資金）等の支援策を活用することも可能です。

表１－８　就農１年目の平均費用と自己資金

（単位：万円）

		営農面					生活面	就農1年目農産物売上高
		機械・施設資金	営農資金	合計	自己資金	差額	自己資金	
新規参入者計		500	158	658	332	−326	227	262
販売金額第1位の作目	水稲・麦・雑穀類・豆類	445	130	575	256	−319	212	160
	露地野菜	228	93	321	245	−76	207	144
	施設野菜	771	227	997	398	−600	242	301
	花き・花木	631	197	827	281	−546	208	205
	果樹	256	77	333	350	17	328	143
	酪農	2,314	1,400	3,714	583	−3,132	274	3,956
	その他の畜産	804	113	917	429	−488	150	32
	その他	203	151	355	247	−108	346	92

資料：全国新規就農相談センター
「新規就農者の就農実態に関する調査結果－平成25年度－」

イ　企業参入

（企業参入の状況）

企業の農業参入は、農業者と商工事業者の連携による６次産業化の取組や雇用創出等、地域農業の発展に資することが期待されています。

九州における企業やNPO法人等一般法人※の農業参入状況をみると、21年の農地法改正を背景として、平成21年以降約５年で196法人が参入しており、21年以前の参入法人数の約４倍の参入数となっています。また、業種別にみると、農業・畜産業の参入が52法人と多く、次いで食品関連産業39法人、建設業29法人となっています。県別では、熊本県（74法人）、鹿児島県（35法人）で参入が進んでおり、熊本県では、参入準備段階から参入後までをサポートする県独自の参入支援策により積極的に推進しています。また、鹿児島県では、改正農地法施行前から、事業の多角化等のため建設業者が、地域の特産品である焼酎の原料用かんしょの生産へ進出するなど、様々な農業参入の動きがみられます。参入した一般法人を営農類型別にみると、野菜（80法人）が最も多く全体の４割を占め、次いで複合（45法人）となっており、複合経営の割合（23.0%）が全

※　農地法等の規定に基づき、解除条件付きにより農地を借り入れた法人をいい、農業生産法人として参入した法人は含まない。

国（19.6%）よりも高くなっています（表１－９）。さらに、農業に参入した動機をみると、「事業の多角化のため」（67法人）が最も多く、次いで「原材料確保のため」（30法人）となっており、前述した食品関連産業の参入数が多いことを含めて、農地法改正により食品関連企業等が出資という形で農業に参入しやすくなったことの現れではないかと思われます。また、「福祉のため」、「地域貢献・交流のため」という動機もみられ、企業参入の効果が農業そのものの発展だけではなく、プラスアルファの可能性にも期待されます（図１－30）。

表１－９　九州各県別の参入法人の内訳（平成26年12月末現在）

（単位：法人）

県名	改正農地法																				
	施行前	施行後																			
	H15.4～H21.12	H21.12～H26.12	組織形態別			業種別								営農作物別							
			株式会社	特例有限会社	NPO法人等	食品関連産業	農業・畜産業	建設業	製造業	その他卸売・小売業	NPO法人	医療・福祉・教育	その他（サービス業他）	米麦等（注）	野菜	果樹	工芸作物	花き	畜産（飼料作物）	複合	その他
福岡県	3	26	18	4	4	12	3	2	－	1	－	1	7	6	10	2	3	1	－	4	－
佐賀県	－	14	9	－	5	－	6	1	－	－	4	－	3	2	9	1	1	－	－	1	－
長崎県	4	11	7	1	3	2	－	1	－	－	3	－	5	3	5	2	－	－	－	1	－
熊本県	4	74	46	10	18	15	24	7	3	5	6	－	14	8	30	3	4	－	2	26	1
大分県	6	19	11	5	3	2	7	4	1	1	1	1	2	2	9	－	1	－	－	7	－
宮崎県	－	17	13	2	2	2	7	1	－	－	－	－	7	－	9	1	1	2	1	2	1
鹿児島県	29	35	23	5	7	6	5	13	－	－	2	1	8	15	8	2	2	1	1	4	2
九州計	**46**	**196**	**127**	**27**	**42**	**39**	**52**	**29**	**4**	**7**	**16**	**3**	**46**	**36**	**80**	**11**	**12**	**4**	**4**	**45**	**4**
		100.0%	64.8%	13.8%	21.4%	19.9%	26.5%	14.8%	2.0%	3.6%	8.2%	1.5%	23.5%	18.4%	40.8%	5.6%	6.1%	2.0%	2.0%	23.0%	2.0%
全国	**436**	**1,712**	**1,060**	**218**	**434**	**418**	**317**	**192**	**81**	**85**	**185**	**65**	**369**	**288**	**737**	**161**	**77**	**44**	**51**	**335**	**19**
		100.0%	61.9%	12.7%	25.4%	24.4%	18.5%	11.2%	4.7%	5.0%	10.8%	3.8%	21.6%	16.8%	43.0%	9.4%	4.5%	2.6%	3.0%	19.6%	1.1%

資料：農林水産省及び九州農政局調べ
注１：米麦等の「等」には、そば、かんしょ、豆類が含まれる。
　２：参入法人数は、解除条件付き（農地法第３条第３項）により農地を借り入れた一般法人を集計したものであり、農業生産法人として参入した法人等は含まれない。
　３：施行前の実績は平成21年12月現在の数字であり、その後農業生産法人に移行した法人等も含まれる。なお、平成22年6月以降に参入した法人には、施行前の参入法人数は含まない。

図１－30　参入動機別一般法人（九州）

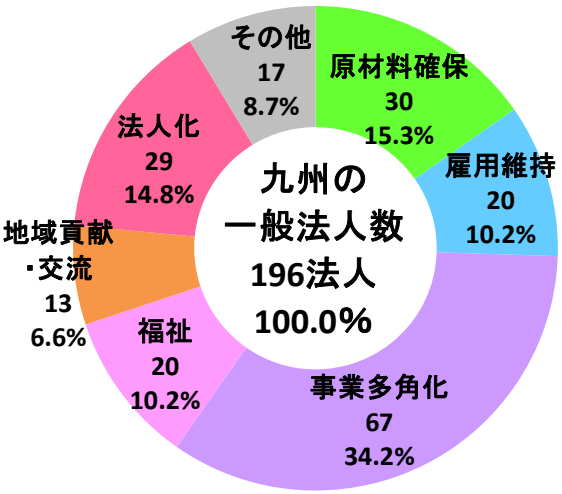

資料：九州農政局調べ

（企業参入の課題等）

一方で、企業が農業に参入する際の課題も多く、株式会社日本政策金融公庫が実施した調査結果によると、農業参入までの間に行った取組内容では、いずれの業種でも「農地確保・土壌改良」をあげている割合が高く、当然ながら新規参入にはまず農地の問題が大きいことがうかがわれます（図１－31）。参入企業の業種別に課題をみると、建設業では、農業参入時に「農産物の販路開拓」（83％）、「資金繰り」（79％）、「資金調達」（75％）等の課題を抱え、参入一定期間経過後においても「農産物の販路開拓」（71％）を課題としてあげている割合が高くなっています。

図１－31　参入までの取組内容

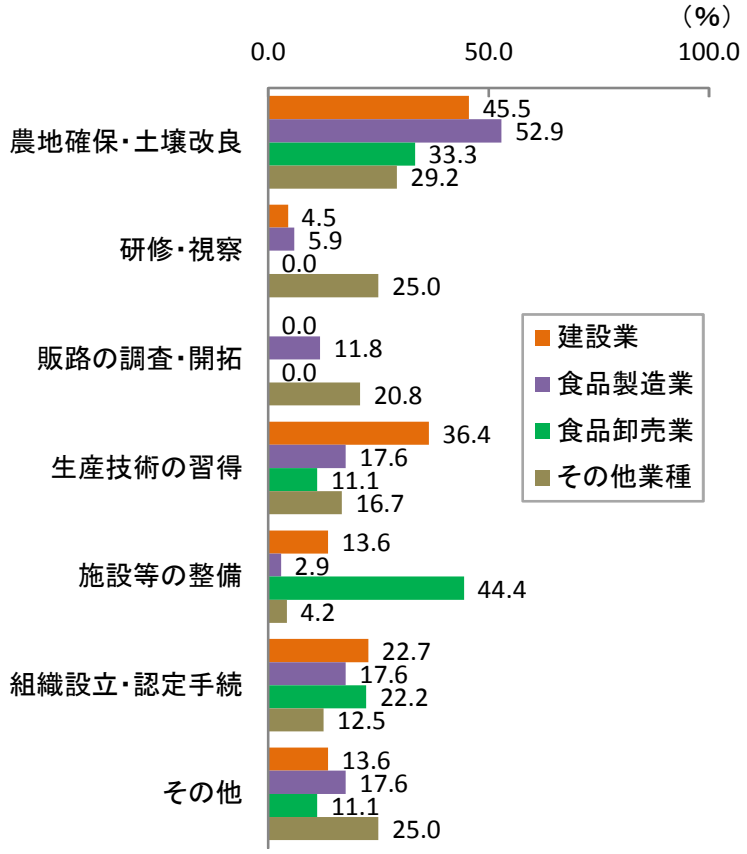

資料：㈱日本政策金融公庫「企業の農業参入に関する調査」
注　：平成23年度調査

一方、食品製造業では、農業参入時に「農業技術の習得」（66％）、「農地の確保」（58％）等を課題としてあげています。しかし、「生産経費」（42％）は農業参入時と参入一定期間経過後を比較しても割合は変わらず、期間経過後も課題は未解決となっているようです。

また、食品卸売業では、「農業技術の習得」（71％）や「農地の確保」（53％）、「労働力の確保」（53％）等が課題としてあげられており、参入一定期間経過後においても「農業技術の習得」（67％）を課題としてあげている割合が高くなっています。「農業技術の習得」や「農地の確保」は、異業種から農業参入する場合の大きな共通課題となっています（図１－32）。

このように、建設業では、機械操作や労働力の確保などで本業のノウハウが活かせると考えられますが、生産した農産物の販路開拓は大きな課題で、一方、食品関連企業では、農産物の販路開拓や商品開発などでは本業のノウハウが活かせると考えられますが、農産物の生産に関する農業技術の習得が大きな課題となっているなど、参入企業の業種による課題の違いがみられます。

図１－32　農業部門の課題

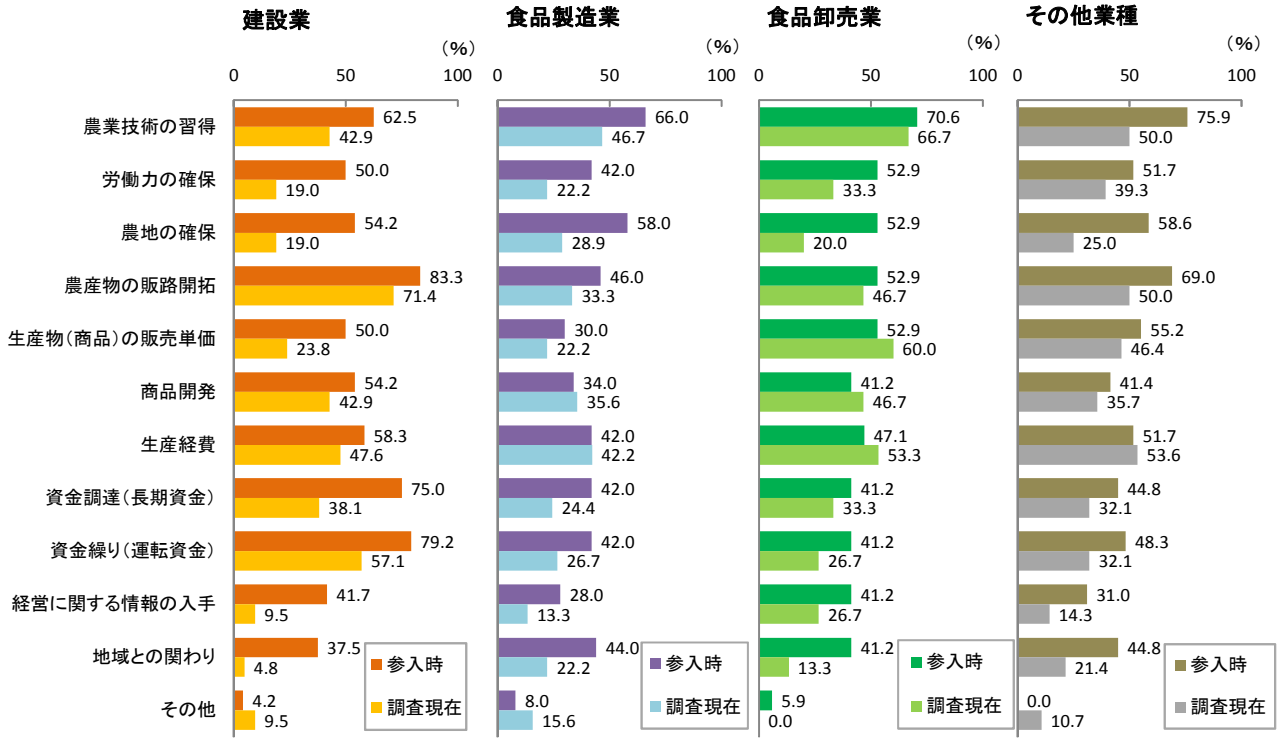

資料：㈱日本政策金融公庫「企業の農業参入に関する調査」
注　：平成23年度調査

第２章　担い手の取組事例

第２章では、九州各県で担い手として活躍されている、認定農業者、集落営農、法人の取組事例や新規就農・企業参入の事例について紹介します。また担い手として期待される女性農業者等の活躍事例についても紹介します。

１　認定農業者の取組

ここでは、自らの農業経営改善計画に即して、経営の効率化や安定化に取り組んでいる認定農業者の取組事例について紹介します。

【農地の集約と大型機械の導入による作業の効率化】

坂本（さかもと）　正信（まさのぶ）（熊本県玉名市（たまなし））

経営内容	経営面積：60ha　水稲、麦、大豆を生産
農業従事者	本人、妻のほか常時雇用１人、臨時雇用３人

坂本さんは、農業経営改善計画を作成し、平成20年に作業負担が大きい園芸作物（メロン）の栽培から土地利用型農業に経営転換し、経営の効率化を進めています。

経営規模の拡大に当たっては、高齢による離農者の農地や条件不利地の耕作を積極的に引き受け、経営耕地のほとんどを自己所有の水稲乾燥・調製施設から３kmの範囲内に集積しています。

さらに、10ａに満たない小区画の水田を地権者の同意を得て畦畔（けいはん）を取り除き、１枚60ａの大区画化を実現しました。これにより、大型機械の導入等による作業の効率を追求した経営を展開するとともに、水稲収穫作業の受託や水稲の乾燥作業の受託を行い、農業機械の有効活用を図っています。

また、地域農業者への助言・指導を行うなど地域のリーダー的な存在となっているとともに、雇用者に一部の経営農地の管理を全部任せるなど、将来の暖簾分けも念頭に、技術力・経営力を備えた人材の育成も行っています。

今後も大型機械の導入、雇用の確保等により規模拡大を図るとともに、生産した米は自ら販売することによる収益の向上を目指しています。

高性能機械による防除作業

【家族経営でいちご栽培の大規模化】

大塚（おおつか）　淳一（じゅんいち）（熊本県玉名市（たまなし））

経営内容	作業受託面積：43ａ　いちごの生産
農業従事者	家族４人、臨時雇用１人

作業中の大塚さん

大塚さんは、農業経営改善計画を作成し、いちご栽培の作業の効率化や収益の向上に取り組んでいます。

大塚さんは、作業の効率化を図るため、いちごの栽培ハウスを自宅に隣接する農地に集約し移動時間の短縮を図っています。また、収穫したいちごは軽トラックに設置した車載式の冷蔵庫で順次冷蔵し、収穫作業後直ちにパック詰め作業を行っています。これにより、夜中まで作業することはほとんど無くなり、夕方までに作業を終えられるようになりました。

また、収益の向上を図るため、いちごの栽培体系について見直し、苗の定植時期を遅らせ、１番果と２番果を連続して収穫できる体系を組みました。さらに、販売単価が高い12～２月の収量を上げ、２番果以降は３、４番果が途切れなく続くようハウス内の温度調整等を行い、５番果まで収穫できるようにしています。

大塚さんは、平成25年10月にJAから営農サポーターの委嘱を受け、JAの営農指導員とともに地域の農業者に生産技術を助言する取組に協力し、産地の維持と後継者の育成にも力を注いでいます。

２　集落営農の取組

農業者の高齢化や基幹的農業従事者が減少する中で、地域の農地を守り、農業・農村の維持・発展のためには集落営農の取組が重要です。

ここでは、高齢化によりリタイアする農業者の農地の受皿となっている集落営農や集落営農を法人化し６次産業化等経営発展に取り組んでいる集落営農、集落営農の再編・統合に取り組み、より効率的な営農体制の構築を図った集落営農の取組事例について紹介します。

【担い手と集落営農の共存による地域農業の維持】

農事組合法人本郷（福岡県みやま市）

経営内容	作業受託面積：50ha　水稲、麦、大豆を生産
農業従事者	オペレーター８人
構成員	135人

福岡県みやま市本郷地区では、集落営農と施設園芸農家（なす、いちご）が協力し、土地利用型農業経営と施設園芸の共存により地域農業が維持されています。

本郷地区は、施設園芸が盛んな地域ですが、担い手農家の経営規模の拡大は飽和状態となっており、高齢化でリタイアする農業者の農地の引き受け手がいないことから、農地の受皿として、地権者で組織する農用地利用改善団体で地域の農用地の利用集積を図るため、特定農用地利用規定に位置付けられた特定農業団体として、本郷地区営農組合を平成18年に設立しました。

その後、農地の集積等を行うため平成23年５月農事組合法人本郷を設立し、現在、本郷では、認定農業者や定年退職者がオペレーターを勤め、なすの定植・収穫の繁忙期と水稲の田植えや稲刈りの作業が重なり、支障をきたしていた園芸農家やリタイアされた農業者の農地約50haを利用権設定で集積・集約して、水稲、麦、大豆を作付けています。

水稲は、農作業の分散化のために作付・収穫時期の異なる品種をブロックごとに作付け、オペレーターとその補助者により農作業の効率化を図っていますが、オペレーターの過重作業の防止が課題となっています。また、構成員の高齢化が進んでおり、１期２年となっている役員のなり手の確保も課題となっています。

大型機械が並ぶ倉庫

ビニールハウス（施設園芸）と
水稲（土地利用型農業）の共存

【複合経営での加工・販売の取組】

農事組合法人きらり農場高木（宮崎県都城市）

経営内容	経営面積：216ha　水稲、大豆、ばれいしょ、かんしょ、野菜を生産
農業従事者	常時雇用35人、臨時雇用70人
構成員	343人

きらり農場高木は、農業者の高齢化等により農地を預けたいという地域の農業者が増加したことに対応するため、昭和62年に発足した機械利用組合を前身として、平成18年に設立されました。

きらり農場高木が地域の農地の受皿となったことにより、農地の長期貸付地が増加し、集落の農地の一括管理が可能となりました。それにより、作物別の作付地の団地化や、ほ場間の畦畔除去等による機械作業の効率化等を図ることが可能となり、労働時間の短縮や生産コストの削減を実現しています。

田で生産した、ばれいしょ、かんしょ等については、JAを通して加工業者との契約栽培に取り組むことで、安定的な収益確保につながっています。また、女性部を中心に、がね（かんしょの加工品）の実演販売に取り組み、26年２月には加工施設が完成し、新商品開発も積極的に行うなど６次産業化による経営発展にも取り組んでいます。

きらり農場高木では、法人設立の検討段階から女性委員が加わり、法人設立後に１人が役員に就任し、女性の参画意識が醸成されているとともに、社会・労災保険、雇用保険、厚生年金、退職金制度を完備し、安定雇用の創出に努めています。

加工施設きらり夢工房と「がね（かんしょ加工品）」

【集落営農の再編・統合による大規模法人化】

ネットワーク大津株式会社（熊本県大津町）

経営内容	経営面積：約322ha（利用権設定154.3ha、作業受託167.9ha）
農業従事者	社員５人、オペレーター・補助員登録170人
構成員	287人

大津町では、昭和50年代の基盤整備とカントリーエレベーター建設に加え、町単独でも集落ごとに高性能機械の導入支援を行うことで、営農組織の組織化を図り、早くから効率的な水田営農体制が整備されてきました。

しかし、農業者の高齢化による担い手の減少等により、各組織のオペレーター確保に支障をきたすようになり、地域農業の先行きのみならず、集落機能の維持も危ぶまれていました。

集落営農組織の再編・統合

この課題解決に向け、地域農業の振興と農地の恒久的維持保全のためネットワーク大津㈱の前進となる㈱陣内ランドホルダーが平成19年１月19日に設立されました。その後、熊本県や大津町、大津町内16の集落営農組織のうち12を再編・統合し、平成25年６月８日商号変更、平成25年７月５日登記申請を行い、ネットワーク大津㈱として第一歩を踏み出しました。

ネットワーク大津㈱の322haに及ぶ経営面積は、熊本県最大であり、スケールメリットを活かした、より効率的な営農体制を構築することで、生産体制の強化・再構築を目指しています。

すでに、集落の枠を超えた農業用機械の効率運用により、収穫作業日数の短縮等の成果が現れているほか、集落を越えたブロックローテーションを実現し、若手３人を新たに雇用し、オペレーターの確保・育成を図っています。

今後は、水稲直播栽培の導入等により、更なる米の生産コスト削減を図り、生産する農産物のブランド化や地場産品を含めた農産物の加工・販売による高付加価値化等により、農業・農村の所得増や雇用の場の確保に取り組むほか、地域と連携した食農教育による農業の応援団づくりにも取り組むことにしています。

３　法人の取組

担い手の経営発展のためには、経営管理や経営判断、経営継承等の面で農業経営の法人化が有効な手段で、すでに多数の法人が農業経営を行っています。

（家族経営からの法人化や組織化された法人の取組）

ここでは、家族経営が法人化して経営発展に取り組んでいる事例と現場の分業体制により組織化されている法人の取組事例について取り上げます。

【ニーズに応じた米づくり】

農業生産法人有限会社内田（うちだ）農場（熊本県阿蘇（あそし）市）

経営内容	経営面積：約50ha 水稲、大豆の生産・販売
農業従事者	雇用者３人

㈲内田農場は、周辺農家の高齢化、後継者の減少に伴い、地域の農地の受皿的な存在となったことから、先代社長の時代に、それまでの水稲と養豚業との複合経営から、土地利用型農業へ経営転換を図り、平成７年に家族による個別経営から法人化に移行しました。

さらに、８年前に現在の２代目社長が後継者として就任した際に、それまでのコシヒカリ中心の作付けから、用途に応じて米を他品種に作り分ける経営方針へと転換しました。㈲内田農場では、作付け前に顧客と数量契約を結ぶ受注生産での業務加工向けの米の栽培も行っており、コスト低減のため乾田直播きによる栽培や稲刈りの時期を９月初旬から11月上旬の３か月以上と長期間にすることにより収穫機械の稼働率を上げるなどの取組を行っています。

大型機械による収穫作業

また、ごはんソムリエの資格を活かして旅館、ホテルや飲食店等に調理方法や料理に適した米を提案するお米のコンサルティングを行っています。

㈲内田農場では、経営面積は拡大しているものの、ほ場が分散していることから、作業効率をより高めるために、農地の流動化による経営耕地の団地化、大区画化を行うことが課題となっています。

【環境に配慮した農場づくりへの取組】

セブンフーズ株式会社（熊本県菊池市）

経営内容	養豚（常時２万５千頭飼育）、キャベツ（８ha）、堆肥の生産・販売
農業従事者	従業員70人（パート含む）
役員	６人

快適性に配慮した飼養の様子

セブンフーズ㈱は、平成４年に法人化し経営規模の拡大を図ってきており、16年の現社長就任後は、豚の飼養頭数を1,200頭から２万５千頭規模まで拡大しました。同社は、県内６か所の飼育農場にそれぞれ責任者を配置し社長が統括する組織的な運営を行っています。また、持続可能な経営体を目指して社員教育にも力を入れています。

現在、セブンフーズ㈱は、環境にやさしい農場づくりに取り組んでおり、大手食品工場から出るおにぎり、麺などの廃棄物や自社で生産・出荷したキャベツのくずなどを自社で加熱殺菌後に液体化してエサとして利用するとともに、豚舎から出た排泄物で年間２千ｔの堆肥を生産しています。また、同社で作られる堆肥の一部は、菊池市や八代市の農家で使用され、この堆肥を使用し生産された飼料用米はエサとして活用されています。堆肥の生産は、汚水を流さず浄化槽を必要としない独自のセブンシステムを構築し、飼育環境の向上と経費の削減の両立を図っています。

また、現社長は、県の法人協会の役員を務めるなど女性農業経営者として活躍しています。

液体飼料化施設

（農協や行政による取組）

ここでは、担い手が少ない地域で、地域の農地の受皿としてJAや行政が中心となって設立した法人の取組事例について紹介します。

【農協出資の法人で農地集積】

農業生産法人㈲いろは農園有明（鹿児島県志布志市）

経営内容	経営面積：220ha　茶、野菜（キャベツ、にんじん、かんしょ）の生産、荒茶の加工
農業従事者	常雇用40人

直かけ被覆作業（かぶせ茶）

㈲いろは農園有明は、地域の農業者の高齢化や担い手の減少による遊休農地の増加が課題となったことから、農地保有合理化事業に取り組んでいたJAあおぞらが出資して農地集積の受皿として平成11年に設立しました。

露地園芸を中心に経営していましたが、平成14年に同JAの茶業部の事業を統合し、茶業を核として再スタートし、220haの農地で茶、野菜の栽培及び荒茶の加工を行っています。

集積した農地は、進入路の整備を行い大型農業機械の利用を可能とし、ほ場の管理作業の効率化により労働時間を大幅に短縮したほか、茶の早生、中晩生の品種バランスを考慮して植栽することによって、茶工場の年間活動日数を地域の約２倍に増加させています。

また、茶畑の温度、湿度、日照、土中水分、土壌条件などの環境情報をセンサーで収集し、施肥や茶の摘み取り時期の予測等を行うICTの取組も始めています。

なお、近年では、荒茶価格の低迷や茶工場の処理能力の限界を踏まえ、園芸部門にも力を入れることとしており、キャベツやにんじん、加工用かんしょの生産を開始し、契約栽培によって安定的な収入確保を図っています。

【中山間地域での効率的な農地利用集積】

株式会社農業生産法人やまくに（大分県中津市）

経営内容	経営面積：約12ha 作業受託面積63ha
農業従事者	常雇用５人、臨時雇用３人

㈱農業生産法人やまくには、地域の担い手の高齢化率が高まったことを背景に、中山間地域における効率的な農地利用集積の受皿となることを目的として、平成26年３月に中津市の出資を受けて設立されたました。

中山間地域では条件不利等で借り受ける農業者がいない農地が課題となっており、㈱農業生産法人やまくには、そのような農地を一旦借りて耕作し、個人の認定農業者が借受けを希望した場合には、当該認定農業者へ貸し換えを行うような、中間管理的な機能を行うことにしています。

現在は、安定的な収益を確保するため、自ら製造する焼酎かすを活用した有機堆肥を使用した米等のブランドづくりやインターネット販売を開始しています。また、農業公社と連携し、耕作放棄地の解消や就農対策のための人材育成にも取り組み、地域の活性化を目指しています。

今後は、農業公社との連携による中山間地域の農業再生を進めながら、地域の新たな農業環境づくりを進めることとしています。

田植えの様子

４　新規就農・企業参入

農業の内外からの青年層の新規就農は、将来に向けて世代間のバランスのとれた農業就業構造を実現するために重要であり、また、企業の農業参入は、農業界と産業界の連携による地域農業の発展や担い手が不足している地域の農地の受皿として期待されています。

ここでは、農外からの新規就農と異業種からの農業参入の取組事例について紹介します。

【新規就農の取組】
うさぎ農園　月野（つきの）　陽（よう）・亜衣（あい）　夫婦（熊本県合志市（こうしし））

経営内容	60aで約300種類の野菜生産
農業従事者	夫婦２人

月野ご夫妻

月野さん夫婦は、実家に帰省した際、祖父が経営していた牧場跡地が荒廃しているのを惜しみ、就農を決意しました。農業経験のない夫婦が就農することに家族は反対しましたが、夫の陽さんは、農業大学の新規就農支援研修で有機栽培の実践研修を受け、また、妻の亜衣さんは、野菜ソムリエの資格を取得するなど、就農に向けて準備を進めながら、営農計画を基に家族を説得し、約３年の準備期間を経て平成24年４月に新規就農しました。就農の際には、自己資金のほかに青年就農給付金や経営体育成支援事業、また、市の補助事業等を活用し、計画的に経営基盤の強化、拡大を図っています。

彩りもカラフルなイタリアン野菜

イタリアン野菜を中心に300種類ほどを無農薬・無化学肥料で栽培しており、これまで栽培事例がほとんどない品種であったり、病害虫との戦いなど、試行錯誤しながら栽培しています。収穫した野菜は、亜衣さんが販路開拓したイタリアンレストラン等に販売するほか、ピクルスやジャムなどの加工品も手がけ、インターネット販売、イベントへの出店や移動カフェなど様々な販

売をしています。

就農時の、小さな農場でも大きな所得目標の実現を達成したいとの思いから、現在、陽さんは、農作業の合間や夜間に馬小屋を農家レストランに改装中で、亜衣さんは、自家野菜を使った加工品の種類の増加に取り組んでいて、“農業”を軸に描かれたうさぎ農園の夢（目標）は、一つずつ実現に向かっています。

【株式会社の農業参入の取組】

JR九州ファーム株式会社（佐賀県鳥栖市）

経営内容	経営面積：約18ha ミニトマト、にら、かんきつ、かんしょ、ピーマン等を生産・販売　採卵鶏（9,600羽）
農業従事者	正社員27人、臨時雇用76人

ハウス内部の様子（新富農場）

JR九州グループは、経営を多角化するため、農地の確保や技術の習得に県や市町村、地元生産者やJAの支援を受け、平成22年に大分市でにらの栽培を開始しました。その後、福岡県、熊本県、宮崎県でも農業に参入し、現在４県で７品目の生産を行っており、平成26年７月にはJR九州グループ内の農業事業を集約した農業生産法人「JR九州ファーム株式会社」を新たに設立しました。

各農場のうち新富農場（宮崎県新富町）では、1.7haのハウスでピーマンを生産しており、宮崎県のマッチング支援により、ピーマン生産の優れた技術を持つ農業者が参入当初から指導者として参画し、安定した技術力を確保できたことから、質・量とも安定した生産を実現しています。

JR九州は、農業参入に際しての、九州の基幹産業である農業を元気にする、との思いから、地域に根ざした農業事業を目指しています。

指導者による勉強会の様子（新富農場）

５　女性の活躍

九州における女性農業者は、基幹的農業従事者の約４割を占め、地域農業の振興や女性の視点での６次産業化の展開など、活躍が期待されています。ここでは、地域でリーダー的存在として活躍している女性の取組事例を紹介します。

【桜島の降灰を付加価値に変えて】

有限会社　さくらじま旬彩館（しゅんさいかん）　代表取締役　中島孝子（なかしまたかこ）（鹿児島県鹿児島市）

経営概要	地元桜島の特産品を主原料とした農産物の加工・販売

中島孝子代表取締役

昭和55年、降灰被害で商品価値が下がった桜島の農産物を自家用に加工するため、地域のみかん農家等により桜島町生活改善グループが結成され、農産物加工の取組が始まりました。桜島小みかんの加工品の商品化が図られ、拠点施設が設置される中、中島さんは、降灰被害を受けた義母や地元農家の生産した、Ｂ級品農産物に付加価値を付けたいとの思いから、平成10年に加入し、18年からは代表取締役に就任しました。

新商品の開発に当たっては、(財)かごしま産業支援センターの産学官連携事業を活用して原料が持つ機能性について成分分析を行うなど、科学的なデータも加味した商品開発にも取り組み、現在ではジャムやドレッシング等20種類程度の品揃えとなりました。

自慢の商品ラインナップ

桜島小みかんのＢ級品や摘果品を原料にした商品開発等により、これまで商品価値が付かなかった農産物に付加価値が付き、新たな収益が生じました。また、加工場では25人の雇用が生まれ、併設のレストランの営業や道の駅での加工品の販売など、地域への貢献度は小さくありません。

中島さんは、食は人間が生きていく上で一番大切であり、「桜島の自然と情熱から生まれた農産物を原料に、健康（からだ）に良い商品づくり」をモットーに、郷土の料理や特産品について、自分たちが教わったことを次世代にもつなげていきたいと考えています。

【家族経営協定を活用し経営発展の取組】

大分県生活研究グループ連絡協議会会長　和泉やす子（大分県豊後高田市）

経営概要	ハウスぶどう２ha、白ねぎ２ha、その他農業体験用畑

和泉やす子会長

和泉会長は高校時代、「大地」（パール・Ｓ・バック著）に感銘を受け、「地球と関わる仕事がしたい」との思いから開校２年目の現大分県立農業大学校に進学し、昭和45年、結婚を機に就農しました。自らハウスぶどうや白ねぎ等複合経営を営むなかで、労働時間や経営実態を詳細に管理・分析し、戦略的に新規品目の導入や、経営規模拡大等に取り組んできました。

家族経営協定制度が出来ると同時に、平成８年には夫婦間で協定を締結し、その後も家族間で随時見直していて、最近では後継者である次男夫婦へ経営移譲を行うなど、家族経営の先駆的な事例となっています。

地域では様々な勉強会に参加するのみでなく、自らも仲間（同志）づくりや各種組織活動等を積極的に行っており、食育活動の実践のほか、農産物直売所の開設・運営など地産地消にも携わっています。

またグリーンツーリズム研究会を立ち上げて農家民泊に取り組むなど、農業の普及やサポーター（理解者）の開拓に励んでいます。このほかにも、女性農業経営士として女性農業者の経営参画の推進と資質向上に努めるとともに、指導農業士を３期６年務め、農業実習生の受入れ等、青年農業者の育成・指導等に積極的に取り組むなど、多岐にわたる活躍は今現在も進行形です。

和泉会長は、次世代を担う農村女性へのメッセージとして、「女性が新たに、一から農業を開始することは困難が想定されます。まずは農家に嫁いで欲しい。次に嫁ぎ先の経営や地域の意識改革を行い、フェイスブック等新しいツールでネットワークを構築するなど、新感覚で世界に通用する農業経営を実践して欲しい」と語っています。

協議会メンバーと（前列右から二人目）

第３章　担い手の確保に向けた対応

九州が今後とも食料基地として安定的に農産物の生産をしていくためには、農業の中核となる担い手を継続的に確保し、担い手となるまでの経営規模拡大、経営継承等の課題に対応することが重要です。

第３章では、課題に対する対応方向等について取り上げます。

１　課題への対応と方向性

これまで述べてきた課題等を踏まえて、担い手の育成や経営発展に向けた支援策等について示すとともに、課題への解決の方策等について取り上げます。

（１）農業者の経営発展に向けた方策

ア　人・農地プランの活用

農業者の高齢化や年齢構成がアンバランスな状況、半分の農家で後継者がいない状況等については、各地域で担い手を確保していくために集落・地域の農業の将来像を地域の徹底した話合いで作る、人・農地プラン※を活用することが解決への有効な手段となります。

人・農地プランは、地域の今後の中心となる、中心経営体（個人、法人、集落営農）や将来の農地利用の在り方等をプランに位置付けることとしています。中心経営体には、規模拡大による経営の効率化、６次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化等、地域農業の発展を牽引する経営体や、将来こうした役割を担うことが期待される新規就農者等が位置付けられます。九州では、作成を予定している全ての７県224市町村の2,364の地域で人・農地プランが作成されており（図３－１）、毎年話合いを行い、地域の農業をめぐる状況の変化に合わせて見直していくことが重要です。地域の農業関係者が集まって将来

図３－１　人・農地プランの作成状況（九州）

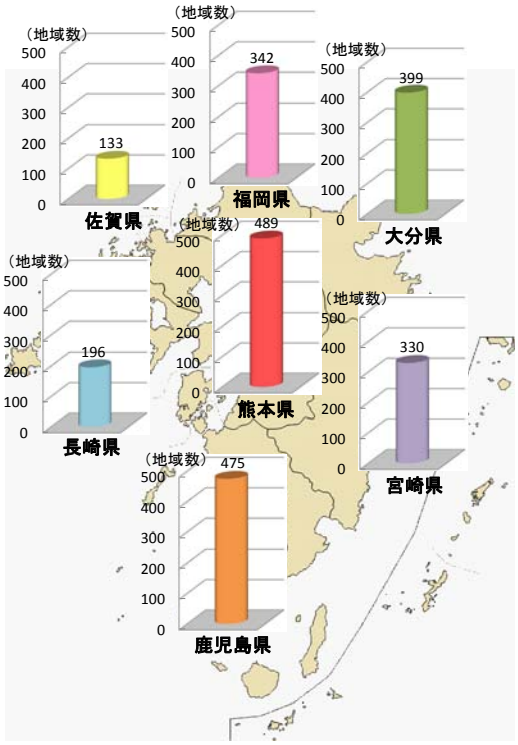

資料：農林水産省「人・農地プランの進捗状況（平成27年３月末現在）」

※　「用語の解説」を参照。

の形を本音で話し合い、農業のそして農村の担い手をどのような人としていくのか、真剣に検討する場としての活用が望まれます。

イ　認定農業者・法人化の制度的な活用

（認定農業者制度による経営発展）

認定農業者が経営を発展させる上での課題としては、農地の規模拡大、加工・販売等経営の多角化、必要な機械・施設の確保、雇用労働力の確保等があります。これらの課題に対応するため、経営所得安定対策（交付金）、制度資金、施設・機械整備、農業者年金制度等の措置が設けられていますが、その活用は、認定農業者の農業経営改善計画に沿った計画的な経営規模拡大等に向けて行うことが重要です。認定農業者となる際の、「農業経営改善計画」を検討する過程を通じて、担い手として高度化していくことが期待されます。

農林水産省ホームページ「新たな農業経営指標」

認定農業者が、経営の発展、効率化を図るため農業経営改善計画を作成する際、経営指導等を行う関係機関の支援は不可欠で、計画期間（５年）の途中における計画の達成状況の把握やフォローも適切に行う必要があります。このため、農林水産省では、幅広い農業者が経営の改善や発展のための経営診断ができる「新たな農業経営指標」をホームページ上で公表しています。

（農業経営の法人化）

農業経営を法人化することは、経営管理が徹底され、６次産業化等の経営発展に向けた可能性が拡がるとともに、安定的な雇用の確保や円滑な経営継承につながるなどのメリットがあります。このため家族経営の法人化、集落営農の法人化を推進するとともに、法人化のための関係機関の研修・指導に対する支援や集落営農等の法人化のための助成を行っています。また、各県の農業法人協会では、農業者等を対象とした、研修、シンポジウムを開催するなど、積極的な活動を行っています。

第２章の事例をはじめとして、九州では経営の法人化によって大規模な経営を実現した事例も出てきています。また、担い手の経営の多角化・発展に向けて、経営規模の拡大とともに、６次産業化に取り組むことは、マーケットインの感覚を磨くことにつながります。女性部を中心に自己の生産物を加工した味噌、そう菜（郷土料理のがね、コロッケ、おこわ）を農産物直売所、道の駅等で販売し、商品開発に積極的に取り組んでいる集落営農法人のような事例もあります。しかし、農産加工品の生産・販売等を行う集落営農は、農産物等の生産・販売活動を行う1,866組織のうち２％にとどまっています（Ｐ38　図１－19）。６次産業化の取組は、法人化とともに、担い手の経営発展に向けた選択肢の一つとなることから、各種支援策により推進しています。

（経営課題解決に向けた支援策）

農業法人が経営課題として挙げている、「生産性の向上」、「コスト対策」等に対しては、農業機械や農業施設の整備等により生産性の向上や大幅なコスト削減を図ることが可能です。「経営体育成支援事業」や「強い農業づくり交付金」等では施設整備に関し助成措置を講じており、担い手の経営の安定・発展を支援しています。また、「人材の育成」に関しては、次世代の経営者を育成するため、先進農業法人等に社員を派遣して研修を行う「農の雇用事業」や農業法人等による商談会への出展費用等、販路開拓に向けた「６次産業化ネットワーク活動交付金」等、経営の多角化に向けた措置を講じており、担い手に対してこうした制度や事業を迅速かつ丁寧に周知していく必要があります。

（集落営農の新たな課題）

集落営農の新たな課題として、設立した集落営農組織・法人の継続、再編、構成員の高齢化等の問題があります。九州では、農地の更なる集積や組織の継承、機械・施設の有効活用等によるコスト低減を図ること等を目的として、既存の集落営農組織を基にそれらをさらに一つの組織に統合することや集落営農組織・法人の統合の事例がみられるようになってきました。熊本県内では第２章で紹介したネットワーク大津㈱のように、県の強力な支援の下、地域の複数の集落営農組織を統合し一つの組織に法人化し、農業機械の利用調整を広域で実施するなどしているものがあり、課題解決に向けた有効な方策の一つです。

コラム【「九州農政局長と語る会」及び「人材育成セミナー」の開催】

九州農政局では、農業者の経営発展や地域農業の発展に資することを目的に、農業・青年クラブと共催で「九州農政局長と語る会」を開催しています。また、農業技術や経営感覚について学び、意見交換を行う「人材育成セミナー」を併せて開催しています。26年度は12月３日に開催し、九州各県から農業・青年クラブの代表者や行政関係者等30人近くが参加しました。

「九州農政局長と語る会」では、「将来の農業を支える担い手の育成について」をテーマに、地域ごとの課題に対応した農地中間管理機構の活用方法や、地域の人たちが行政を動かす必要性等について意見交換を行いました。また、「人材育成セミナー」では、２人の講師が法人化による経営力向上への取組や労務管理について講演を行いました。参加者は、法人化のメリットや労務管理上の課題等について積極的に質問し、講師からアドバイスがありました。

「九州農政局長と語る会」及び「人材育成セミナー」の様子

（２）新たな農業者の確保

ア　新規就農者と雇用促進

（新規就農者の確保目標）

持続的で力強い農業構造を実現するためには、基幹的農業従事者と雇用者を合わせた農業就業者は約90万人必要と見込まれており、これを60代以下の年齢層で安定的に担うには、毎年２万人程度の青年層の新規就農者が定着していくことが必要です。しかし現状では、新規就農者のうち３割程度は、生計の目途が立たない等の理由からその後離農しており、定着するのは毎年１万人程度と推測されています。このため、「新規就農・経営継承総合支援事業」など各種施策により青年層の新規就農を促進しています（図３－２）。

図３－２　青年就農者の確保の考え方

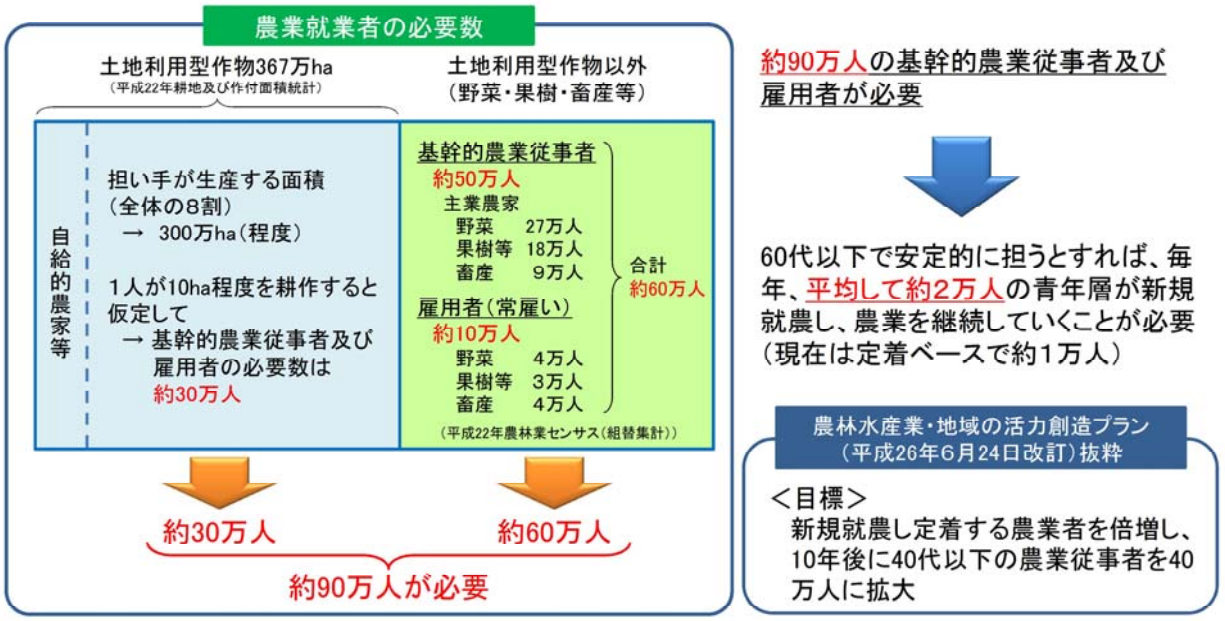

資料：農林水産省「食料・農業・農村政策審議会企画部会（平成27年１月28日）提出資料」

（新規就農者確保・定着に向けた支援等）

各県や市町村等では、新規就農者の確保に向けて、研修制度等の就農支援策の充実を図っており、研修制度の活用は就農する際の有効な方法の一つです。大分県豊後大野市農林業振興公社や鹿児島県志布志市農業公社では、JAの生産部会や営農指導員等の指導による、施設ピーマンの栽培・管理の実践的な研修や農業経営研修を行っています。研修後には、農業公社及び関係機関等で農地のあっせんを行うなど、新規就農に結びつける取組を行っており、就農後のフォローアップ体制も整えています。

また、新規就農に向けては、技術習得や経営について学ぶことができ、人的なネットワークが形成できる、農業法人への雇用就農も有効な手段です。第２章で紹介したような企業的な組織形態の法人も出てきており、農業法人等が新規就農者等を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修等に対して、「農の雇用事業」で支援を行っています。

新規就農する際には、農地の確保や技術の習得等の課題のほか、家族を含めた生活に関する課題等も考えられ、生活の場として地域に溶け込むことも重要な課題です。それらの相談先として、新規就農相談センターが各県に設置されており、就農希望者からの個別相談の対応や就農相談会の開催等の情報発信を行っています。

新規就農の確保・定着を図っていくためには、所得の確保は就農時の大きな課題です。新規就農者が安心して農業を始めることができるよう、就農前の研修期間と経営が不安定な就農直後の所得確保を支援する「青年就農給付金事業」を、24年度より実施しています。

具体的には、農業大学校や先進農家等で、就農に向けて必要な農業技術や経営ノウハウを習得するための研修に専念する就農希望者に対し、年間150万円を最長２年間給付する準備型と、人・農地プランに位置付けられ、独立・自営就農する者に対して、年間最大150万円を最長５年間給付する経営開始型により新規就農者の確保・定着に向け、支援しています。

九州管内の25年度青年就農給付金の給付実績をみると、準備型では402人、経営開始型では2,122人、合計2,524人となっています。経営開始型を営農類型別にみると、施設野菜が最も多く（29%）、次いで露地野菜（21%）、複合経営（12%）の順となっています（表３－１、表３－２）。

表３－１　九州における青年就農給付金給付実績（準備型）

準備型　平成25年度給付実績　402人　（単位：人）

年齢別	男女別	出身別	研修機関別
10代 59(14.7%)	男性 353(87.8%)	非農家 227(56.5%)	農大等 200(49.8%)
20代 172(42.8%)	女性 49(12.2%)	農家 175(43.5%)	先進農家 115(28.6%)
30代 131(32.6%)			その他 87(21.6%)
40代 40(9.9%)			

資料：農林水産省
「平成25年度青年就農給付金給付実績（九州）」

表３－２　九州における青年就農給付金給付実績(経営開始型)

経営開始型　平成25年度給付実績　2，122人　（単位：人）

年齢別	男女別	個人夫婦別	出身別
10代 4(0.2%)	男性 1,825(86.0%)	個人 1,722(81.1%)	非農家 806(38.0%)
20代 693(32.6%)	女性 297(14.0%)	夫婦 400(18.9%)	農家 1,316(62.0%)
30代 961(45.3%)			
40代 464(21.9%)			

営農類型別	
水稲・麦類等 102(4.8%)	(露地・施設)花き・花木 84(4.0%)
露地野菜 447(21.1%)	畜産 197(9.3%)
施設野菜 618(29.1%)	複合経営 251(11.8%)
(露地・施設)果樹 234(11.0%)	その他 189(8.9%)

資料：農林水産省
「平成25年度青年就農給付金給付実績（九州）」

なお、青年就農給付金について、全国の都道府県及び市町村を対象に実施した「青年就農給付金に関するアンケート調査」の結果によれば、青年就農者の確保に青年就農給付金（経営開始型）や農の雇用事業が役立っているかとの質問に対し、市町村で約８割、都道府県では９割超が「役立っている」との回答でした。また、青年就農給付金について次年度以降も継続すべきかとの質問に対しては、「現行制度のまま、継続すべき」及び「一部改善し、継続すべき」を合わせると、市町村で約９割、都道府県では９割超の回答がありました（図

３－３、図３－４）。その一方で、主な改善点として、所得制限や経営継承に関する給付要件の緩和や仕組みの簡素化等が挙げられました。

図３－３　経営開始型に関する問い

Q. 新規就農者の確保に対して、青年就農給付金（経営開始型）や農の雇用事業は役立っていますか。

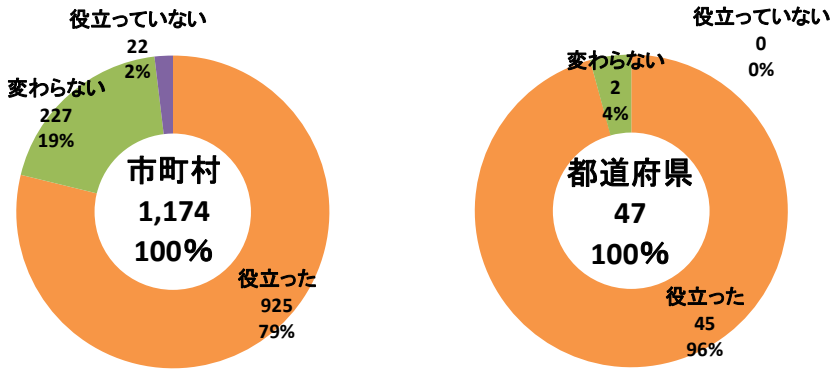

資料：農林水産省
「平成25年度青年就農給付金に関するアンケート」

図３－４　準備型及び経営開始型に関する問い

Q. 青年就農給付金について、次年度以降も継続すべきと考えますか。

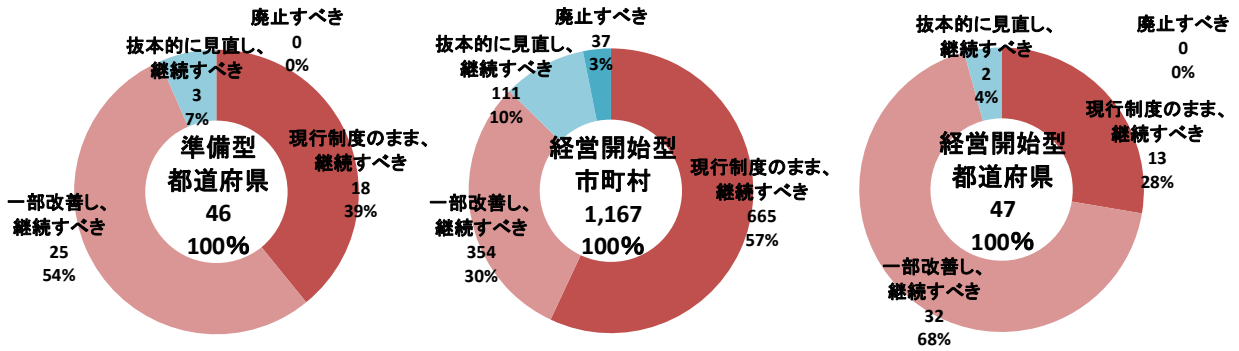

資料：農林水産省「平成25年度青年就農給付金に関するアンケート」

イ　企業参入等

（農地中間管理機構の活用）

農業に参入した企業では、農業生産の基礎的資源である農地の確保が課題であり、これを解決するための一手法として、農地中間管理機構の活用が考えられます。農地中間管理機構では、農地を借り受け、担い手に貸し付け、農地利用を最適化する取組が進められています。

農地中間管理機構を通じて農地の借り入れを行うことにより、企業は、これまで自ら行ってきた農地の出し手との個別交渉が不要となること、可能な限りまとまった農地の借り受けが出来ること等から、この取組を強力に推進しています。

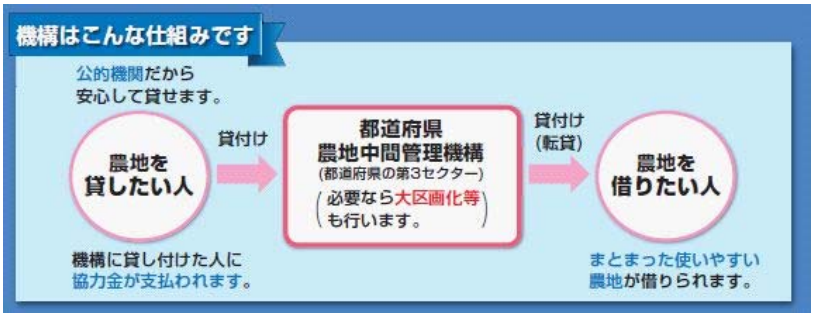

農林水産省パンフレット「人と農地の問題解決に向け
農地中間管理機構を活用しましょう!」より

（農業技術の習得）

農業参入時に「農地の確保」と並び多くの企業が課題として掲げているものに「農業技術の習得」があります。農業経験の乏しい企業にとって「農業技術の習得」は一朝一夕には成し遂げられないため、いかに技術習得やアドバイスを享受出来るかが重要となります。このためには、地域へ溶け込み、地域農業者から指導を仰いだり、専門家を招聘し農業技術を習得することが重要です。

コラム【「農業参入フェア2014 in 福岡」の開催】

平成26年12月９日（火）に福岡市で、農地中間管理機構を活用した企業の農業参入を促進するため、先進事例の発表や参入したい企業と企業を誘致したい地域の具体的なマッチングを行う「農業参入フェア2014 in 福岡」が開催され、農業への参入を希望する企業や自治体等行政関係者など約200人が参加しました。

「農業参入フェア」は、今年度からスタートした新たな取組であり、初年度は福岡会場のほか、東京、名古屋及び仙台の各会場、全国計４か所で開催されました。

第一部のセミナーでは、九州で農業に参入したJR九州、株式会社ローソン及びタマアグリ株式会社（住宅販売メーカー　タマホームの子会社）から農業参入の経緯や現在の取組についての講演が行われました。

第二部の相談ブースでは、九州各県及び近隣各県のほか、公庫や研修機関、参入企業から様々なブースが出展され、農業に参入を希望する企業等の相談に応じていました。

参加者からはおおむね好評の声をいただいたところであり、本取組を継続することで企業の農業参入の促進につながるものと考えています。

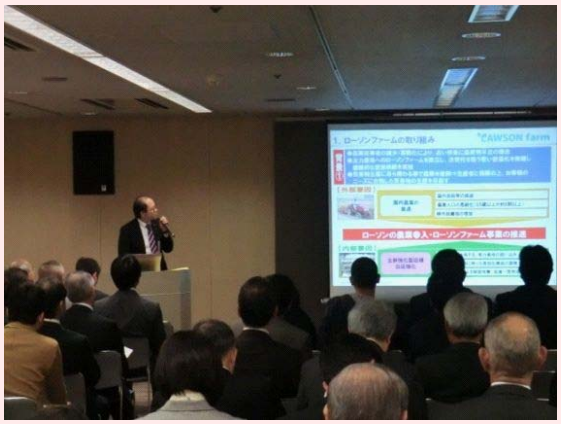

セミナーの様子（ローソンの講演）

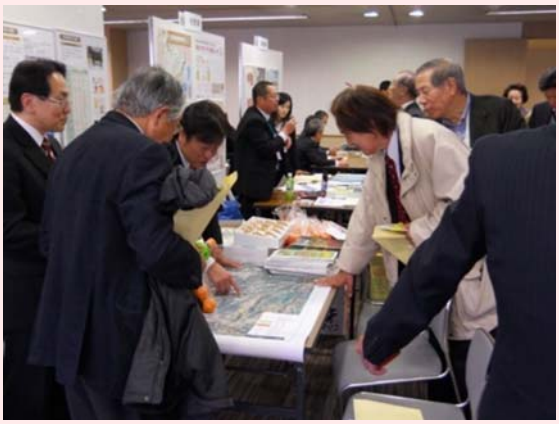

相談ブースの様子

（３）土地利用型部門の課題への対応

第１章で述べたように、野菜や畜産では一定程度担い手の確保が図られ、経営規模の拡大が図られていますが、稲作等の土地利用型では、年齢構成のバランスの悪さが顕著で、主業農家の割合が低い等、担い手の確保や経営規模の拡大に取り組んでいくことが必要です。

水田作等の土地利用型では、担い手の農地利用率を上げ生産コストの削減を図るため、人・農地プラン作成の話合いを通じて、農地中間管理機構を活用し、担い手にまとまった形で分散錯圃（ぶんさんさくほ）を避けながら農地の規模拡大・集積を進めていくことが重要です。

一方、個別農家が比較的容易に経営面積を集団化する手法として集落営農があります。福岡県、佐賀県、熊本県、大分県等の水田地域では、集落営農が営農の中心となっている例も多くみられます。集落営農実態調査によると、平成27年２月時点で、九州では、経営耕地面積と農作業受託面積を合わせて30～50haの規模の集落営農が多く、100ha以上の集落営農も131組織みられます（図３－５）。稲作等の水田経営においては、一定の経営規模の確保が円滑にできること、機械・施設の有効活用が図られること、また零細な経営規模の農家も組織化することができる集落営農も、過渡的形態ながら有効な経営手法といえます。

図３－５　九州における集積している面積規模別の集落営農数

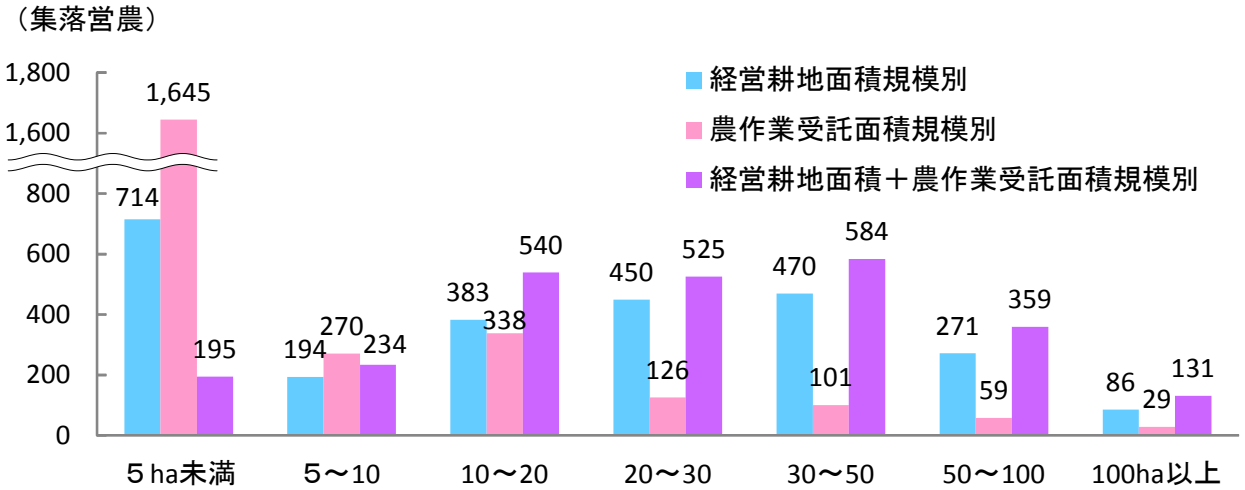

資料：農林水産省「平成27年集落営農実態調査」

また、規模拡大とともに、九州の気象条件等の利点を活かし、経営リスクの分散、労働力や機械施設の有効活用等にメリットがある複合経営は、九州農業の有効な選択肢の一つです。農地の有効活用や生産コスト削減のため、稲作を共同経営化（集落営農・法人）した上で、施設園芸や畜産を担い手がそれぞれ経営していく経営方法が、福岡県筑後地域、佐賀県などを中心にみられます。

佐賀市の集落営農（経営面積30ha）の事例では、構成員12人のうち９人が施設園芸（いちご、トマト）の認定農業者で、施設園芸部門の経営に労働力等を集約するため、水田の土地利用型部門（米、麦、大豆）は集落営農で行い、高齢者を除き全ての構成員がオペレーターとなって作業を共同化しています。このような経営が九州に適した課題解決策の一つです。

（４）経営の継承

担い手の経営資本（機械・施設・農地等）の引継等の経営継承は地域農業の維持や持続的な農業発展等にとって不可欠な課題です。特に既に担い手に集積されている農地を次世代の担い手に確実かつ円滑に継承していくことは重要です。担い手の確保、経営の安定や発展のために、経営の法人化や集落営農化が効果的であることは既述のとおりであり、九州では、法人、任意組織を含めた集落営農全体の77％で経営を引き継ぐ予定者がいるという結果となっています（表３－３）。

表３－３　経営を引き継ぐ予定者の有無別集落営農数割合

（単位：％）

区　　分	経営を引き継ぐ予定者がいる	経営を引き継ぐ予定者がいない
全　国	74.4	25.6
法人	80.3	19.7
任意組織	71.8	28.2
九　州	76.7	23.3

資料：農林水産省「平成26年集落営農活動実態調査」

経営継承については、長期的な視点に立った経営継承の継続的な取組や検討を行うことが重要であり、各県等が行う法人の経営継承に関する研修や専門家による相談・指導体制の整備など、担い手の経営継承についての支援措置が講じられています。

熊本県農業法人協会では、平成13年から、農業経営者の育成を目的として、構成員の20代から30代の後継者を中心に若手農業経営者の部会である維新会（いしんかい）を設けています。同会では、講師を招いて雇用、社会保険制度等の経営に関する勉強会や海外視察など積極的な活動が行われています。このような活動を通じて後継者が先進的な農業経営を学び、将来の課題を共有すること等で、今後の法人経営の更なる発展が大いに期待されます。

２　女性農業者の活躍に向けて

（女性活躍の推進）

女性は、農林水産業と地域の活性化において重要な役割を果たしており、６次産業化等の担い手としても大きく期待されています。このため、農林水産省としても女性の能力の積極的な活用に向けた環境づくりを進めています。

政府が策定した第３次男女共同参画基本計画では、農業分野の成果目標として、農業委員会及び農業協同組合における女性が登用されていない組織数をなくすこと（平成25年度目標）、また、家族経営協定※の締結数を７万件（平成32年度目標）とする目標を掲げ推進を図っているところです（表３－４）。

表３－４　男女共同参画基本計画における成果目標と現状

項　目	成果目標（期限）	現　状
農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数 （注）農業委員、農業協同組合役員を対象	農業委員会、農業協同組合とも　０ （平成25年度）	**農業委員会**〔H26.8.1現在〕 39／　234　（**16.7%：九州**） 529／1,708　（**31.0%：全国**） **農業協同組合**〔H26.7.31現在〕 5／　79　（**6.3%：九州**） 159／699　（**22.7%：全国**）

資料：農業委員会については農林水産省就農・女性課調べ速報値
農業協同組合についてはJA全中調べ

26年８月の調査結果では、九州の農業委員への女性の登用率は8.5%と、全国の7.2%を上回る登用率となっており（図３－６）、女性が登用されていない農業委員会数は、九州管内234委員会のうち39委員会となっています。

また、26年７月末現在において農業協同組合における女性役員の登用率は7.6%と、全国の6.9%を上回る登用率となっており（図３－７）、女性役員が登用されて

図３－６　農業委員会に占める女性委員の割合

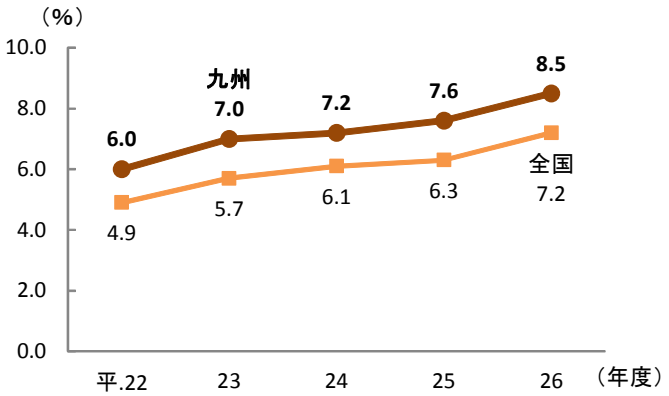

資料：農林水産省「農業委員会及び都道府県農業会議実態調査」～25年度
農林水産省就農・女性課調べ　26年度速報値

図３－７　農業協同組合の役員に占める女性の割合

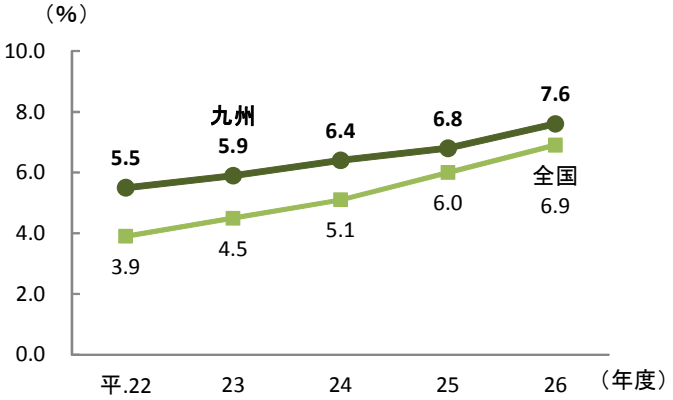

資料：JA全中調べ

※　家族農業経営において、経営内における世帯員の役割分担、労働時間・休日等就業条件、経営移譲に関する取決め等についての協定を締結することを通じて、農業経営に参画する各世帯員の農業経営に対する意欲の増進と能力の向上、さらには女性の地位向上の確立にもつながるもの。

いない農業協同組合数は、九州管内79組合のうち５組合となっています。九州における登用率が全国を上回っているのは、家族経営協定の取組や認定農業者の夫婦協同申請の取組等が早くから行われていることが要因の一つではないかと思われますが、今後さらに女性登用に向けて、議会や市町村長、JA女性部等への働きかけを継続していきます。

（家族経営協定の締結）

家族経営協定は、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬等について、家族間の十分な話合いに基づき取り決めるものです。また、家族経営協定の締結は、夫婦等による認定農業者の認定の共同申請が可能となるなど、各種制度上のメリットや要件が得られます。

協定締結を通じて、農業経営に対し、経営主だけでなく配偶者や後継者など家族みんなが主体的に経営に参画することにより、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備することは、家族農業の発展のためだけでなく、女性の活躍に向けた環境整備にも有効な手段として推進しています。平成26年３月31日現在の締結数をみると、全国で５万4,190件となっており、うち九州では１万4,075件で全国の約４分の１を占めています（図３－８）。

図３－８　家族経営協定の締結数の推移

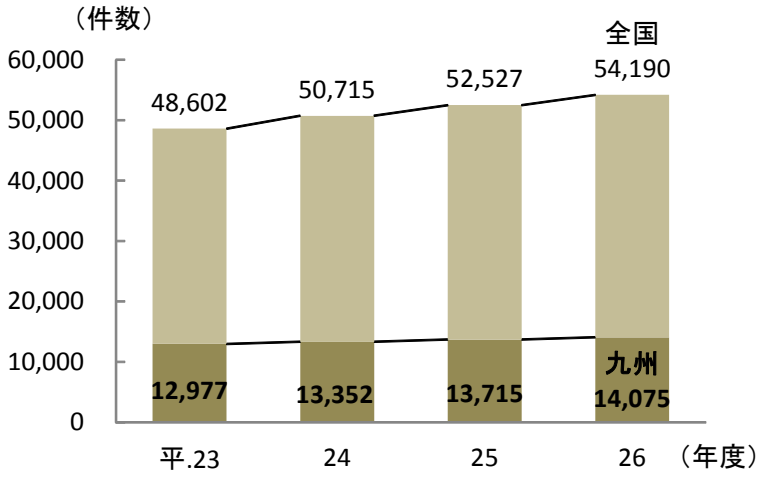

資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」

（女性経営者の発展支援）

地域農産物を活用した特産加工品づくりや農産物直売所での販売、農家民宿の経営など農村女性の起業件数は増加傾向で推移しており、平成24年度には1,950件となっています（図３－９）。活動

図３－９　女性の起業活動数の推移

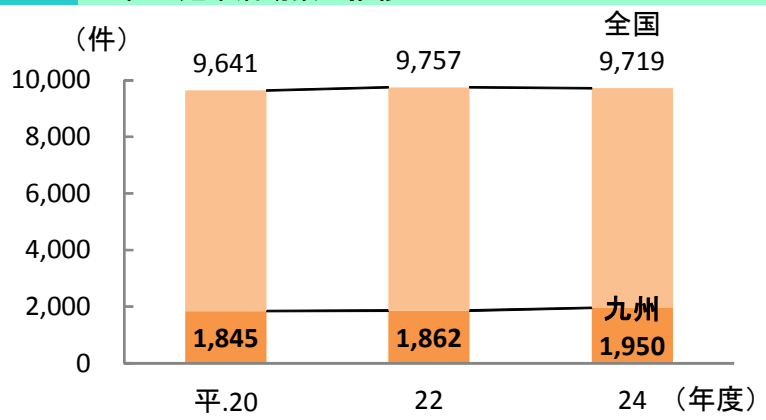

資料：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」

内容をみると、農産物直売所等での流通・販売が69％、食品加工が58％と多くなっています（図３－10）。こうした起業活動は、農業・農村の６次産業化の取組へとつながることや地域活性化に貢献することが期待されます。今後さらに、農村女性による取組を発展させていくためには、女性経営者相互のネットワークの形成や異業種との結び付きを深めていくことが重要です。

図３－10　女性の起業活動内容（複数回答　九州）

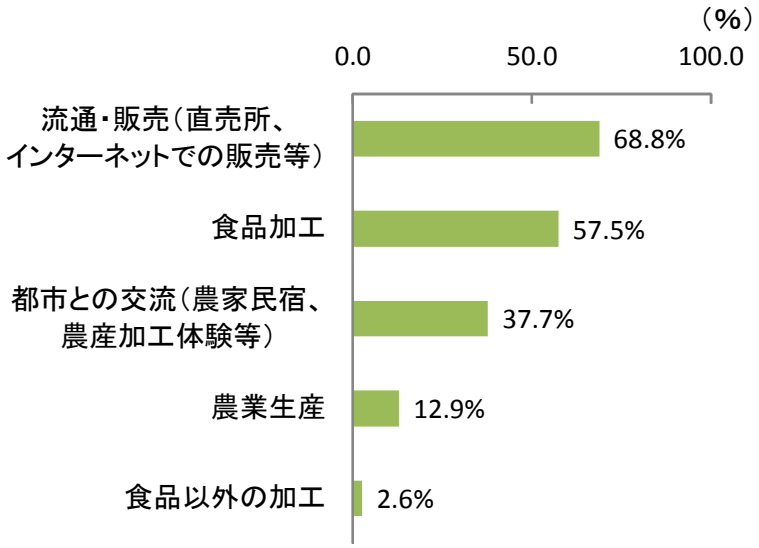

資料：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」

九州農政局では、農山漁村において女性が経営や社会づくりの場に積極的に参画できる環境づくりや女性経営者相互のネットワークの形成を進めるため、例年「農山漁村男女共同参画推進セミナー」を開催しています。26年度は12月10日、熊本市において女性農業者等約230人が参加しました。

基調講演では、２人の女性経営者が、経営戦略や新商品の開発、事業の多角化等、女性ならではの視点で経営参画することの重要性と、経営発展の可能性について講演を行いました。また、事例発表では、女性農業者が新規就農の経緯や課題、６次産業化における新商品の開発・販売戦略、徹底した経営分析による規模拡大及び事業展開の実践について報告を行いました。

地域で活躍する女性経営者の具体的な取組を直接聞くことにより、今後の女性農業者の経営発展や活躍促進につながることが期待されます。

農山漁村男女共同参画推進セミナーの様子

特集編の編集を終えて

今後10年程度先までの施策の方向等を示すものとして、平成27年３月に見直しが行われ、新たに策定された、「食料・農業・農村基本計画」では、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と、構造改革を後押ししつつ農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として進める観点で食料・農業・農村政策の改革を進め、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指すこととしています。

九州における農業は、担い手はもちろんのこと、小規模な経営や高齢農業者等を含め多様な農業者に支えられ、生産・供給が行われており、全国の農業産出額の２割強を占めるなど、地域経済を支える重要な基幹産業となっています。

しかし、産業として農業をみた場合、基幹的農業従事者は高齢化し、減少を続けており、農業が持続的に発展し、食料の安定供給という役割を発揮していくためには、農業を営む人、担い手を育成・確保していくことが重要な課題となっています。

これまで述べてきたように、それぞれ課題はありますが、認定農業者や集落営農などの担い手、新規就農や企業の農業参入は増加傾向にあり、また、女性の活躍も期待されているところです。今後とも、担い手に対して法人化等を通じた経営発展の後押しや重点的な支援を行うとともに、新規就農や企業参入の促進を図っていくことが重要です。

一方で、阿蘇の野焼きなどにみられるように、農業の有する多面的機能の維持・発揮や地域の伝統文化等の継承を図っていくためには、地域住民等を含めた地域全体で取り組んでいくことが重要です。地域の様々な経営規模の農業者や、家族経営や法人経営、副業的農家、高齢農業者等が活躍しています。本特集編では、主に産業政策の視点での担い手について取り上げましたが、地域を支える多様な農業者も九州農業を支える担い手といえます。

最後になりましたが、九州農政局では、九州農業の発展に向けて、産業政策と地域政策を車の両輪として、引き続き担い手の確保を図るため各種施策を推進していきます。

【参考資料】

Ⅰ　用語の解説

【認定農業者（制度）】

○認定農業者制度の創設の経緯と概要

・　平成４年の新政策（新しい食料・農業・農村政策の方向）において、他産業並の年間労働時間と生涯所得を実現する「効率的・安定的な経営体」が生産の相当部分を担うような農業構造の確立が提示されたことを受け、平成５年に認定農業者制度を創設。

・　具体的には、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき、農業者が５年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村が作成する基本構想に照らして、市町村が認定する制度。

・　経営改善に向けた意欲のある農業者であれば、①年齢・性別、②専業兼業の別、③経営規模、④営農類型、⑤組織形態等を問わず認定の対象。

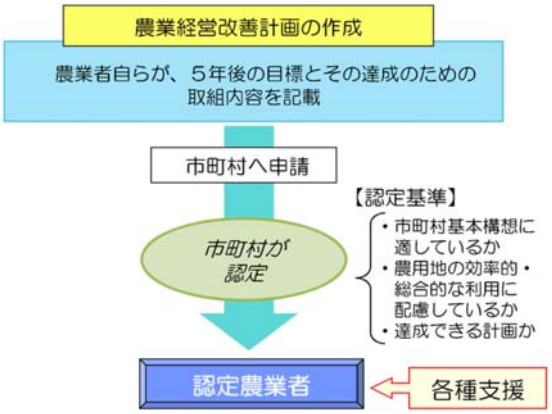

○　経営改善計画の記載内容

- 経営改善の方向（年間農業所得の現状と目標、年間労働時間の現状と目標等）
- 経営規模の目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積等）
- 生産方式に関する目標（例：機械・施設の導入、ほ場連担化、新技術の導入等）
- 経営管理に関する目標（例：複式簿記での記帳等）
- 農業従事の様態の目標（例：休日制の導入等）等

市町村基本構想

地域における望ましい農業経営の姿として、以下の指標を提示

- 営農類型別の経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等
- 年間農業所得の目標
  主たる従事者1人当たり概ね350万円～600万円程度で、市町村毎に地域における他産業従事者の所得を参考に設定
- 年間労働時間の目標
  概ね1,800～2,000時間程度

○認定農業者に対する主な支援措置（平成27年度）

・　認定農業者になることで、経営所得安定対策の交付対象となるとともに、㈱日本政策金融公庫の長期・低利融資や農業経営基盤強化準備金制度による税制の特例等の支援措置が受けられる。

経営所得安定対策	・ 生産条件不利補正交付金（ゲタ対策） ・ 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	・ 麦・大豆のコスト割れの補填 ・ 米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネット
融資	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	経営改善のための長期低利融資。（農地、施設機械などの取得及び経営費用をまかなう長期運転資金にも利用可能。）
税制	農業経営基盤強化準備金制度	経営所得安定対策等の交付金を積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入。 さらに5年以内にこの積立金を取り崩して、農地や農業用機械、農業用建物等を取得した場合に圧縮記帳が可能。
出資	アグリビジネス投資育成株式会社（アグリ社）等による出資	認定農業者を含む農業法人は、農業法人投資円滑化法に基づく大臣承認を受けたアグリ社等から出資を受けることが可能。
農業者年金	農業者年金の保険料支援（特例付加年金）	保険料の半分（1万円/月）を国庫補助。

【認定新規就農者（制度）】

○認定新規就農者

・　新規就農者を大幅に増やし、地域農業の担い手を育成していくためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した担い手育成支援が重要であることから、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の中に、新たに「青年等就農計画」について位置付けた。

・　具体的には、新たに農業を始める者が、就農後数年後の経営の目標を規定した青年等就農計画を作成し、市町村が認定する制度。

・　対象者は、新たに農業を営もうとする、青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）等。

○認定新規就農者に対する主な支援措置（平成27年度）

・　早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に講じることとしており、青年就農給付金（経営開始型）、青年等就農資金（無利子融資）、経営所得安定対策などによる支援が受けられる。

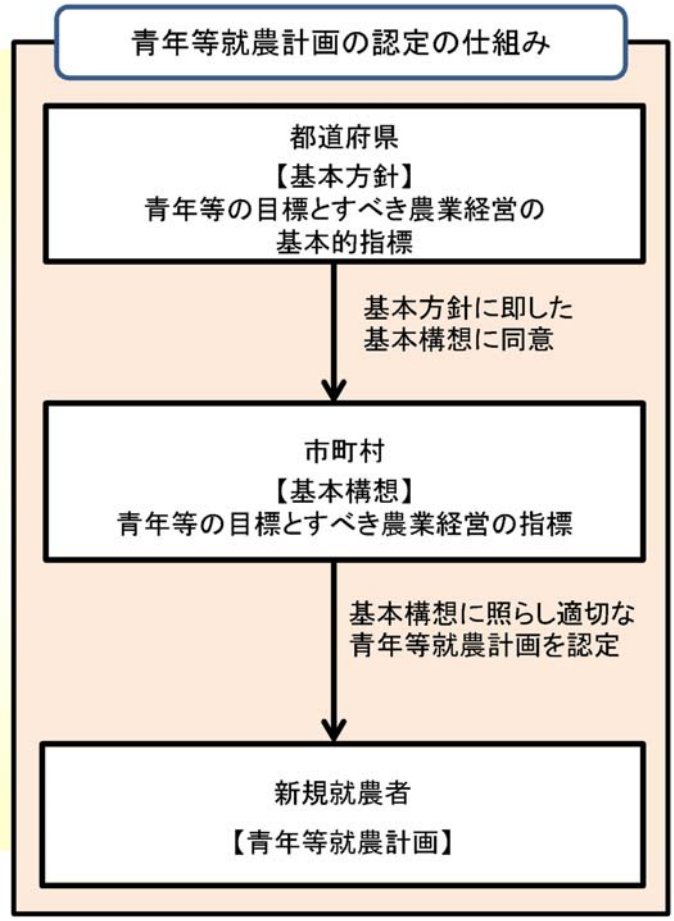

【集落営農】

○集落営農とは

・　集落を単位として、複数の個人が集まって、機械の共同利用、作業の共同化により経営の効率化を図る取組。

・　農業機械を共同利用することにより、農業機械の過剰投資を避けることができ、生産コストの低減につながる。

・　集落営農の形態としては、

①構成員が共有している機械等を共同利用する「機械等共同利用型」

②構成員が農作業を受託する「農作業受託型」

③構成員が各々適した作業に従事し、協業で経営する「協業経営型」がある。

○集落営農の発展方向のイメージ

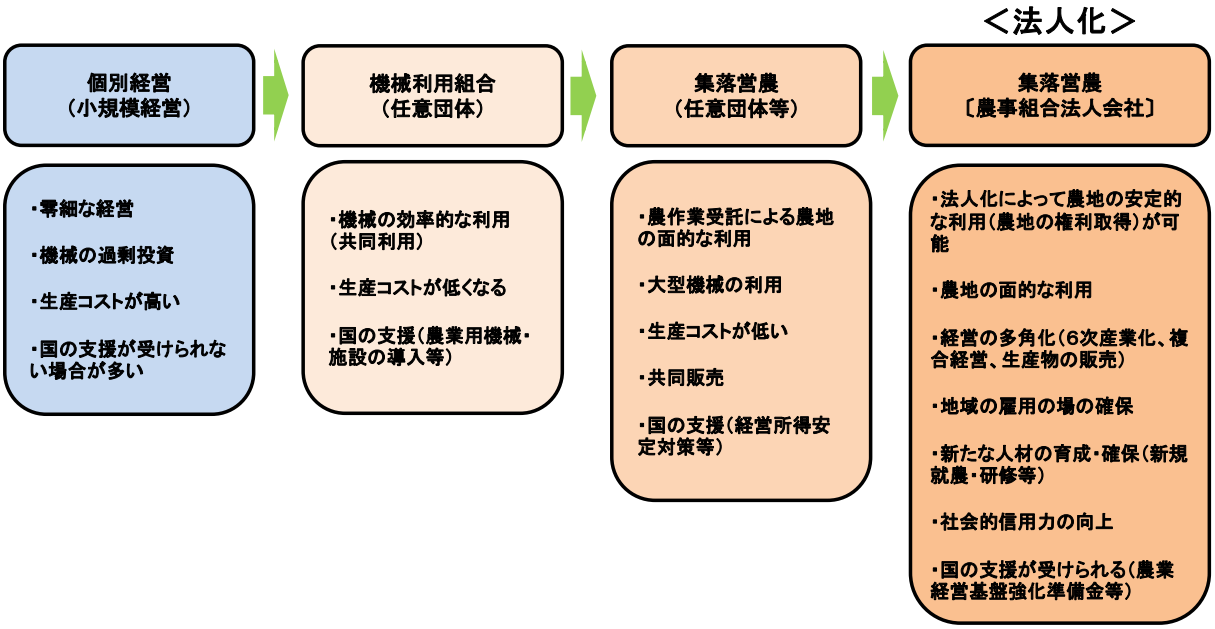

【農業法人】

・　「法人形態」によって農業を営む法人の総称。
・　法人には、「会社法人」と「農事組合法人」の２つのタイプがある。
・　農業法人には、農地の権利取得の有無によって農業生産法人と一般法人に大別される。

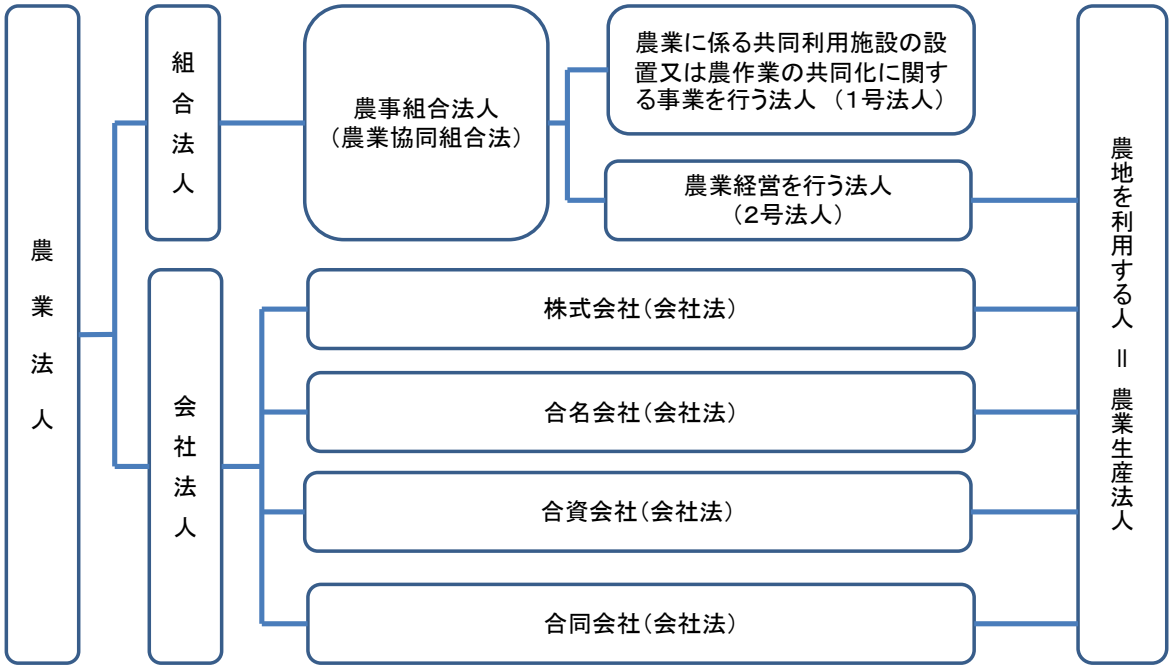

※　「農業生産法人」は、会社法や農業協同組合法に基づいて設立された法人のうち、農地の権利を取得できる一定の要件を満たす法人を「農業生産法人」と総称。

【６次産業化】

農林漁業者が生産した農産物等を、自ら販売・加工することによる付加価値の拡大・創造を図る取組や農山漁村に溢れている有形無形の様々な「地域資源」（農林水産物、バイオマス、自然エネルギー、風景・伝統文化など）を有効に活用して、農林漁業者（１次産業従事者）がこれまでの原材料供給者としてだけではなく、商工業者と連携して加工（２次産業）・流通や販売（３次産業）に取り組み、農林水産物の高付加価値化や経営の多角化を進めることで、農山漁村の雇用確保や所得の向上を図る取組のこと。

具体的には、農産物直売所での自家製農産物の販売や、漬物やそう菜、菓子など自家製農産物加工品の販売、また、観光農園や農家民宿、農家レストランの経営等も６次産業化といえる。

【人・農地プラン】

○人・農地プランとは

・　それぞれの集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」として、それぞれの集落・地域において徹底的な話合いを行い作成するもの。

・　人・農地プランの範囲は、複数集落や学校区等のエリアが基本となるが、地域の実情を踏まえて旧市町村単位や集落単位など適切なエリアに見直すことが可能。

○プランの内容

・　今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか

・　地域の担い手は十分確保されているか

・　将来の農地利用のあり方

・　農地中間管理機構の活用方針

・　近い将来の農地の出し手の状況（いつ頃、どのぐらい出す意向か）

・　中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）の役割分担を踏まえた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、６次産業化）

○プラン作成の進め方

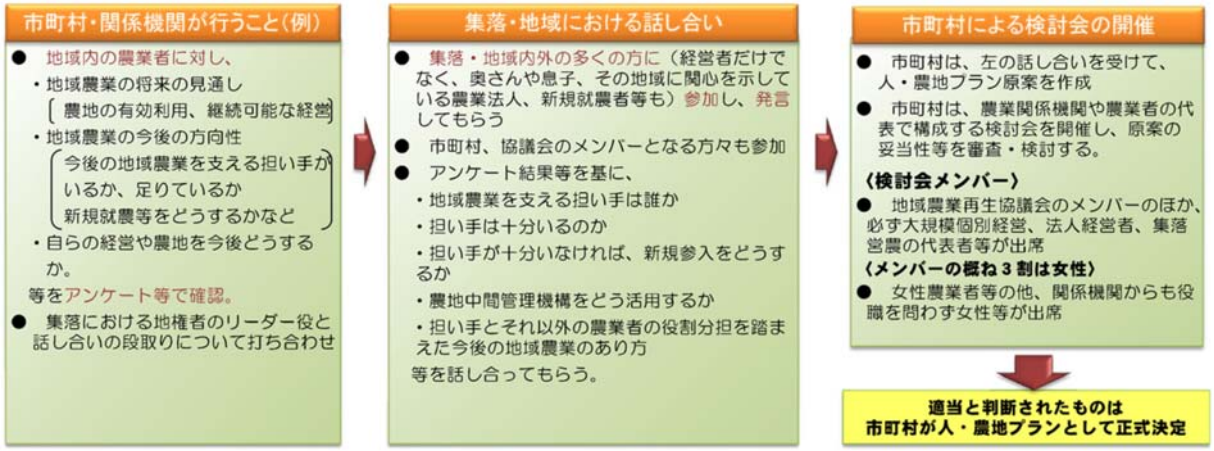

Ⅱ　農業の発展に役立つ主な支援策（平成27年度）

認定農業者、集落営農組織、農業法人、認定新規就農者等担い手の経営発展に役立つ主な支援策を紹介します。

取組内容	事業名	支援内容	問合せ先
「人と農地の問題」の解決	人・農地問題解決加速化支援事業	地域の抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」の見直しや、プランの実現に向けた取組を支援します。	最寄りの市町村、都道府県
担い手への農地の集積	機構集積協力金	地域における話合い（人・農地プラン）に基づき農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた地域や、農地を貸し付けて担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手の皆さんを支援します。	農地中間管理機構ホットライン（TEL 03-6744-2151）（Mail:kikou@nm.maff.go.jp）
新たに農業を始めたい	青年就農給付金（準備型、経営開始型）	県農業大学校や先進農家・先進農業法人等での研修時や、農業経営を始めて間もない時期の収入を確保します。	市町村の農政担当窓口
	青年等就農資金	新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者の施設・機械の購入等に対して、無利子の資金を貸し付けます。	都道府県、普及指導センター、市町村、㈱日本政策金融公庫
新たな人材を確保したい	新規就農等相談支援事業、農の雇用事業	新規就農者を雇用する農業法人等を支援します。	農林水産省経営局就農・女性課就農促進グループ
集落営農等の組織化・法人化を進めたい	担い手経営発展支援事業	集落営農が組織化するために必要な経費を助成します。	最寄りの市町村
経営の安定を図りたい	経営所得安定対策（畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策））	認定農業者、集落営農、認定新規就農者に、諸外国との生産条件の格差による不利により、コスト割れが発生している麦、大豆等の生産に対する交付金を交付します。	最寄りの地域農業再生協議会、九州農政局及び各地域センター（無料相談　TEL 0120-38-3786）
	経営所得安定対策（米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策））	認定農業者、集落営農、認定新規就農者に、収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補塡する仕組みです。	

Ⅲ　農林漁業への新規就業に関する問合せ先

農林漁業への新規就業に関する問合せ先（九州管内）

九州農政局ホームページより
http://www.maff.go.jp/kyusyu/kikaku/koyou_soudan/nourin_toiawase.html
ホーム ＞ 申請・お問い合わせ ＞ 農山漁村における雇用相談 ＞ （3）農林漁業への新規就業に関する問い合わせ先（九州管内）

農業への新規就業相談窓口（県農業会議）

県名	団体名等	郵便番号	住所	電話番号
福岡県	福岡県農業会議	810-0001	福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館	092-711-5070
佐賀県	佐賀県農業会議	840-0041	佐賀市城内1-6-5県庁南別館内	0952-23-7057
長崎県	長崎県農業会議	850-0861	長崎市江戸町2-1県庁第3別館内	095-822-9647
熊本県	熊本県農業会議	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1 県庁内本館10階	096-384-3333
大分県	大分県農業会議	870-0044	大分市舞鶴町1-4-15 農業会館別館2階	097-532-4385
宮崎県	宮崎県農業会議	880-0913	宮崎市恒久1-7-14	0985-73-9211
鹿児島県	鹿児島県農業会議	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1 県庁行政棟11階	099-286-5815

農業への新規就業相談窓口（青年農業者等育成センター）

県名	団体名等	郵便番号	住所	電話番号
福岡県	(公財)福岡県農業振興推進機構	810-0001	福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館2階	092-716-8355
佐賀県	（公社）佐賀県農業公社	840-0041	佐賀市城内1-6-5	0952-26-9503
長崎県	(公財)長崎県農林水産業担い手育成基金	854-0062	諫早市小船越町3171	0957-25-0031
熊本県	（公財）熊本県農業公社 （熊本県新規就農支援センター）	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1 県庁本館10階	096-385-2679
大分県	(公社)大分県農業農村振興公社	870-0044	大分市舞鶴町1-4-15 農業会館別館2階	097-535-0400
宮崎県	(公社)宮崎県農業振興公社	880-0913	宮崎市恒久1-7-14	0985-51-2631
鹿児島県	(公社)鹿児島県農業・農村振興協会	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1 県庁行政棟11階	099-213-7223

林業への新規就業相談窓口

県名	団体名等	郵便番号	住所	電話番号
福岡県	（公財）福岡県水源の森基金	810-0001	福岡市中央区天神3-14-31 天神リンデンビル3階	092-732-5450
佐賀県	佐賀県森林組合連合会	840-0027	佐賀市本庄町大字本庄278番地4 佐賀県森林会館内	0952-23-4191
長崎県	(一社)長崎県林業協会	854-0063	諫早市貝津町1122－6	0957-25-0184
熊本県	（公財）熊本県林業従事者育成基金	862-0950	熊本市中央区水前寺6丁目5-19 （住宅供給公社ビル内）	096-340-1151
大分県	大分県森林組合連合会	870-0844	大分市大字古国府字内山1337-20 大分県林業会館内	097-545-3500
宮崎県	宮崎県森林組合連合会	880-0805	宮崎市橘通東1丁目11番1号	0985-25-5133
	(社)宮崎県林業労働機械化センター	880-0802	宮崎市別府町3-1宮崎日赤会館	0985-29-6008
鹿児島県	鹿児島県森林組合連合会	892-0816	鹿児島市山下町9番15号 鹿児島林業会館3階	099-226-9471
	（公財）鹿児島県林業担い手育成基金 鹿児島県林業労働力確保支援センター	899-5302	姶良市蒲生町上久徳182-1	0995-54-3131

漁業への新規就業相談窓口

県名	団体名等	郵便番号	住所	電話番号
福岡県	福岡県漁業就業者確保育成センター	812-8577	福岡市博多区東公園7-7 （福岡県農林水産部水産局水産振興課内）	092-643-3563
佐賀県	佐賀県高等水産講習所	847-0122	唐津市唐房6-4948- 23	0955-74-2565
長崎県	長崎県漁業就業者確保育成センター	850-8570	長崎市江戸町2-13 （長崎県水産部水産振興課内）	095-824-3624
熊本県	熊本県漁業就業者確保育成センター	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1 （熊本県水産振興課内）	096-333-2457
大分県	大分県漁業就業者確保育成センター	870-0021	大分市府内町3-5-7 （大分県漁業協同組合内）	097-532-6611
宮崎県	宮崎県漁業就業者確保育成センター	880-0858	宮崎市港2-6 （宮崎県漁業協同組合連合会内）	0985-28-6111
鹿児島県	鹿児島県漁業就業者確保育成センター	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1 （鹿児島県商工労働水産部水産振興課内）	099-286-3426